

(案)

平成 24 年 月 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町外部評価委員会委員長 石田 晴美

平成 24 年度寒川町外部評価委員会 評価結果報告書

平成 24 年度の寒川町外部評価委員会として、町の事業等の評価を実施しました。その経過及び結果について報告します。

1 寒川町外部評価委員会会議の開催状況

第 1 回 平成 24 年 7 月 5 日(木) 午後 1 時から

- ・外部評価の実施方法等について
- ・事業選定基準(案)の検討について
- ・対象事業の選定について

第 2 回 平成 24 年 7 月 26 日(木) 午前 9 時から

- ・事業等選定基準(第 2 案)の検討について
- ・対象事業等の選定について

第 3 回 平成 24 年 8 月 10 日(金) 午前 9 時から

- ・ヒアリングの実施

第 4 回 平成 24 年 8 月 30 日(木) 午前 9 時から

- ・ヒアリングの実施

第 5 回 平成 24 年 9 月 28 日(金) 午後 5 時から

- ・評価内容の検討

第 6 回 平成 24 年 10 月 16 日(火) 午後 5 時から

- ・評価内容の検討 or 確定及び評価実施結果報告書について

第 7 回 平成 24 年 10 月 25 日(木) 午前 9 時から

- ・評価内容の確定及び評価実施結果報告書について

2 外部評価の進め方

- (1) 外部評価対象事業等の選定基準を決定し、その基準により評価対象を選定。(第 1・2 回会議)
- (2) (1)で選定された事業等に対し、ヒアリングを実施。(第 3・4 回会議)
- (3) 各事業等の主管課から提出された資料及びヒアリングの結果を基に、評価を実施。(第 5・6 回会議)

3 評価対象事業等

- (1) 評価対象を選定した基準は次のとおりである。

事務事業 事務経費 共通	1	規模の大きいもの(平成24年度予算額の大きいもの)を優先する。
	2	町民生活に影響が大きいと思われるものを優先する。
	3	一般町民から見て、具体的な事業内容やその効果が分かりにくい事業を優先する。
	4	関連すると思われるものは合わせて選定する。
	5	過去の事業仕分けや外部評価の対象事業は除く。
事務事業	6	町単独事業や、国や県の関与が少ない事業(国や県の補助が少なく、町の負担が大きい事業)を優先する。
	7	町総合計画「さむかわ2020プラン」前期基本計画平成23年度実施計画の各章からバランスを見ながら選定する。
	8	町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画第1次実施計画に登載されていない事業は除く。
事務経費	9	国や県の関与が少ないもの(国や県の補助が少なく、町の負担が大きいもの)を優先する。
	10	平成24年度予算に計上されていないものは除く。

(2) (1)の基準により選定した事業等は、次の12項目である。

No.	事業等の名称	主管課等
1	地震対策事業	防災安全課
2	教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)	学校教育課
3	クリーンエネルギーの有効活用事業	環境課
4	ICT活用事業	企画政策部
5	コンピュータ利用事業	企画政策部
6	寒川駅周辺整備事務所維持管理経費 土地区画整理事業事務経費 駅周辺公園管理経費 土地区画整理審議会関係経費	寒川駅周辺整備事務所
7	施設維持管理経費	公民館
8	じん芥処理事務経費	環境課
9	寒川総合体育館運営管理経費	都市計画課
10	私立幼稚園就園奨励費助成事業	教育総務課
11	民生委員児童委員活動事業	福祉課
12	勤労者住宅資金利子補助事業 勤労者福祉事務経費	産業振興課

4 ヒアリングの実施

評価対象事業等に対し、1項目あたり約1時間かけてヒアリングを実施した。

ヒアリングは、各担当課の職員から事務事業評価シート、概要説明書及び参考資料の提出を受け、事業の概要を聞き取り、疑問点等を質疑することにより行った。

5 外部評価の実施

4のヒアリングの結果を踏まえて評価を行った。

評価は、「事業の方向性」と「予算額」の2つの面において、次の区分により行うこととした。

評価内容	区分				
	拡充	現行どおり	要改善	抜本的見直し	休止・廃止
事業の方向性					
予算額	増額	現行		減額	なし

6 外部評価の結果

当委員会としての各事業の外部評価の結果は次のとおりである。

No.	事業等の名称	評価結果	
		事業の方向性	予算額
1	地震対策事業	要改善	増額
2	教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)	抜本的見直し	現行
3	クリーンエネルギーの有効活用事業	拡充	増額
4	ICT活用事業	現行どおり	減額
5	コンピュータ利用事業	現行どおり	現行
6	寒川駅周辺整備事務所維持管理経費 土地区画整理事業事務経費 駅周辺公園管理経費 土地区画整理審議会関係経費	要改善	減額
7	施設維持管理経費	抜本的見直し	現行
8	じん芥処理事務経費	現行どおり	現行
9	寒川総合体育館運営管理経費	現行どおり	現行
10	私立幼稚園就園奨励費助成事業	要改善	減額
11	民生委員児童委員活動事業	要改善	現行
12	勤労者住宅資金利子補助事業 勤労者福祉事務経費	抜本的見直し	減額

※詳細は、別紙「平成24年度外部評価委員会 評価結果」のとおり。

7 評価結果の事業への反映

評価結果は、早急に各事業等の執行に反映させることを望む。今回の評価結果を町としてどのように捉え、その執行にどのように反映させたかについて、報告をお願いする。

8 その他意見

○説明責任の徹底について 計画の策定や事業執行に当たっては、町民に対して、町の考え方を明確に示し、町民の理解が得られるよう説明責任をしっかりと果たしていただきたい。(今年度の評価過程において、その必要性が問われたのは、ごみ処理関連事業と寒川駅周辺整備事業である。)

9 委員構成

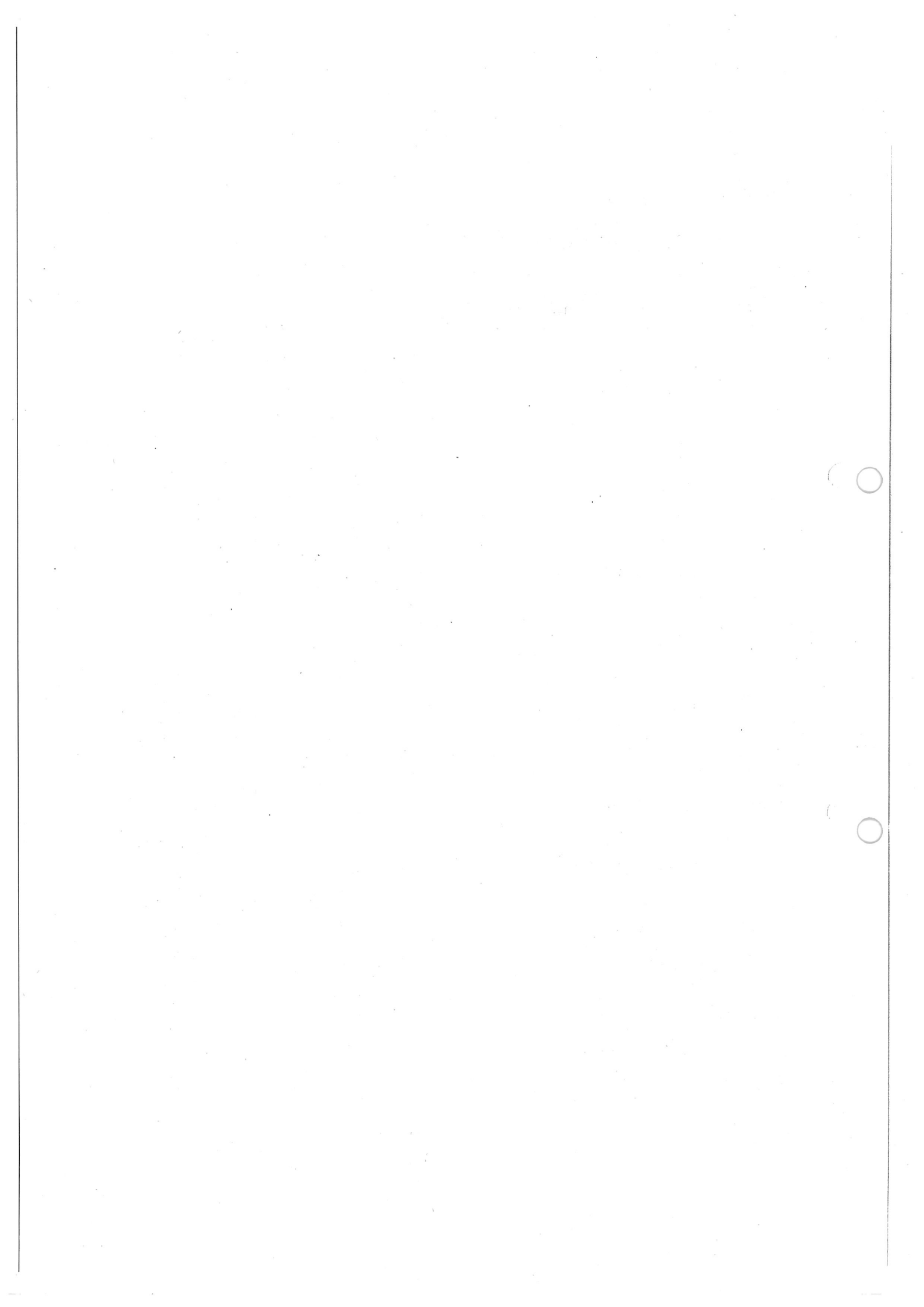
委員長	石田 晴美	学識経験者 文教大学准教授
副委員長	宮内 芳明	行政経験者 神奈川県OB
委員	新木 重光	寒川町工業協会からの推薦 (株)サンエーサンクス代表取締役社長
委員	生田 忠和	公募の町民
委員	吉田 政明	東京地方税理士会藤沢支部からの推薦 税理士

平成24年度
外部評価委員会

評価結果
(案)

○評価結果一覧

事務事業名	評価結果		掲載ページ
	事業規模 方向性	予算額	
地震対策事業	拡大	現行	1
教育コンピュータ活用事業(小学校) " (中学校)	拡大	現行	10
クリーンエネルギーの有効活用事業	拡大	増額	21
ICT活用事業	拡大	減額	27
コンピュータ利用事業	現行	現行	38
寒川駅周辺整備事務所維持管理経費 土地区画整理事業事務経費 駅周辺公園管理経費 土地区画整理審議会関係経費	縮小	減額	49
施設維持管理経費(公民館)	拡大	現行	65
じん芥処理事務経費	拡大	現行	70
寒川総合体育館運営管理経費	拡大	現行	76
私立幼稚園就園奨励費助成事業	縮小	減額	86
民生委員児童委員活動事業	拡大	増額	96
勤労者住宅資金利子補助事業 勤労者福祉事務経費	縮小	減額	102



【地震対策事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇災害発生時における個別具体の検討が不足しており、実践的な行動計画・マニュアルが策定されていない。特に次の点については、著しい問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 備蓄食糧の殆どを1箇所(さむかわ中央公園)で保管しており、かつ、避難所への分配方法も明確になっていないこと。 * 災害発生時における、自主防災組織ごと等の地域事情に応じた、具体的・実践的な行動計画や訓練が不十分であること。 * 液状化による被害想定を詳細には把握しておらず、その対策に係る検討が不十分であること。 <p>◇現行の備蓄目標値は、性質や規模が全く違う資機材を全て足したうえで達成率を示すなど、その算出方法が適切ではない。</p> <p>◇備蓄資機材(特に食糧)については、全町民を対象としていることに疑問を感じる。</p>				
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 40%;">事業の方向性</th> <th style="width: 60%;">要改善</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>◇被害想定や町の特性に係るきめ細やかな調査・研究を行った上で、寒川町地域防災計画を見直すとともに、災害発生時のシミュレーションや実践的なマニュアルの作成を行うべき。なお、その際には、特に次の事項に関して見直し・策定を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 備蓄食糧については、保管場所の分散及び災害発生時における分配方法に係る計画を早急に検討し、策定すべき。 * 災害弱者のタイプや人数を想定し、備蓄内容やその分配方法へ反映させるなど、地域の実状に応じた計画の策定及び訓練の実施などの方策を講ずるべき。 * 液状化による被害想定とその対策に係る検討を早急に行い、計画を策定すべき。 <p>◇備蓄目標値については、資機材ごとにその必要性・必要数を検討し、設定・公表の方法を検討すべき。</p> <p>◇町民の防災意識を高めることが重要である。町は町民の備蓄状態(備蓄率)を把握し、それを公表した上で、各家庭において3日分程度の食料品等を備蓄するように働きかけるなど、自己防衛の観点から啓発を行うべき。また、備蓄食糧については、災害弱者優先の備蓄に切り替えるなどの検討も必要。</p> </td> </tr> </table>	事業の方向性	要改善	<p>◇被害想定や町の特性に係るきめ細やかな調査・研究を行った上で、寒川町地域防災計画を見直すとともに、災害発生時のシミュレーションや実践的なマニュアルの作成を行うべき。なお、その際には、特に次の事項に関して見直し・策定を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 備蓄食糧については、保管場所の分散及び災害発生時における分配方法に係る計画を早急に検討し、策定すべき。 * 災害弱者のタイプや人数を想定し、備蓄内容やその分配方法へ反映させるなど、地域の実状に応じた計画の策定及び訓練の実施などの方策を講ずるべき。 * 液状化による被害想定とその対策に係る検討を早急に行い、計画を策定すべき。 <p>◇備蓄目標値については、資機材ごとにその必要性・必要数を検討し、設定・公表の方法を検討すべき。</p> <p>◇町民の防災意識を高めることが重要である。町は町民の備蓄状態(備蓄率)を把握し、それを公表した上で、各家庭において3日分程度の食料品等を備蓄するように働きかけるなど、自己防衛の観点から啓発を行うべき。また、備蓄食糧については、災害弱者優先の備蓄に切り替えるなどの検討も必要。</p>	
事業の方向性	要改善				
<p>◇被害想定や町の特性に係るきめ細やかな調査・研究を行った上で、寒川町地域防災計画を見直すとともに、災害発生時のシミュレーションや実践的なマニュアルの作成を行うべき。なお、その際には、特に次の事項に関して見直し・策定を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 備蓄食糧については、保管場所の分散及び災害発生時における分配方法に係る計画を早急に検討し、策定すべき。 * 災害弱者のタイプや人数を想定し、備蓄内容やその分配方法へ反映させるなど、地域の実状に応じた計画の策定及び訓練の実施などの方策を講ずるべき。 * 液状化による被害想定とその対策に係る検討を早急に行い、計画を策定すべき。 <p>◇備蓄目標値については、資機材ごとにその必要性・必要数を検討し、設定・公表の方法を検討すべき。</p> <p>◇町民の防災意識を高めることが重要である。町は町民の備蓄状態(備蓄率)を把握し、それを公表した上で、各家庭において3日分程度の食料品等を備蓄するように働きかけるなど、自己防衛の観点から啓発を行うべき。また、備蓄食糧については、災害弱者優先の備蓄に切り替えるなどの検討も必要。</p>					
予	算 額				
増額	<p>◇きめ細かい計画の策定・マニュアルの作成に要する費用に関しての人員増も含めた増額とする。</p>				

概要説明書

事務事業名	地震対策事業	体系コード	33113-02
主管課	防災安全課防災安全担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先 (株)サンエーサンクス) <input type="checkbox"/> 補助金 [<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接] (補助先 実施主体:) <input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事業の内容と事業費	事業	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	地震災害警戒本部	地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に係る地震災害警戒本部に関すること 本部員の選定・委嘱に係る事務 開催通知の発送及び会議公表に係る事務 地震災害警戒本部員報酬の支出事務 @8,700円×4人 (消防団長・NTT茅ヶ崎支店交換設備担当課長・東京電力神奈川支店平塚営業所料金課長・神奈川中央交通茅ヶ崎営業所長) 議事録の作成及び公表に係る事務	- 0 (報酬)	- 35 (報酬)
	災害時用備蓄食糧	災害時用及び総合防災訓練用の食糧の購入に関すること アルファ化米の購入に係る事務 (計10,350食) 2,484,615円 無洗米の購入に係る事務 (5kg×4袋) 8,800円 備蓄食糧の管理及び保管	2,493 (需用費)	4,730 (需用費)
	耐震性貯水槽維持管理	町内4カ所に設置されている耐震性貯水槽の遮断弁・給水室の点検、清掃等の管理に関すること(隔年で2カ所ずつの実施。平成23年度は旭小学校とさむかわ中央公園) 上記管理の専門業者への委託に係る契約及び支出事務 154,350円	154 (委託料)	155 (委託料)
	災害時用備蓄資材	災害時用及び総合防災訓練用の資材の購入に関すること 土のう用川砂の購入に係る事務 (7立米) 47,600円 備蓄資機材の管理及び保管、保守	48 (原材料費)	28 (原材料費)

概要説明書

その他	<ul style="list-style-type: none"> * 自主防災組織(自治会)等への防災に関する講演会、研修会等の実施(7回実施) * 町イベント時におけるチラシ、パンフレット等の配布による啓発(緑のフェスティバル、産業まつりの2回) * 地域防災計画の見直しの検討 * 避難所運営マニュアルの作成 * 災害時職員行動マニュアルの作成 * 地域防災力の強化と防災意識の高揚を図ることを目的とした総合防災訓練の実施(参加総数: 720人) * 中越地震で被災された方を講師として、貴重な被災体験を講演いただいた防災講演会の実施(参加総数: 134人) * 湘南7市4町防災事務連絡協議会における近隣市との連携及び防災関係資料の収集、情報交換(年2回開催) * 広域避難場所案内板(10箇所)や広報掲示板(56箇所)、公園(40箇所)、町公共施設(23箇所)への標高表示 			
事業費計		(a)	2,695	4,948
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)		(b)	3,875	/
本事業に係る費用の計		(a)+(b)	6,570	/
事業の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>地震災害警戒本部: 大規模な地震等の警戒宣言が発せられた場合に設置、招集された際に上記4名に対して支払われる報酬であるため必要である。</p> <p>災害時用備蓄食糧: 備蓄食料のアルファ化米については、県がまとめた「神奈川県地震被害想定調査報告書」により当町で最も被害が大きいとされる南関東地震の避難者数31,100人の1日分(3食)=93,300=94,000食を備蓄目標として毎年計画的に購入をしている。平成28年には目標数に達する予定。</p> <p>耐震性貯水槽維持管理: 災害時において断水した際に飲料水を確保するための設備である耐震性貯水槽についての点検、清掃を行っている。</p> <p>災害時用備蓄資材: 土のう用の川砂については、毎年、残量をみながらその年に必要と思われる分量を購入している。なお、総合防災訓練時等に作成した土のうを災害に備え保管している。</p> <p>担当としてはいずれの事業についても必要な事業であると考えます。</p>			
町における類似事業	防災対策事業費(地域防災計画に基づいた、各種災害から町民の生命と財産を守るため、防災対策の充実、町民の防災意識の高揚を図るための事業)			
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	備蓄食料について(別紙参照)			
24年度の状況と今後の方針	備蓄食料については、15,350食と23年度に比べて5,000食多い予算確保ができた。また、避難所において活用するガスパワー発電機(10台)の予算も新たに確保することができた。今後も、地震対策として有効な備蓄食料、設備の点検、備品の購入などを計画的に実施し、整備して参りたいと考えております。			
特記事項 (事業の沿革等)	地震対策としては大震災等の発生に備え、被災者に対し最低限必要な生活物資等が供給できるよう、備蓄品や備蓄食料の確保及び関係設備の点検、整備を計画的に行う必要がある。			

(別紙)

備蓄食料一覧表

単位:食

	寒川町		茅ヶ崎市		厚木市		平塚市	
	人口47,427		人口236,204		人口224,039		人口260,191	
	全体	1人分	全体	1人分	全体	1人分	全体	1人分
アルファ化米	16,700	0.35	34,000	0.14				
おかゆ			22,000	0.09	29,600	0.13		
クラッカー、ビスケット	1,960	0.04	98,500	0.42	19,760	0.09		
シチュー			17,000	0.07				
かんぱん					26,368	0.12		
10年保存食	27,280	0.58					150,158	0.58

災害応急対策用備蓄資機材一覧表

No. 1

平成24年7月26日現在

備蓄倉庫名	中央公園倉庫	役場防災倉庫	物品庫	倉見防災倉庫	福祉活動セン	寒川小学校	一之宮小学校	小谷小学校	旭小学校	南小学校	寒川中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川高等学校	合計	計画 目標 備蓄 数			
	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所				
規模	RC構造 187.11㎡	アルミ 9.6㎡	鉄筋コンクリート 340.2㎡	軽鉄 99.37㎡	軽鉄 41.62階㎡	アルミ 9.6㎡	アルミ 9.6㎡	体育館 更衣室 アルミ 9.6㎡	アルミ 9.6㎡	アルミ 9.6㎡	アルミ 9.6㎡	鉄骨 約50㎡	アルミ 9.6㎡	技術室棟 アルミ 9.6㎡	アルミ 9.6㎡	アルミ 9.6㎡			
箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
区分	品名																		
食料品	サバイバルフーズ(食)	24400		480												27280	94000		
	アルファ米(食)	16700														16700	94000		
	食塩20kg	18														18			
	災害用クッキー(ﾊﾟｯｸ)	1960														1960	31100		
食生活用品	食器5点セット	25			110											135	110		
	100人用食器セット(セット)	17	2		33											52	1000		
	かまどセット				8											8	10		
	くんしん 5* ₅ ｸﾞﾗ				140											140	200		
	なべ				30											30	30		
	ヤカン				30											30	30		
	炊飯袋		2000				2000	2000		2000	2000	2000		2000		2000	2000	20000	24000
	給水タンク給水一式	1					1	1		1							4	4	
	ろ水機(2㎡/時)						1	1		1	1						5	5	
	給水袋(10%)						2000	2000		2000	2000	2000		2000		2000	2000	18000	18000
	ポリタンク(10%)				37		12	12		12	12	12		12		12	12	145	145
	ポリタンク(15%)				20													20	20
	ポリタンク(20%)				53		24	24		24	24	24		24		24	24	269	269
	ウォーターバルーン						1	1		1	1	1		1		1	1	9	9
生活用品	発電機(2KVA)				19												19	20	
	投光機				4		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	22	22
	コードリール				23		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	41	41
	トランジスタメガホン				12		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	30	30
	メガホンスピーカー				1													1	1
	防水ライト				38		20	20		20	20	20		20		20	20	218	218
	強力ライト				70		20	20		20	20	20		20		20	20	250	250
	ダイナモ式電灯			42														42	200
	リアカー				3		1	1		1	1	1		1		1	1	12	20
	空気入れ	1			1		1	1		1	1	1		1		1	1	11	11
	防水シート	990					30	30		30	30	30		30		20	30	1250	1470
	毛布(枚)	6026				130	100	100	1230	100	100	100		100	120	100	100	8406	16400
	寝袋	10																10	30
	簡易担架ベット	99				496									30			625	1000
	簡易組立トイレ	1					1	1		1	1	1	9	1		1	1	19	50
	簡易トイレ(台)	65			100								175		30			370	500
	簡易トイレパーソナルテント	10																10	30
	身障者対応トイレントコイ	1																1	3
	盗便袋・便凝固剤(袋)	2000					300	300		300	300	300		300		100	300	4500	
	トイレトペーパー(巻)	2736			984		120	120		120	120	240		120		120	120	4920	
	紙おむつ(枚) 小供用	10080																10080	2000
	紙おむつ(枚) 大人用	850																850	2000
	生理用品(個)	4760																4760	1000
タオル		30		65		90	90		90	90	90		90		140	90	955	1000	
真空ちり紙バック(組)	200																200	5000	
避難所用仕切板(組)	10																10	1000	
床敷マット(枚)	280			30	50			40									2640	5000	
更衣室セット天布付	3	2															5	9	

備蓄倉庫名		中央公園倉庫	役場防災倉庫	物品庫	倉見防災倉庫	福祉活動セン	寒川小学校	一之宮小学校	小谷小学校	旭小学校	南小学校	寒川中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川高等学校	合計	計画	
住所		宮山275	宮山165	宮山165	倉見936	岡田610	宮山934	一之宮7-3-1	小谷4-5-1	倉見1675-3	一之宮9-9-1	一之宮3-9-1	小動933	岡田718	一之宮9-30-1		目標備蓄数	
規模		RC構造 187.11m ²	アルミ 9.6m ²	鉄筋コンクリート 340.2m ²	軟鉄 99.37m ²	軽鉄 41.62階m ²	アルミ 9.6m ²	アルミ 9.6m ²	体育館 更衣室 アルミ 9.6m ²	アルミ 9.6m ²	アルミ 9.6m ²	アルミ 9.6m ²	鉄骨 約50m ²	アルミ 9.6m ²	技術室棟 アルミ 9.6m ²	アルミ 9.6m ²	アルミ 9.6m ²	
箇所数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
区分	品名																	
救出救助用品	軍手				2724		60	60		60	60	60		60	60	60	3264	4000
	革手袋(双)		250														250	1000
	土のう袋(袋)		500		3900		200	200		200	200	200		200	200	200	6200	10000
	土のう杭				200												200	200
	ヘルメット				900												900	1000
	救助格納箱セット	1					1	1		1	1	1		1	1	1	10	10
	チェーンソー				12												12	21
	エンジンカッター				14												14	23
	ガソリン缶 10%				4												4	4
	ガソリン缶 20%				32		1	1		1	1	1		1	1	1	41	41
	油圧ジャッキ				12												12	10
	両刀のこぎり				12		10	10		10	10	10		10	8	10	100	102
	シャベル				53		2	2		2	2	2		2	2	2	71	71
	ツルハシ				21		2	2		2	2	2		2	2	2	39	39
	バール				47		2	2		2	2	2		2	2	2	65	65
	ハンマー				32		2	2		2	2	2		2	2	2	50	50
	カケヤ				25		1	1		1	1	1		1	1	1	34	34
トビクチ				12		1	1		1	1	1		1	1	1	21	21	
トラロープ				2		2	2		2	2	2		2	2	2	20	22	
救急用品	三角巾	1000	825				100	100		100	100	100		100	100	2725	5725	
	トリアージタグ	3000														3000	5000	
	多人救急箱 60人用	9	2		1											12		
	救急医療セット	50			1		1	1		1	1	1		1	1	60	100	
	袋付簡易担架(遺体)	650														650	650	
担架	12					1	1		1	1	1		1	1	21	21		
その他	テント(2×3)	2														2	2	
	テント(2×4)	2														2	2	
	ペット用ゲージ(L)				5											5		
	ペット用ゲージ(M)				5											5		
	腕草		70													70	100	

《ヒアリング・協議の概要》

- (委員) 災害発生時において、高齢者等の避難困難者の誘導はどのように行うのか。
- (主管課長) 行政職員のみで全町民を誘導するのは難しいと考えている。現在、避難所運営マニュアルや地域防災計画の見直しを自治会及び民生委員とともに行っているが、その中で自力で避難できない要援護者のフォローについても検討している。また、町の総合防災訓練においても、民生委員と自治会による要援護者対応という項目を設けている。個人情報保護等の問題もあり100%の把握までとはいかないが、行政と地域が把握している情報の連携について、協力体制の確立を図っているところである。
- (委員長) 現在作成中であるという各種マニュアルや計画について、完成期日はいつか。災害はいつ起きるか分からないので、一刻も早い完成が望まれるが、最低でも年度内には完成できるのか。
- (主管課長) 町作成の基本マニュアルについては、今年の3月にすでに完成している。10箇所ある避難所ごとの実状に応じた詳細なマニュアルについて、7月中の完成を目標に会議を開催し、検討していたが、地域ごとの温度差等の問題もあり、現在も継続して検討している状況である。年度内には完成させたいと考えている。
- (委員) 国道・県道・町道・私道に電気・ガス・上水道・下水道・ケーブル等が埋設されているが、それぞれの図面等を完備するなど、町で把握はできているのか。新潟地震の際は、図面等の不備により、復旧に支障が生じたと聞いている。
- (担当) 道路における埋設物等については道路課で、下水道については下水道課で、というように町組織の中でそれぞれ所管がある。復旧作業などの際には、各所管が所有する情報を集約し、活用していくことを考えている。また、私道については私有地なので、町で埋設物等の把握はできていないというのが現状である。私道の割合等も把握していないので、今後、そもそも把握できるのかどうかも含めて、調整・検討したい。
- (委員長) 災害発生時に、スムーズな情報集約は可能か。事前に集約しておくべきでは。
- (主管課長) 災害発生時には、防災安全課が全てを行うわけではなく、各課等においてすべきことが決まっている。事後に報告等の必要性はあるが、初動の指示はそれぞれの所管課が行うことと考えている。
- (委員) 町は津波対策について考えていないということだが、なぜか。町には浄水場があり、そこに海水が流入した場合、非常に大きな被害になると考えられるが。
- (担当者) 今年の3月に県が津波浸水予測図を作成した。その中で、相模川、つまり町に最も影響があるとされている慶長型地震であっても、川沿いの遡上は神川橋付近までであって、町に被害は無いという結論を受けての判断である。
- (委員) 町のホームページにその旨の説明をきちんとしておいた方が良い。東日本大震災の津波の規模を想定したものではなく、慶長型地震の想定で、ということを分かりやすく。
- (委員長) 事務事業評価シートの「成果指標」で資機材の備蓄率について、目標と実績の算出方法と考え方は？
- (担当) 算出方法については、資料の「災害応急対策用備蓄資機材一覧表」(5・6ページ)で、食料品を除いた各種資機材の総数を使用して、現状の備蓄総数÷備蓄目標総数×100としている。
- (委員長) 性質や規模が全く違う資機材を全て足したうえで達成率を出すというのは、ずいぶん粗いやり方ではないか。例えば、町民の関心が高いものをピックアップして目標設定する。または、全ての達成率を計りたいのであれば、品別の達成率を出して、平均達成率を出した方が良いと思う。
- (担当) 今後は、その方向で検討する。
- (委員長) 食料の備蓄については、購入と賞味期限切れによる消費(自治会等で活用)を計画

的に行うことにより、平成 28 年度には目標である 9 万 4,000 食を達成するとのことだが、その計画を前倒しにする必要はないのか。また、備蓄食料の内容についても検討の余地はないのか。

(担当) 食料品については賞味期限があり、一度に大量購入すると期限が切れたときの消費方法の問題もあるので、計画的に購入していきたい。また、内容については、フリーズドライのアルファ米が一般的に普及して安価になったので、そちらに随時切り替えているところである。

(委員) 災害時の食料については、自己責任が基本である。財政難の時に何万食も備蓄する必要はないと考える。ただし、病人や高齢者用の流動食などの特殊な食糧の備蓄は必要だと思う。

(主管課長) 最終的にはそのような形になることがベストであると考えている。町としても 3 日分の食料・飲料については各家庭で備蓄していただくようお願いしているところである。

(委員長) 食料の備蓄については自己責任が基本ということだが、現在、町民の備蓄率は把握されてるのか。

(担当) 今回初めての試みで、自治会ごとに約 20 世帯ずつ、備蓄に関するアンケート調査を依頼しているところである。まだ集計はできていない。

(委員長) 飲料水については、耐震性貯水槽以外に何か措置はあるのか。

(担当) 耐震性貯水槽以外には、神奈川県企業庁(寒川浄水場)及び倉見のキリンビバレッジと飲料水の応援協定を締結し、飲料水を確保する手段も整えている。飲料水に関しては、他自治体よりも恵まれていると言える。

(委員長) 耐震性貯水槽の管理に関する委託の内容はどのようなものか。

(担当) 委託内容としては、地下にある遮断弁室と給水室という 2 つの部屋に水がたまるので、その排水作業。また、さび取りや泥の除去などの清掃作業と水漏れなどのチェック作業が主なものである。委託による作業は年に 1 回だが、この貯水槽は非常時には遮断弁が閉じてタンク状になるが、通常は水道管の一部であるので、水道局が年に 2 回水質の検査等を行っている。

(副委員長) 液状化被害について、県の予測図等を見れば、詳細は分からなくとも、町に大きな被害が出ることは容易に予測できる。何か対策はあるのか。例えば、液状化しないための対策として、地質調査や地質改良に援助をするなど。大きな問題であるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

(主管課長) 金銭面・技術面の問題から、委員が提示されたような方策は考えていない。今後も引き続き検討していく。

(委員長) 目標備蓄数の算出根拠は何か。また、見直しは行われているのか。

(主管課長) 項目については毎年見直しを行い、良い商品が出れば切り替えるなどの措置を取っている。最近では、女性目線での備蓄品の必要性が言われているので、そのように変更されている部分もある。また、目標備蓄数については、県の被害想定に基づき、10 箇所ある広域避難所にそれぞれ何人ぐらい避難されるかということを想定し、その想定に基づいて備蓄をしている状況である。

(委員長) 備蓄場所については、食料品を見ると殆どが中央公園の倉庫になっているが。

(主管課長) 広域避難所とされている施設に備蓄させてもらうよう交渉しているところだが、各施設のスペースの問題などにより難航している。食料品と医薬品については、温度・湿度の関係で外のコンテナでは保管できないこともあり、難しい面がある。

(委員) 過去の災害を見ても、備蓄品が足りなくて困ったというよりは、効率良く配分できない、使えないということが話題になっていると思う。そういった連携のあり方が重要なのでは。

(主管課長) 町の地理を考えても、完全に遮断されてしまうという状況は考えにくい。援助物資の保管場所や配分方法を明確にすることも今後の課題と考えている。

(委員長) やはり、備蓄資機材については分散して保管することが望ましい。1箇所での保管では、行き渡らない可能性が高いと思われる。

【教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇(20ページの資料にあるとおり)教員のICT活用力が、小学校では5項目の全てにおいて全国平均を著しく下回っている。また、中学校でも平均値を上回ってはいるが、十分とは言えない。教員のICT活用力不足は、分かりやすい・興味深い授業展開のためにPCが有効活用されていないことにつながり、児童生徒の学習意欲や学力向上の面からも問題である。</p> <p>◇児童生徒用のPC等機器の整備状況については近隣自治体よりも進んでいるが、コンピュータ教室稼働率が著しく低く、有効活用が図られていないと言える。また、目標としてPC等の機器整備に係るハード面が設定されているが、機器整備は手段に過ぎない。教員の教育活動におけるPC及びコンピュータ教室の利用などのソフト面について、教育委員会の関与が希薄であることは問題である。</p>				
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">事業の方向性</td> <td style="text-align: center;">抜本的見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>◇情報化に対応した教育の充実には、教員のICT活用力の向上が必要不可欠である。教員の個々の能力を上げるため、教育委員会が積極的に関与し、次のような事業展開を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> *教職員に、1人1台のPCを整備。 *PCを有効活用した教材の作成に関する指示・指導及びその共有化に係る整備。 *PC利用(教材作成や授業への利用等)に係る研修の実施。 <p>◇本事業の目標については、教育委員会として、教員のICT活用力向上のための教育・研修の実施や魅力的な授業展開・教材開発など、教育の中身の充実に繋がるような方策を掲げるべき。</p> </td> </tr> </table>	事業の方向性	抜本的見直し	<p>◇情報化に対応した教育の充実には、教員のICT活用力の向上が必要不可欠である。教員の個々の能力を上げるため、教育委員会が積極的に関与し、次のような事業展開を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> *教職員に、1人1台のPCを整備。 *PCを有効活用した教材の作成に関する指示・指導及びその共有化に係る整備。 *PC利用(教材作成や授業への利用等)に係る研修の実施。 <p>◇本事業の目標については、教育委員会として、教員のICT活用力向上のための教育・研修の実施や魅力的な授業展開・教材開発など、教育の中身の充実に繋がるような方策を掲げるべき。</p>	
事業の方向性	抜本的見直し				
<p>◇情報化に対応した教育の充実には、教員のICT活用力の向上が必要不可欠である。教員の個々の能力を上げるため、教育委員会が積極的に関与し、次のような事業展開を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> *教職員に、1人1台のPCを整備。 *PCを有効活用した教材の作成に関する指示・指導及びその共有化に係る整備。 *PC利用(教材作成や授業への利用等)に係る研修の実施。 <p>◇本事業の目標については、教育委員会として、教員のICT活用力向上のための教育・研修の実施や魅力的な授業展開・教材開発など、教育の中身の充実に繋がるような方策を掲げるべき。</p>					
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">現行</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>◇教職員用PCの増設が必要であるが、現在リース契約により調達している児童生徒用PC等の機器をも含めて、リースと購入との比較検討を行い、最も安価な方法を採用することにより、予算の増額を抑えられたい。</p> </td> </tr> </table>	予算額	現行	<p>◇教職員用PCの増設が必要であるが、現在リース契約により調達している児童生徒用PC等の機器をも含めて、リースと購入との比較検討を行い、最も安価な方法を採用することにより、予算の増額を抑えられたい。</p>	
予算額	現行				
<p>◇教職員用PCの増設が必要であるが、現在リース契約により調達している児童生徒用PC等の機器をも含めて、リースと購入との比較検討を行い、最も安価な方法を採用することにより、予算の増額を抑えられたい。</p>					

概要説明書

事務事業名	教育コンピュータ活用事業(小学校)	体系コード	42122-03
主管課	学校教育課指導担当		

(単位:千円)

実施方法	■ 直接実施 ■ 委託業務 (委託先: 富士通リース株式会社、東芝情報機器株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接] (補助先 実施主体:) <input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事業の内容と事業費	事業	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	消耗品	コンピュータ用消耗品の購入に関すること	264	500
		消耗品の購入に係る事務 インク・トナー等	264 (需用費)	500 (需用費)
	インターネット	インターネットの利用に必要な手続きに関すること	679	429
		インターネット回線使用料の支出事務 (Bフレツ)	416 (通信運搬費)	227 (通信運搬費)
		プロバイダ契約及び接続利用料の支出 に係る事務(ぷらら)	239 (使用料)	202 (使用料)
		ルータ設定変更事務	23 (手数料)	0 (手数料)
	コンピュータ整備	コンピュータの不具合への対応等、コンピュータの維持管理に関すること	42	27
		コンピュータの保守に関し、専門業者への委託に係る契約及び支出事務	42 (委託料)	27 (委託料)
	コンピュータ及び周辺機器の借上げ	教師用、PC教室用、特学用、ことばの教室用コンピュータの借上げに関すること	9,806	9,131
機種を選定に係る事務 ・学校におけるPC教育のニーズを取り入れながら、より適切な機種、機材、学習ソフトの導入を図る。 リース契約及び支出事務		— 9,806 (借上料)	— 9,131 (借上料)	
その他	コンピュータ研修会 ・パイパーキューブキッズを活用した授業展開の方法や情報モラルの指導についての講習	—	—	
事業費計			(a) 10,791	10,087
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)			(b) 1,271	/
本事業に係る費用の計			(a)+(b) 12,062	/

概要説明書

事業の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	情報化に対応した教育環境を整備し、コンピュータ教室をはじめとする情報機器の整備・充実を図ることは、児童の学力向上を目指す上で、極めて重要であると考えます。 ICTの活用する能力は、知識基盤社会を生きる子どもたちにとって、必須な技能であると考えられる。 また、ICT機器を用いた業務の効率化をはかることにより、業務を軽減し、教員が教育活動に携わる時間を確保することができる。
--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

町における類似事業	教育コンピュータ活用事業(中学校)
-----------	-------------------

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	近隣自治体の教育用コンピュータに関わる費用(一校あたり) 単位 千円 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">A市</td> <td style="padding: 5px;">6,590</td> <td rowspan="4" style="padding: 10px;">寒川町(小学校)</td> <td rowspan="4" style="padding: 5px;">2,158</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">B市</td> <td style="padding: 5px;">5,320</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">C市</td> <td style="padding: 5px;">4,378</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">D市</td> <td style="padding: 5px;">6,481</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">IT新改革戦略(平成18年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室において、プロジェクタ、PC無線LANの整備 ・児童3.6人に対して1台のPCの整備 ・教員一人に1台のPCの整備 	A市	6,590	寒川町(小学校)	2,158	B市	5,320	C市	4,378	D市	6,481
A市	6,590	寒川町(小学校)	2,158								
B市	5,320										
C市	4,378										
D市	6,481										

24年度の状況と今後の方針	平成24年度までの状況 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">PC教室</td> <td style="padding: 5px;">教師用PC2台 児童用PC42台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職員室</td> <td style="padding: 5px;">教師用PC5台(内2台は無線LAN対応)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別支援教室</td> <td style="padding: 5px;">一校あたり1台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">普通教室</td> <td style="padding: 5px;">PCなし LANなし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事務室</td> <td style="padding: 5px;">一校あたり1台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">校内LAN</td> <td style="padding: 5px;">職員室からPC教室までのLAN配線</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に教師用のPCを配備 ・普通教室用の児童用のPCを40台(ノート型またはタブレット型) ・普通教室に校内LANを整備 ・電子黒板などの機器の充実 	PC教室	教師用PC2台 児童用PC42台	職員室	教師用PC5台(内2台は無線LAN対応)	特別支援教室	一校あたり1台	普通教室	PCなし LANなし	事務室	一校あたり1台	校内LAN	職員室からPC教室までのLAN配線
PC教室	教師用PC2台 児童用PC42台												
職員室	教師用PC5台(内2台は無線LAN対応)												
特別支援教室	一校あたり1台												
普通教室	PCなし LANなし												
事務室	一校あたり1台												
校内LAN	職員室からPC教室までのLAN配線												

特記事項 (事業の沿革等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度 職員室に教師用PCを各校2台整備 ・平成14年度 事務室にPCを各校1台整備 ・平成14年～15年度 PC教室に教師用PC1台、児童用PC22台を整備 ・平成18年度 職員室にインターネット用PCを各校2台整備 ・平成18年度より 特別支援教室にPCを整備開始 ・平成18年度 職員室～PC教室まで、校内LAN整備 ・平成19年度 職員室に新教師用PCを各校2台整備 ・平成22年度 PC教室に新教師用PC1台、新児童用PC40台を整備 ・平成24年度 旭小学校特別支援教室にPC1台整備
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

概要説明書

事務事業名	教育コンピュータ活用事業(中学校)	体系コード	42122-04
主管課	学校教育課指導担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: 東芝情報機器株式会社)		
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】		<input type="checkbox"/> (補助先 実施主体:)
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

事業		詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
主な事業の 内容と事業費	消耗品	コンピュータ用消耗品の購入に関すること	1,370	440
		消耗品の購入に係る事務 インク・トナー等	1,370 (需用費)	440 (需用費)
	インターネット	インターネットの利用に必要な手続きに関する こと	394	258
		インターネット回線使用料の支出事務 (Bフレツ)	250 (通信運搬費)	136 (通信運搬費)
		プロバイダ契約及び接続利用料の支出 に係る事務(ぷらら)	144 (使用料)	121 (使用料)
	コンピュータ 整理	コンピュータの不具合への対応等、コン ピュータの維持管理に関すること	739	370
		コンピュータの保守に関し、専門業者へ の委託に係る契約及び支出事務	739 (委託料)	370 (委託料)
	コンピュータ及び周 辺機器の借上げ	教師用、PC教室用、特学用、ことばの教室 用コンピュータの借上げに関する こと	5,095	8,306
		機種を選定に係る事務 ・学校におけるPC教育のニーズを取り 入れながら、より適切な機種、機材、学 習ソフトの導入を図る。 リース契約及び支出事務	— 5,095 (借上料)	— 8,306 (借上料)
	事業費計			(a) 7,598

平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)	(b) 1,271	
---------------------------------------	-----------	--

本事業に係る費用の計	(a)+(b) 8,869	
------------	---------------	--

事業の必要性 (事業規模の縮 小や休廃止した 際の影響等)	情報化に対応した教育環境を整備し、コンピュータ教室をはじめとする情報機器の整備・充実を図ることは、生徒の学力向上を目指す上で、極めて重要であると考えられる。 ICTの活用する能力は、知識基盤社会を生きる子どもたちにとって、必須な技能であると考えられる。 また、ICT機器を用いた業務の効率化をはかることにより、業務を軽減し、教員が教育活動に携わる時間を確保することができる。
----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

概要説明書

町における類似事業	教育コンピュータ活用事業(小学校)												
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	<p style="text-align: center;">近隣自治体の教育用コンピュータに関わる費用(一校あたり) 単位 千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">A市</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">6,590</td> <td rowspan="4" style="padding: 10px; vertical-align: middle;">寒川町(中学校)</td> <td rowspan="4" style="padding: 10px; vertical-align: middle; text-align: center;">2,532</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">B市</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5,320</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">C市</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">4,378</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">D市</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">6,481</td> </tr> </table> <p>IT新改革戦略(平成18年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室において、プロジェクタ、PC、無線LANの整備 ・生徒3.6人に対して1台のPCの整備 ・教員一人に1台のPCの整備 	A市	6,590	寒川町(中学校)	2,532	B市	5,320	C市	4,378	D市	6,481		
A市	6,590	寒川町(中学校)	2,532										
B市	5,320												
C市	4,378												
D市	6,481												
24年度の状況と今後の方針	<p>平成24年度までの状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">PC教室</td> <td style="padding: 5px;">教師用PC1台 生徒用PC40台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職員室</td> <td style="padding: 5px;">教師用PC5台(無線LAN)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特別支援教室</td> <td style="padding: 5px;">一校あたり1台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">普通教室</td> <td style="padding: 5px;">生徒用12台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事務室</td> <td style="padding: 5px;">一校あたり1台</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">校内LAN</td> <td style="padding: 5px;">職員室 PC教室 普通教室 特別教室 において整備済み</td> </tr> </table> <p>今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に教師用のPCを配備 ・普通教室用の生徒用のPCを40台(ノート型またはタブレット型) ・電子黒板などの機器の充実 	PC教室	教師用PC1台 生徒用PC40台	職員室	教師用PC5台(無線LAN)	特別支援教室	一校あたり1台	普通教室	生徒用12台	事務室	一校あたり1台	校内LAN	職員室 PC教室 普通教室 特別教室 において整備済み
PC教室	教師用PC1台 生徒用PC40台												
職員室	教師用PC5台(無線LAN)												
特別支援教室	一校あたり1台												
普通教室	生徒用12台												
事務室	一校あたり1台												
校内LAN	職員室 PC教室 普通教室 特別教室 において整備済み												
特記事項 (事業の沿革等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度 職員室に教師用PCを各校3台整備 ・平成13年度 PC教室に教師用PCを1台、生徒用PCを20台整備 ・平成14年度 事務室に職員用PCを1台整備 ・平成17年度 寒川中学校特別支援教室にPC整備 ・平成18年度 職員室に教師用PCを3台、インターネット用PCを2台整備 ・平成18年度 普通教室・特別教室に校内LAN整備 ・平成18年度 PC教室に新教師用PCを1台、新生徒用PCを40台整備 ・平成18年度 普通教室用にPCを12台整備(有線LAN) ・平成24年度 PC教室に新教師用PCを1台、新生徒用PCを40台整備 ・平成24年度 旭が丘中学校、寒川東中学校特別支援教室にPC整備 ・平成24年度 職員室に教師用PC5台整備(無線LAN) ・平成24年度 普通教室用に新PCを12台整備(有線LAN) 												

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、18・19ページのとおり。

(委員長) PC1 台当たりの児童生徒数で、他自治体の状況は？ (18 ページNo.2 関連)

(担当) 茅ヶ崎市：小学校 17 人／台 中学校 10 人／台
葉山町：小学校 22 人／台 中学校 9 人／台
逗子市：小学校 13 人／台 中学校 10 人／台
藤沢市：小学校 21 人／台 中学校 12 人／台
(寒川町：小学校 13.1 人／台 中学校 8.3 人／台)

(委員長) 県内で一番進んでいる自治体などは把握しているか。

(担当) 把握していないので、確認のうえ、後日回答する。

[後日回答] 小学校のみ 第1位：大和市(6.8 人／台)
第2位：相模原市(7.2 人／台)
第3位：海老名市(7.9 人／台)

(委員長) PC1 台当たりの教員数で、他自治体の状況は？ (18 ページNo.2 関連)

(担当) 茅ヶ崎市：小学校 2.6 人／台 中学校 1.8 人／台
葉山町：小学校 3.6 人／台 中学校 2.4 人／台
逗子市：小学校 1.4 人／台 中学校 1.6 人／台
藤沢市：小学校 5.6 人／台 中学校 1 人／台
(寒川町：小学校 2.6 人／台 中学校 1.8 人／台)

←(委員長) 校内 LAN があることの効果は？ (19 ページNo.11 関連)

(主管課長) 持ち出し用 PC を利用し、普通教室で PC を利用した授業展開ができる。中学校では、持ち出し用 PC を 12 台配備し、普通教室での授業に活用しているが、小学校では、校内 LAN と持ち出し用 PC の両方が整備されていない状況である。

(委員長) 教員の PC の利用率や習熟度についてはどうか。調査は行っているのか。また、他自治体との比較や先進事例は把握されているか。

(主管課長) 成績の作成等において、中学校では PC で 100%行っているが、小学校では教員の習熟度に差があるため、100%ではない。また、習熟度等の調査については、国で行っているが、その資料が今手元に無いため、後日確認のうえ回答する。

[後日回答] 20 ページのとおり

(委員) PC 等のリースの契約方式について、1 台当たりの金額で契約しているのか？

(主管課長) 1 台当たりではなく、サーバー・プリンター・プロジェクター等の周辺機器と保守を含めた総額で契約している。今回提示している 1 台当たりの金額等は、逆算したものである。

(委員長) 児童生徒が使用する PC については、保守が含まれている契約の方が良いかもしれないが、教員が使用するものについては、リースよりも購入の方が安価では。購入した場合でも、最近は電話相談等のサービスが無料で付いている場合が多い。

(主管課長) 購入方式で配備した場合の故障への対応やその費用に懸念があるため、保守が付いているリース方式が好ましいと考えている。

(委員長) PC1 台当たりの人数について、児童生徒では比較対象(ABCD)の他自治体より優れているが、教員についてはそうとは言えない。このことについてどう考えるか。

(主管課長) 教員 1 人に 1 台の PC を配備してほしい旨の要求を継続して行っているが、町の財政事情により、子どもに係る部分を優先し、教員の部分については段階的に、というのが実状である。

(委員長) 子どもが優先と言うと聞こえは良いが、子どもを指導するためには、教員がPCについて熟知している必要がある。そのためにも教員1人に1台は絶対に必要で、その配備に際しては、リースよりも購入の方が安価である。また、PCの授業への利活用に関する研修はどのくらい行っているのか。

(主管課長) 年に1回(夏休み期間に半日~1日)程度、PCを活用した授業に関する研修を行っている。

(委員) PCを不得手とする人には、研修や講習よりも、目の前にPCを配置し、使い慣れるということが一番だと考える。

(委員長) PC教室の稼働率を上げるためには、教員がPCに熟達することが必要である。教員に、子どもからの質問や問題発生時に対処できる自信がなければ、PC教室で授業を行うことは不可能であろう。児童生徒への配備数は優れているが、PC教室の稼働率が悪い(9ページNo.5)という、宝の持ち腐れ状態になっていることについてはどのように考えるか。

(主管課長) PC教室の稼働率に関しては、課題であると認識している。

(委員長) 価格や子どもの興味・関心度からすると、iPadも導入の検討対象となるのでは。PCを活用することの面白さに関し、また、利活用に伴うマナーやモラルに関し、子ども達への教育を徹底してほしい。現在のPC教室の稼働率では不十分なので、目標を設定し、教育委員会主導で取り組んでもらいたい。

(委員) PCの整備をこの事業の目標に設定していることがおかしい。台数を揃えることが教育の目標とはなり得ない。子どものPC技術に関する習熟度が目標であるべき。

(委員長) 各学年における授業内容(9ページNo.12)は、到達目標ではないのか？

(主管課長) 到達目標ではない。実際に行っている授業内容である。

(委員長) 教育委員会として、到達目標は設定すべきである。技術の習得のみならず、PCが楽しいと思える子どもの割合など、設定の仕方はいろいろとあるはず。目標が無い状態では、教員はPC教室を利用しようという気にはならないであろう。PC教室の使用に関しては、教員任せなのか。

(主管課長) 中学校に関しては、技術家庭科で使用することとしているが、小学校では教員任せである。また、道徳の時間において、情報モラル教育を年間最低2時間は行うよう指導しているが、PC教室で行っているとは限らない状態である。

(委員長) 率直に言って、本事業の課題は何であると考えるか？

(主管課長) 教員については整備台数であり、児童生徒についてはPC教室の稼働率であると考ええる。

(委員長) その課題に対する具体的方策は？

(主管課長) PC教室の利用について、授業内容に係わらず、各学年・組に優先使用の割り当てを行うことで効果が上がるのではと考える。小学校の図書室の利用に関しては、実際にその方式で行っている。

(委員長) 教員側では、PCを活用した魅力的な授業づくりという側面も考えられる。PCを活用した教材などの共有化は図られているのか。例えば、技術に長けた教員が作成した教材を、町HP等から自由にダウンロードできるなどの方法が考えられるが。

(主管課長) 行っていない。ただ、教育研究員研究会において、教員が4つの分野でそれぞれの教育課題に関する取り組みを行っているので、その成果物はある。

(委員長) そのような取り組みにおいても、教育委員会がPCの利活用に関するテーマを設定するなど、魅力的な授業づくりを積極的に主導していくべきでは。

(委員) PCは単なる道具・手段に過ぎない。授業等でどのように活用するかということが重要であると考ええる。

(委員) 採用試験に、PCに関する項目はないのか？

(主管課長) 採用試験にはないが、採用後の1年目の新採用研修にPCに関する項目がある。

(副委員長) 教育委員会としては、コンピュータを活用した授業という面においては、現状で十分であると考えているのか、または、不足があって充実・強化をしなければいけないと考えているのか、確認させてもらいたい。

(主管課長) まだまだ不十分だと考えている。多角的に授業の質を高めるためにも、教員がPCを活用することは必要であり、そのための研修等を充実させていきたいと考える。また、教員用PCについても、教員がすぐにPCを開けるような環境を整備していきたいと思っている。

(副委員長) 町の教育に関し、他市町村に遅れることの無いよう、努力を重ねてもらいたい。

(委員) ただ、教育に関しては、すべきことがたくさんあって、PCに関する教育が全てではないとも思う。本当にPCが小学生の時に必要なのか、という観点もあるのでは。PCはあくまでも道具なので、限られた時間をどのように有効活用するのかという問題もあると思う。教育に関しては、町の評価や魅力という部分で必ず話題に上がる部分なので、効果的に行ってもらいたい。例えば、安全面や補助面の整備が必要だが、リコーダーのように中学生になったら1人1台のPCを各家庭で準備してもらうなどの方策もあるのでは。町の特色にもなるのではないかと思う。

(委員長) マナーやモラル、自己情報の保護や危険なサイトへの注意など、安全面での教育が道徳の年間2時間しか無いということに不安を感じる。

(主管課長) 各学年で学ぶべき内容は、教育研究員研究会で検討したもので、それが最低2時間ということになっているが、増やすことは自由である。

(委員長) 学校裏サイトなど、子どもにとって危険性の高いものが多いので、力を入れて取り組んでいただきたい。その他、本事業の充実のために、主管課として主張することはあるか？

(主管課長) 中学校については、今年度の夏に教員用のサーバーを設置し、情報管理を徹底できるようになった。小学校についても同様に、教員用PCの情報管理を徹底するため、そのサーバーの整備と、教員用PCを1人1台に近づけるような形で小中学校とも整備を図っていきたい。

(副委員長) 教員用PCの個人情報等のメモリーはどのように管理されているのか。

(主管課長) 学校からの持ち出しは禁止しており、現時点では校長室等の金庫等に必ず保管している状況である。また、中学校については、サーバー管理とし、USB等でも持ち出しができないシステムになっている。

(委員長) 教員用PCも1人1台ではないということは、教員ごとにIDがあり、各自の情報のみを閲覧・管理しているということか？

(主管課長) そのとおりである。

(委員) インターネットに接続しているということで、ファイアウォール等の対策は取られているのか？

(主管課長) 取っている。

委員からの「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する回答

委員名	No.	確認したい内容（希望する資料等）	回答
石田 委員	1	寒川町の小学生と中学生の総数 およびそれぞれの教員数は？	[児童生徒数] 小学校：2,760人 中学校：1,298人 [教員数] 小学校：141人 中学校：87人
	2	H24.3.31 現在、小学生何人に対し1台のPCか？ 同様に、中学生・教員はどうか？	[小学生] 13.1人/台 [中学生] 8.3人/台 [教員] 小学校：2.6人/台 中学校：1.8人/台
	3	PC1台当たりの年間リース料はいくらか？	[PC教室] リース期間：5年間 小学校：1台あたり1,500円弱/月 中学校：1台あたり2,000円弱/月
	4	近隣 ABCD 市町の具体名を。一校当たりでは比較できない。児童一人当たり換算での比較を示して欲しい。	A:茅ヶ崎市 B:葉山町 C:逗子市 D:藤沢市 [児童生徒1人当たりの換算/年] 寒川町：小学校4,000円・中学校6,000円 茅ヶ崎市：11,000円(小・中合算) 葉山町：12,000円(小・中合算) 逗子市：9,000円(小・中合算) 藤沢市：11,000円(小・中合算)
	5	PC教室の1校あたりの年間活用時間が23年実績で137時間とあるが、生徒一人当たりのPC教室の活用時間数はいくらか？	[小学校] 1年:1.3時間 2年:0.9時間 3年:2.9時間 4年:7.5時間 5年:14.2時間 6年:21.5時間 [中学校] 1年:6.3時間 2年:5.8時間 3年:7.8時間 (単位:1時間=45分)
	6	学生ごとの年間総授業時数は？ 学校開講日は年に何日？	[平成23年度の開校日数] 201日 [" の総授業時数の平均]
	7	学年ごとの1クラス当たりの平均利用時間数は計算できるか？	小学校：940時間 (単位:1時間=45分)
	8	PC教室の利用率（稼働率）を計算できないか？	小学校：14.6% 中学校：8.1% (PC教室使用総時間÷総授業時数の平均)
	9	PC教室の利用率あるいはPCを使った授業数について、他市町のベンチマークはないのか？	藤沢市では、小・中合わせて、利用率33%という目標を掲げている。(実績は不明)
	10	コンピュータを使った授業について文科省の学習指導要領に最低時間は示されているのか？	時間数は示されていない。

教員のPC機能 (ICT活用力)に関する県内及び全国レベルとの比較

○小学校 (上位10都道府県)

	教材研究・指導の準備・評価等にICTを活用する能力	授業中にICTを活用して指導する能力	児童のICT活用を指導する能力	情報モラルなどを指導する能力	校務にICTを活用する能力
平均	78.8	67.4	66.0	76.4	73.7
1位	高知 91.0	岡山 87.3	三重 82.5	高知 90.5	岡山 89.0
2位	三重 90.7	三重 86.5	高知 81.9	三重 89.3	三重 88.0
3位	愛媛 89.8	高知 84.4	岡山 79.3	岡山 86.9	愛媛 85.8
4位	富山 88.5	富山 83.4	愛媛 79.3	愛媛 86.8	富山 85.3
5位	広島 87.1	愛媛 82.2	広島 78.4	広島 85.9	高知 84.8
6位	岡山 87.1	沖縄 78.9	京都 77.5	富山 84.2	京都 83.2
7位	沖縄 86.9	京都 78.8	富山 76.5	沖縄 83.9	広島 82.2
8位	京都 86.2	広島 77.5	沖縄 75.6	京都 82.8	岐阜 81.0
9位	新潟 84.6	徳島 76.1	茨城 73.9	茨城 82.2	新潟 80.4
10位	岐阜 84.4	熊本 72.9	新潟 72.9	岐阜 82.1	沖縄 80.1
神奈川県	(34位) 77.3	(18位) 68.2	(46位) 57.2	(45位) 67.7	(33位) 71.1
寒川町	66.8	58.8	55.2	74.4	52.8

単位: % (上段に掲げる能力を有していると考えられる教員の割合)

○中学校 (上位10都道府県)

	教材研究・指導の準備・評価等にICTを活用する能力	授業中にICTを活用して指導する能力	児童のICT活用を指導する能力	情報モラルなどを指導する能力	校務にICTを活用する能力
平均	75.9	60.8	57.9	70.2	72.6
1位	沖縄 87.2	高知 77.1	高知 73.7	三重 84.6	三重 84.1
2位	高知 87.0	三重 75.2	沖縄 72.0	高知 80.8	岡山 84.1
3位	三重 85.7	沖縄 74.6	茨城 71.8	茨城 80.4	茨城 81.9
4位	岐阜 85.5	愛媛 73.2	三重 71.7	岐阜 79.0	岐阜 81.7
5位	愛媛 84.3	茨城 72.4	愛媛 70.7	愛媛 78.5	高知 81.6
6位	茨城 83.8	岐阜 71.7	岡山 68.8	岡山 78.2	愛媛 81.5
7位	秋田 81.4	岡山 71.2	岐阜 68.6	徳島 77.5	沖縄 80.5
8位	岡山 81.2	京都 69.8	広島 67.0	沖縄 77.2	秋田 78.7
9位	富山 80.3	徳島 68.9	京都 66.5	京都 77.1	京都 78.6
10位	広島 80.3	広島 68.7	北海道 66.5	栃木 76.4	富山 78.5
神奈川県	(28位) 75.0	(27位) 58.6	(46位) 48.6	(36位) 66.3	(26位) 72.1
寒川町	79.4	67.8	59.0	75.0	75.6

単位: % (上段に掲げる能力を有していると考えられる教員の割合)

出典: 「平成23年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(平成24年3月現在)」
(文部科学省)

【クリーンエネルギーの有効活用事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇住宅用太陽光発電システム設置補助に対する町民ニーズは高いが、町の予算枠を超えた時点で申請受付を打ち切るなど、そのニーズに応え切れていない。一方、電気自動車導入補助に対する町民ニーズは低く、予算の枠内に納まっている。</p> <p>◇予算の枠内で先着順に補助を決定することに関し、不公平感がある。</p>
評価結果	事業の方向性 拡充
	<p>◇クリーンエネルギーの活用と低公害車の普及促進については、町民の理解と協力が不可欠である。省エネルギーなども含め、啓発活動を十分に行うことが必要。</p> <p>◇応募者多数時の補助決定に関し、公平性を保てるように抽選方式についても検討が必要。</p> <p>◇太陽光発電システム・電気自動車の普及に伴い、その設置・購入額の低廉化が見込まれるため、補助額については、随時、状況に合わせた見直しを行うべき。</p>
	予 算 額 増額
	<p>◇県と町との協調事業であり、限りある資源のためにも積極的に取り組むべき事業である。また、住宅用太陽光発電システム設置の平成24年度補助については、7月初旬の時点ですでに年間予算が終了しているということから、町民ニーズの高さもうかがい知ることができるため、予算の増額により補助対象者を拡大し、クリーンエネルギーの活用推進を図られたい。</p>

※本事業については、次のような反対意見があったため、その内容を記載する。

[事業の方向性：廃止・予算額：なし]

この事業は特定の個人が対象となる。電気自動車を買う余裕がある人、又は屋根に負荷がかかっても地震に耐える家に住み、投資する余裕のある人に、町が借金をしてまで補助をすることに疑問を感じる。国・県が補助するから町も補助するという考えでは、脆弱な町財政が持たない。交付団体になったことを機に本事業を中止することを進言する。

概要説明書

事務事業名	クリーンエネルギーの有効活用事業	体系コード	22221-01
主管課	環境課環境保全担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 町民 実施主体: 町民) <input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事業の内容と事業費	事業	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	住宅用太陽光発電設置システム補助事業	【申請時】 ○補助に関する問い合わせ対応(4~7月) 平均1件/日 ○申請→書類審査、税の滞納状況確認、現場確認→交付決定、支出負担行為書作成 【設置後】 ○実績報告→書類審査、現場確認→支出命令書作成 【随時】 ○台帳作成及び台帳整理 補助金調査票県へ提出→交付申請参考額内示→毎月執行状況報告→補助金交付申請→交付決定通知、調定、納付書作成→県へ実績報告→確定通知→県より歳入が入る	3,900 (補助金)	6,240 (補助金)
	電気自動車導入補助事業	【申請時】 ○補助に関する問い合わせ対応 ○申請→書類審査→交付決定、支出負担行為書作成。請求書受理→書類審査→支出命令書作成 【随時】 ○台帳作成及び台帳整理	320 (補助金)	640 (補助金)
	その他	上記補助事業の啓発。町広報、町ホームページ。町の事業の他に県や国の事業の情報提供やホームページへのリンク。	—	—
	事業費計			(a) 4,220
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)			(b) 635	—
本事業に係る費用の計			(a)+(b) 4,855	—
事業の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	温室効果ガス削減、省エネルギー、環境負荷の少ない新エネルギーについては、国も法整備を行い、県も積極的に取り組んでいる。導入・普及促進は行政・事業者・町民が連携・協働してして推進する必要がある、町も目的達成のため推進することが求められている。限りある資源を有効活用するためクリーンエネルギーの活用促進として、住宅用太陽光発電システム設置費の一部補助(単価1.5万円、上限52,000円、40件)及び環境負荷の少ない低公害車普及促進として電気自動車の導入補助(1件当たり8万円、8件)や進化するエネルギー活用事業について情報提供を行い普及促進を図る。			

概要説明書

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	住宅用太陽光発電設置補助・・・県(市町村を通じての協調補助) 単価1.5万円、上限52,000円、10,438件。藤沢市 単価4万円、上限12万円、250件。茅ヶ崎市 単価2万円、上限7万円、400件。海老名市 2万円、7万円、250件。大磯町 1.5万円、上限52,000円、70件。電気自動車導入補助・・・県 1,025件、391,414千円、藤沢市 34台、上限25台、675千円。茅ヶ崎市 15台、10万円/台。海老名市 33台、10万円/台。大磯町補助なし。
平成24年度の状況と今後の方針	電気自動車促進に向けて、予算件数を8台分に増。また、住宅用太陽光発電設置補助については、県も普及促進に力を入れており、県との協調補助という方針でもあることから、効果的な普及促進を行うため、町も補助件数を60件と増やした。4/23募集開始し、7/9で当初予算分は終了。最終的には65件であった。24年7月1日施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に伴い、太陽光の買電単価が1kwh当たり42円となったことが追い風となり、太陽光発電設置は促進されており、町への問い合わせも多い。県も今年度は11億2,800万円、25,500件の予算化をし、市町村との協調補助という方針で推進しているため、町担当としては再募集ができるよう9月補正で対応すべく調整中である。また、県はかながわソーラーバンクシステムを23年12月に立ち上げ、普及促進が加速するようさまざまなプランを提供している。8月1日からは新たに条件が合致すれば県民が8万円＋補助金で太陽光発電システムが設置できるようなプランを発表し、更なる促進に向けて取り組んでいる。県は太陽光補助については県と市町村の協調補助ということで推進しており、県が24年度から市町村の補助金の予算が終了した場合でも、県単独の補助について受け付けるとのことで方針が変わったため、町も県に合わせて効果的な促進ができるよう対応を検討し、町分の予算が終了しても、県単独分の補助だけでも受けれるよう、町要綱の改正についても作業中である。一方、21年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を開始したが、24年度は、発生電力量、売電電力量、買電電力量について、補助事業者に対して調査を行い、クリーンエネルギーの推進が効果的に行われているか検証する。両補助制度については、25年度以降についても、県の動向を踏まえ効果的な普及促進が行えるように推進する。
特記事項 (事業の沿革等)	町総合計画「さむかわ2020プラン」の前期基本計画では予算のかからない事業として行ってきた。平成21年度から住宅太陽光発電設置補助を開始したが、予算上は、平成23年度まで環境基本計画推進事業費の中に含まれる。

《ヒアリング・協議の概要》

(委員) 本事業、特に電気自動車導入補助(以下「自動車補助」という。)については、国策又は各メーカーの開発努力による価格の低廉化により推進されるべきであって、町が補助を行う必要はないと思う。税金の再配分を一部にのみ行うべきではないと思うが、いかがか。

(担当) 国では、環境負荷の低いクリーンエネルギー自動車などの普及促進のための導入補助を実施し、平成22年度末の電気自動車の保有台数は約1万7,000台となっている。県では地球温暖化防止など環境資源問題の解消の切札として、究極のエコカーといわれる電気自動車の普及促進のため、平成18年に神奈川電気自動車普及推進協議会を設立し、平成20年3月には平成26年度までに県内3,000台の電気自動車の普及を共通の目標として様々な取組を進めている。町では平成20年の11月に藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町による湘南エコウェーブを立上げ、県の普及促進に合わせる形で、電気自動車の普及促進を図る取組みを行うとともに、平成23年度からは町内の電気自動車普及促進を図るため、自動車補助を開始し、軽自動車の減免措置なども行っている。また、町は平成21年に公用車第1号の電気自動車と急速充電器を設置し、急速充電器については、県の電気自動車普及促進に合わせ、無料で充電を行っている。県は平成24年度中に、電気自動車3,000台の保有という目標をほぼ達成したため、今後については自立的な導入促進のための利用しやすい環境作りを推進していく方向であるとのこと。今後の町の電気自動車導入促進については、県の動向も踏まえて、効果的な施策について検討していきたいと考える。

(委員長) 住宅用太陽光発電システム設置補助(以下「太陽光補助」という。)の県の内訳(単価1.5万円、上限52,000円、10,438件)を分かりやすく説明してもらいたい。

(担当) まず、1kwあたりの補助単価が1万5,000円である。設置した太陽光パネルのkw数を乗じて計算し、その金額が5万2,000円を超える場合は上限が5万2,000円ということである。また、平成23年度の県全体の予算計上件数が1万438件で実績件数は9,173件だった。そのうち、寒川分の予算件数は40件、実績件数は41件となっている。

(委員) 太陽光補助と自動車補助のそれぞれの事業費のうち、補助金とそれ以外の経費(調査に係る人件費など)の内訳は?

(担当) 概要説明書(22ページ)の平成23年度決算見込額で言うと、太陽光補助の390万円(ただし、半分の195万円は県からの補助)と自動車補助の32万円は、全額、町民に対する補助金であり、調査などに係る人件費は(b)の63万5千円に含まれる。

(委員長) 太陽光補助に関し、単価1.5万円で県と町から補助が出た場合、設置者はおおよそどのくらいの自己負担になるのか?

(担当) 平成24年度の実績としては、設置費のkwあたりの平均が47万9千円で、設置費総額の平均が194万円。そのうち、国・県・町からの補助が総額40万円くらいあるという感じである。

(委員) 太陽光補助は、設置したくても家の構造上無理がある場合には、補助を受けることもできず、電気代も値上がりするという、制度そのものに矛盾を感じる。

(委員) ただ、初期投資費用が掛かるので、金銭面では一概に得かどうかは言えないと思う。

(委員長) 太陽光補助の単価1.5万円、上限5万2,000円というのは、町独自で決めたことか?近隣に比べて補助が低いように見受けられるが。

(主管課長) 確かに、2市1町のエコウェーブという広域連携を取っている茅ヶ崎市と藤沢市については補助が高いが、この2市については、県内でも突出していると言える。申請件数との兼ね合いもあり、平均的には県の補助金額と同額の設定をしている市町村が殆どである。

(委員長) 市町村によって、かなりの差があるということか?

(主管課長) 市町村の財政状況により差があるのは事実である。高額な補助を設定できれば

- (主管課長) 市町村の財政状況により差があるのは事実である。高額の補助を設定できれば良いのであろうが、町の財政状況を踏まえての補助額である。また、額の設定について、県からの指示や指導といったものは行われていない。
- (委員長) 太陽光補助の他市の状況で、藤沢市の250件、茅ヶ崎市の400件は実際の補助件数か？また、町の平成24年度分の60件もすでに終了しているのか？
- (主管課長) 他市については、実際の補助件数であり、町の平成24年度分についても、4月の初旬に当初予算分はすでに終了し、キャンセル待ちの状態である。また、9月の補正予算で増額することを検討している段階である。
- (委員長) 4月初旬にすでに終了したとのことだが、現在も平均1日1件の問い合わせはあるのか？補助の決定に不公平感がないか？
- (主管課長) 問い合わせは現在もある。町では年度当初に先着順で補助決定を行っているが、決定時期を分割したり、抽選で決定しているところもある。また、県の制度に一部変更があり、そのことも踏まえて9月の補正予算で対応していきたいと考えている。
- (委員長) 自動車補助についても、他市に比べて補助額が低いように見受けられるが、町の8万円は平均的な額なのか？
- (主管課長) 他市の状況について、全市町村の把握をしていないため、8万円というのが平均的かどうかについては分からない。ただ、町の自動車補助については、補助額を上げることよりも、補助対象者数を増やすことを考えていたため、平成24年度予算を前年度の倍の件数で計上したが、現時点での申請はない。(エコカー減税・補助金の影響が考えられる。)
- (委員) 両補助については、国・県との連携が必須なのか。町単独ではないのか？
- (主管課長) 自動車補助については、国・県・町それぞれが単独である。太陽光補助については、国は単独だが、県と町は連携が必須である。(町が補助を実施しない限り、県の補助を受けることはできない。)
- (副委員長) 県の政策・施策も、知事の交代などにより変化がある。県の動向に合わせて、もちろん町の財政状況の許す中で、良い事業については積極的に取り組んでもらいたい。
- (委員長) 町としては電気自動車を1台持っているとのことだが、太陽光発電システムについては設置されているのか？
- (主管課長) 普及、啓発を目的として、寒川リサイクルセンターに10kwのものを設置している。また、中央体育館の夜間照明を一部太陽電池でやっている。
- (委員) 太陽光発電システムについては、修繕などの諸経費が掛かる設備だが、その必要性についてはどのように考えるか。
- (主管課長) 「10年で元が取れる」というような意見もあるが、まだ日が浅い事業であり、正直、金銭面について断言できるものはない。町としては、電力不足対策や温室効果ガス削減のため、クリーンエネルギーの活用促進を図るという考えである。

【ICT活用事業】

※ICT = Information and Communication Technology (情報通信技術)

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇職員が使用するPC等の機器をリース契約により調達しているが、その調達方法についての検討(リースと購入との費用比較など)が不十分。</p> <p>◇セキュリティポリシーの現状への不適合、外部監査・内部監査が未実施、最適化計画が未策定、資産管理が未実施である。</p> <p>◇電子申請・届出サービスに関し、電子による申請・届出後に、結局は役場窓口で受け取らなければならないなど、その利便性に疑問あり。</p> <p>◇公共施設利用予約システムに関し、利用の実態(利用者の満足度など)に関する調査及び改善に係る検討が不十分。</p>		
評価結果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業の方向性</td> <td>現行どおり</td> </tr> </table> <p>◇町業務の遂行に、本事業は重要な役割を担っており、必要不可欠である。機器の調達方法に関しては、少しでも安価に済むよう詳細な調査・検討を行うべき。</p> <p>◇セキュリティポリシー更新などの情報セキュリティ対策や、外部監査・内部監査の実施については、適切な実施計画を策定すべき。</p> <p>◇町民利用に係る部分に関しては、利用率の把握や満足度調査の実施など、町民ニーズを把握する努力が必要である。また、町民の利便性に関し、県電子自治体共同運営サービスの積極的な活用や、他自治体の先行事例(諸証明のコンビニ受取り等)の調査・研究など、費用対効果の観点も含めた検討が必要である。</p> <p>◇公共施設利用予約システムについては、利便性の向上のため、拡充を検討されたい。</p>	事業の方向性	現行どおり
事業の方向性	現行どおり		
評価結果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">予 算 額</td> <td>減額</td> </tr> </table> <p>◇PC等の機器については、昨今の低廉化を踏まえ、購入による調達を検討すべき。保守や廃棄等の各種見積もりも取得し、リースと購入によるそれぞれの全体費用を比較検討し、最も安価な方法を採用することにより予算減額を図られたい。</p>	予 算 額	減額
予 算 額	減額		

概要説明書

事務事業名	ICT活用事業	体系コード	12331-01
主管課	企画政策部情報システム担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施			
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先)			
主な事業の内容と事業費	事業	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	庁内インフラ整備	<p>庁内インフラの整備に関すること</p> <p>プリンタカートリッジ、電源装置バッテリー、記録媒体等の消耗品</p> <p>インターネットに接続するためのプロバイダ料金、回線費、グローバルアドレス使用料や、役場と出先機関を結ぶネットワーク回線費。 なお、出先機関との回線について、接続ルータの機器更新にあわせ、同程度の速度で安価な価格帯のサービスプランに変更した。(平成24年3月)</p> <p>職員に配布しているパソコンや共用パソコン、共用プリンターのリース料 ノートパソコン415台 デスクトップ24台 レーザープリンタ15台 インクジェット15台</p> <p>グループウェア(庁内ネットワークを活用した職員の情報共有やコミュニケーションの効率化を図るためのシステムソフトウェア)に関する機器等のリース料。 スケジュール管理、課の代表メールの送受信、公用車や庁内会議室の利用予約に使用している。 なお、過去の調達において、課の代表メールの送受信機能を別のシステムで導入していたが、ソフトウェアの調査やデモを実施し、一つのパッケージで現在使用している全ての機能に対応する安価なシステムがあり、リース入札により調達した。(平成24年3月)</p>	1,620	1,622
			4,807	4,652
			17,617	17,930
			4,592	4,669
		LGWAN(Local government Wide area Network: 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク)に関すること		

概要説明書

総合行政ネットワーク	<p>LGWAN回線費用 なお、LGWAN回線である神奈川県域行政WANは県電子自治体共同運営協議会にて共同調達している。</p> <p>町が回線を通じて使用している業務は以下のとおり。 ・電子申請・届出システム、電子入札共同システム(職員側) ・公的個人認証サービス ・LGWAN掲示板サービス ・LGWAN電子文書交換システム ・LGWANメール ・厚生労働行政総合情報システム(WISH) ・地方公共団体金融機構 電子申請・通知システム ・財政融資資金事務オンラインシステム ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の地上回線(LGWAN)側通信 ・地方税ポータルシステム(eLTAX) 審査システムによるデータ送受信</p> <p>LGWANへ接続するための装置、庁内LANと接続するための装置、専用端末、カードリーダー等周辺装置のリース代。</p>	813	813
	<p>LGWANへ接続するための装置、庁内LANと接続するための装置、専用端末、カードリーダー等周辺装置のリース代。</p>	3,045	3,045
情報セキュリティ対策	情報セキュリティ対策に関すること		
	<p>ファイアウォール: 庁内ネットワークとインターネットの間で出入りするパケット(データ)を監視し、決められたルールにより通したり破棄したりすることで、庁内のコンピュータネットワークの安全を維持することを目的としたソフトウェア及びこれを搭載した機器等のリース料。</p>	1,645	1,645
	<p>ウイルス対策のため、パソコンやサーバー自体に対策ソフトをインストールしたり、最新のパターンファイルに更新するためのソフトウェア及びこれを搭載した機器等のリース料。</p>	2,791	2,791
	<p>Webやメールのウイルス対策やスパムメール対策にかかるハードウェア及びソフトウェアのリース料と、OS(Windows)のセキュリティパッチ管理ツールにかかるリース料(同時調達)。</p>	3,634	3,634
	<p>役場と出先機関とのネットワークをVPN(仮想プライベートネットワーク)接続するための通信機器リース料。</p>	1,771	2,038
<p>情報セキュリティ対策として各端末の操作ログ管理やデバイス管理、資産管理等に使用するソフトウェア及びこれを搭載した機器等のリース料。</p>	2,898	2,898	

概要説明書

ICTIによる情報提供	ホームページの作成や管理に関すること		
	<p>CMS(Content Management System):町のホームページを作成するにあたり、Webコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムのリース代。</p> <p>なお、平成23年10月より再リースとなっており、同システムを継続して使用中。WEBアクセシビリティに対応すべく平成24年度にてリプレイス予定である。</p>	1,353	3,780
県電子自治体共同運営協議会	神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会に関すること		
	<p>協議会の運営に係る負担金 参加団体一律負担 県を含め33団体</p> <p>共同調達、共同利用によるシステム経費の削減を目的として、県及び市町村による協議会設立。平成17年よりサービスが開始された。町としては電子申請・届出サービス、公共施設利用予約システム、かながわ電子入札共同システム(総務課契約検査担当にて予算措置)を利用している。サービスの利用料に関しては、協議会の事務局である県に負担金として支出している。</p>	90	90
	<p>電子申請・届出サービス負担金 32団体参加 住民票の写し交付申請 住民票記載事項証明書交付申請 公文書公開請求 自己情報の開示請求 付記転出届 手話通訳者等派遣申請 各種アンケート類</p> <p>なお、神奈川県電子自治体共同運営サービス提供業務SLA(サービス品質の保証項目や、それらを実現できなかった場合の利用料金の減額に関する規定)により、サービスレベルの達成状況が基準値以下(特に、コールセンター業務)であったため、平成23年度においては50%減額となっている。</p>	201	402
	<p>公共施設利用予約システム負担金 12団体参加 抽選機能を使用している施設は以下のとおり</p> <p>さむかわ庭球場 川とのふれあい公園野球場 川とのふれあい公園サッカー場 倉見スポーツ公園 田端スポーツ公園野球場 田端スポーツ公園多目的運動場 田端スポーツ公園ベタンク場 田端スポーツ公園多目的広場</p> <p>なお、同上の理由により50%減額。</p>	663	1,301
	協議会会議時の旅費	16	28
	さむかわ庭球場設置の施設利用予約用キオスク端末リース料	146	146
	上記端末の回線費	122	122

概要説明書

	その他 職員からのコンピュータ及び周辺機器全般の問い合わせ、操作支援、障害受付、代替機交換対応 職員貸与パソコンのマスタイメージ作成、複写及び個人設定の適用および入替配布 庁内ネットワークの敷設・保守 湘南広域都市行政協議会広域情報部会にて藤沢市・茅ヶ崎市と共にソフトウェア資産管理について調査、研究。			
	事業費計	(a)	47,824	51,606
	平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）	(b)	18,201	/
	本事業に係る費用の計	(a)+(b)	66,025	/
事業の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	高度情報通信社会である現在、住民サービスの向上や電子自治体の実現に向けた情報基盤としてインターネット等、外部への通信手段の確保は必要不可欠である。 また、行政事務の簡素化・効率化を図るため、庁内各部門の職員が情報共有できるようネットワークを整備しているが、庁内で保有する膨大な情報資産を適切に管理し、情報漏洩や不正アクセスを防ぐためには様々な情報セキュリティ対策が必要である。			

町における類似事業	教育コンピュータ活用事業(小学校) 教育コンピュータ活用事業(中学校)
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	別紙のとおり
24年度の状況と今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・グループウェア(庁内ネットワークを活用した職員の情報共有やコミュニケーションの効率化を図るためのシステムソフトウェア)を統合し、経費削減するとともに、庁内各部門間の情報共有を活性化する。 ・情報システムの監査およびセキュリティポリシーをの見直しを実施し有効なセキュリティ対策状況を維持する。 ・人的セキュリティ対策として、職員の定期的なセキュリティ研修受講を促進し、最新の情報セキュリティ技術や個人情報情報の取扱いに関する一般知識及び意識レベルの向上を図る。 ・消耗品に廉価なりサイクル製品を活用する。 ・同種の調達をまとめスケールメリットを出し経費を節減する。 ・ソフトウェア資産管理(SAM)を実施してライセンスの適切による費用の見直しな管理及び法務上のリスク管理を行う。 ・コンピュータ機器の稼働率調査等を実施し適正なハードウェア配置・整備を行う。 ・電子申請・届出サービスの新規手続きの掘り起こしと申請件数の拡大。 ・ICT部門の業務継続計画(BCP)を策定し、災害時の情報システム復旧計画を立てるとともに、現状分析により問題点を整理する。
特記事項 (事業の沿革等)	平成 11 年 事業開始 OAワープロをパソコンに変更10台(Windows98) 平成 12 年 OAワープロをパソコンに変更20台(Windows98) 寒川町ホームページ開設 コンピュータ西暦2000年問題対応を行う 平成 13 年 インターネット接続(サーバ等設置) 部長以上にパソコンの配置を行う(15台) 平成 14 年 課長・主査級にパソコン配置(148台) 町施設ネットワーク(無線・専用線)接続 平成 15 年 職員1人1台パソコン配置(総数350台) 平成 16 年 LGWAN 接続 平成 17 年 神奈川県及び県内団体による神奈川電子自治体共同運営サービス(電子申請・公共施設予約・電子入札システム)利用開始。 平成 19 年 職員貸与パソコンの更新(150台) 平成 20 年 職員貸与パソコンの更新(235台) 平成 24 年 職員貸与パソコンの更新(150台)

ICT活用事業 別紙1 他団体比較(22、23年度(※23年度は未確定))

組織	団体	寒川町	比較A市	比較B町	比較C町	
職員数	人口規模	47,446(H24.4.1現在)	5万人程度	4万人程度	3万人程度	
	情報部門(常勤)	4名	5名	3名(うち1名兼務)	3名	
	情報部門(非常勤・臨時)	2名	1名	0名	1名	
	※常勤(週5日)相当数	1.48名	0.2名	0名	0.75名	
	常駐SE	0名	0名	0名	0名	
	※常勤(週5日)相当数	0名	0名	0名	0名	
	調達形態	ハードウェア	リリース	リリース	リリース	リリース
		ソフトウェア(ライセンス等)	リリース	リリース	リリース	リリース
		環境構築	リリース	委託	リリース	リリース
		ハードウェア保守	リリース	リリース	リリース	リリース
ソフトウェア(システム)保守		リリース	リリース	リリース	リリース	
予算措置		情報/業務主管課両方	情報/業務主管課両方	情報/業務主管課両方	情報/業務主管課両方	
取組状況	学校の管理	学校主管課	学校主管課	学校主管課	学校主管課	
	外部監査	未実施	未実施	未実施	未実施	
	内部監査	未実施	実施	未実施	未実施	
	セキュリティポリシー	策定済だが更新できていない	策定済(最近だとH22に更新)	策定済	策定済だが更新できていない	
	BCP	策定中	未策定	未策定(H24策定予定)	未策定	
	最適化計画	未策定	未策定	未策定	未策定	
	資産管理	未実施	未実施(H24導入予定)	未実施(ソフトは導入済)	未実施(ソフトは導入済)	
	決算額比較(寒川町比)	52,262	45,041	49,338	54,059	
	22年度	-	86.18	94.41	103.44	
	決算額比較(寒川町比)	47,824	49,026	48,242	15,035	
23年度	-	102.51	100.87	31.44		

ICT活用事業 別紙2 事業費の推移

	総事業費	旅費	消耗品費	通信運搬費	委託料	賃借料	負担金	主な委託	備考
20年度 決算	59,320,406	26,340	2,275,948	5,307,960	3,192,400	48,322,758	195,000	県電子自治体共同利用3,018千円	職員貸与PC235台入替(1台あたり146千円)
21年度 決算	57,582,545	23,640	1,904,978	6,205,279	3,167,600	46,086,048	195,000	県電子自治体共同利用3,018千円	グローバルウェア(所属メール)更新時の見直しにより賃借料減
22年度 決算	52,261,819	19,040	1,656,091	5,906,460	328,120	43,260,708	1,091,400	県電子自治体共同利用187千円	県電子自治体共同利用のシステム更新により費用低減となり、支払方法を委託料から負担金に変更
23年度 決算	47,823,085	16,040	1,620,149	5,741,346	—	39,491,943	953,607	—	グローバルウェア、CMSの再リースにより賃借料減

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、35-36ページのとおり。

(委員長) PCのリース契約は何年間か？また、契約に含まれるものは？(34ページNo.2 関連)

(担当) リース期間は5年で、ソフトウェアと契約期間中の保守が含まれている。

(委員) リースと購入のどちらが安価か、実際に見積もりを徴するなどして比較したことはあるのか？(35ページNo.3 関連)

(主管専任主幹) 比較は行っていない。調達や保守に係る費用の平準化などの観点からリースを採用している。

(委員長) PC自体の価格はとても安くなっている。リース料も5年前と比較して安くなっているのか。1台当たり年間2万9,504円というリース料は、10年前であればとても安価であったと思われるが、PCの購入額が非常に安くなっている現在であれば、保守を別の会社に委託してでも購入した方が安価である可能性もあるのでは。3~5年に1回は、そのあたりについて見直しを図るべきでは。

(主管専任主幹) 現時点では、具体的な数値での比較検討は行っていない。次回の更新時に、試算・検討をしていきたいと思う。

(委員) その検討は、いつ頃か？

(主管専任主幹) 次回の調達時期(235台分)である平成25年度までに行いたいと思う。

(副委員長) 購入の検討にあたっては、一律交換ではなく、使用可能なものは継続して使用する、というような無駄の無い調達をお願いしたい。町民の税金を使用するのでから。

(委員長) 県電子自治体共同運営サービス提供業務に関し、「サービスレベルの達成状況が基準値以下のため50%減額」となっていることについて、50%もペナルティを科されるということは信頼性が相当低いということではないのか。不都合が実際に生じているのでは？(0ページNo.5 関連)

(担当) ペナルティが厳しい面もあるが、誤作動などのシステムそのものについての問題というよりは、コールセンター業務での受け答えなど、人的なミスによりペナルティが科されているところが多い。

(委員長) 公共施設利用予約システムに関し、利用率はどうか。また、このシステムに関する町民の満足度等はいかがか。

(担当) 実務については、担当がスポーツ振興課になるので、確認のうえ、後日回答する。
〔後日回答〕37ページのとおり

(委員長) 公共施設予約システムの対応施設数を増やしたいとのことだが、どのような施設が考えられるのか？(36ページNo.18 関連)

(担当) 現在、公民館と協議をしているところであり、また、学校施設等も考えられる。

(委員長) 対応施設が増えれば、町民にとっての利便性は増すが、町民ニーズがそこまで高いのかが不明である。また、施設数の増は、負担金の増額とならないか？

(担当) 今具体的な数字は持っていないが、数施設の増加であれば、負担金に変更はないと思う。

(委員長) 外部監査、内部監査、最適化計画、資産管理に関し、現状ではできていないとのことだが、必要経費については具体的に把握されているのか。(35ページNo.11 関連)

(担当) 必要性は感じているが、実際に把握はしていない。

(委員長) 実施の必要性が高いのであるならば、必要経費を試算し、計画をきちんと立てるべきだと考える。また、セキュリティポリシーの更新に関し、「外部の知見を活用」というのは、外部コンサルに依頼するという意味か？(36ページNo.12 関連)

(担当) そのとおりで、現在見積もり等を取り寄せているところである。

(委員長) 町民の ICT 活用に関し、電子申請・届出サービスは十分に活用されているのか？

(担当) 本サービスについては、公共施設利用予約システムよりも更に利用件数は少ないのが現状である。住民票の交付に関して言うと、電子で申し込んでも発行を役場で受けなくてはいけないという事情があり、結果的に役場に来ることが必要な手続きでは、利用促進に繋がらない部分があるので、利用を促進できるような手続きを研究していかなくてはならないと考えている。

(委員長) 震災対策等は万全なのか。

(担当) 震災対策については、BCP(business continuity plan: 災害等が発生した時に業務がなるべく寸断せずに継続していくための計画)の策定途中であるが、例えば、次のコンピュータ利用事業に出てくるのだが、通常役場内にあるバックアップデータを週に1回外部(現在は埼玉県)に出し、保管している。ただ、現時点では、全データの保管には至っていない。また、役場内では電算室1箇所での集中管理であるため、災害時の復旧に支障が生じる懸念がある。これら問題点について、必要経費等を検討し、できるところから対策を取りたいと考えている。

質問者	連番	質問	回答
石田委員長	1	・町職員349人にたいし、一人あたり2.5台のPCになるのか？	<p>(資料訂正・差し替え) 概要説明書の特記事項欄の平成24年度更新台数150→160台に訂正。</p> <p>特記事項欄に記載した職員貸与パソコンは5年間のリース契約で更新している。 平成24年度の更新実施後の状態で借り上げているのは平成20年度の235台、30台と平成24年度の160台の計425台。 (平成20年度の30台は、当時臨時職員等への貸与要望に対し平成19年度の150台と平成20年度の235台では台数が不足する事態が発生したため、機器入替による執行残を利用して調達した。)</p> <p>用途は特別職3台、常勤職員312台、再任用職員10台、臨時職員22台。他に職場共用30台、予備機45台。</p> <p>職場共用パソコンは、非常勤職員がシフトを組んで利用している職場や、職員が共通で使用する専用ソフトウェアの設定が必要な場合に貸与している。</p> <p>予備機については、非常勤職員による利用数に年度や時期でかなり幅があり、また故障時に速やかに交換対応するため、保持している。メーカー保守員の手配を待つと利用者が1日程度パソコンが使用できなくなり事務に支障が出るため、情報システム担当で予備機へハードディスクを載せ替えて速やかに提供している。また、MicrosoftのOfficeソフトウェアの調達に安価な公共機関向けライセンスを活用するための最低数である「2年間で250台」に集約するため契約を組み替えており、25年度の調達で減する。</p>
石田委員長	2	・パソコン1台あたりの年間リース料はいくらか？	(単純に1台あたりの算出が出来ない費用は按分して計算) 29,504円。
石田委員長	3	・現在パソコンは相当安くなっており、リースより購入した方が安くないか？	使用期間中の費用負担を平準化・固定化でき、定期的なPCの入れ替えが可能で、OSやアプリケーションが最新かつ一律の状態に調達できるため、バージョンの違いによる管理の手間を省くことができる。また、期間満了後返却となり処分費がかからないため、リース契約にしている。
石田委員長	4	・パソコンの更新頻度はどれくらいか？	5年ごと。
石田委員長	5	・3頁で「サービスレベルの達成状況が基準値以下のため50%減額」とあるが、具体的にどのようなことか？	<p>神奈川県が電子申請・届出サービス及び公共施設利用予約システムを提供する委託業者との間に取り決められたサービス基準を定めたSLAに基づく減額。 業務管理、システム利用支援、可用性、性能、信頼性の項目に基準を設け基準値以下の場合にはペナルティポイントを付ける。 1月あたりのペナルティポイントの累積が「-9ポイント」までは減額がないが「-10ポイント以上」からは10ポイントごとに5%の減額になる(最大-100ポイントで50%減額)。 主にコールセンター及びヘルプデスクでの誤回答や電子申請システムに障害が発生してから通知までの時間が基準値に満たないため大幅なペナルティポイントとなっている。 平成23年度は全月とも-100ポイント以上となり50%の減額となっている。</p>
石田委員長	6	・3頁下段「キオスク端末」とは何か？	さわかほ庭球場に設置してある、公共施設予約システムを操作するタッチパネル式の端末。利用者が施設の予約や確認に使用している。
石田委員長	7	・HPのコンテンツ作成(提供)担当はここか？	各業務主幹課が作成し企画政策部広報統計担当で承認している。情報システム担当では技術的支援やサーバのバックアップ管理を担当している。
石田委員長	8	・HPの広告をとる担当はここか？	企画政策部広報統計担当。
石田委員長	9	・別紙1の比較ABC市町は具体的にどこか？	A市＝三浦市、B町＝愛川町、C町＝大磯町。
石田委員長	10	・別紙1の常勤相当数1.48名はどのような意味か？	23年度途中に欠員が出たため、再任用の非常勤職員の勤務日数を8月から増やした。 非常勤職員が2名おり、再任用1名が4～7月は5分の3、8～3月は5分の4勤務で0.73。別に1名が4分の3勤務で0.75。合わせて1.48名。
石田委員長	11	・別紙1外部監査、内部監査、最適化計画、資産管理の具体的な説明を。	<p>情報セキュリティを維持、管理する仕組みが有効に機能しているかを客観的に点検・評価するための監査を実施する必要があるが、現状はできていない。情報セキュリティポリシーの見直しと合わせて、まずは外部の知見を活用した外部監査を実施し、その中でノウハウの蓄積と内部監査人の養成を図り、内部監査の実施へつなげたい。</p> <p>システムの統合や同種の機器の調達の統合、及び情報資産(ハード・ソフト)必要数の管理による費用の削減や、導入済システムの活用促進、情報セキュリティ対策の見直し、大規模災害やサイバーテロを想定した非常時のインフラ・バックアップ環境の整備など、事業における課題を整理し解決するための計画を策定していきたい。</p> <p>情報セキュリティ、法令遵守、費用削減の観点から、所有する情報資産(ハード、ソフト)を一元的に管理するために、ソフトウェア資産管理(SAM)の実施が必要である。24年度の取り組みとして、まずは情報資産の棚卸しを実施して台帳を整備し、今後随時更新していけるよう、運用の負荷を下げるために、資産管理システムから一括出力した情報と紙ベースの契約情報及びネットワーク外の機器の情報とを統合的に管理できるシステムを構築する。なお、この取り組みは湘南広域都市行政協議会の広域情報部会の活動として藤沢市・茅ヶ崎市ともに行っている。</p>

質問者	連番	質問	回答
石田委員長	12	別紙1セキュリティポリシーを更新していない理由は何か？	平成16年度に策定したが、その後の年度ごとの見直しを定着できていない。 策定から8年経過し、最新の事情と乖離している部分があるため、外部の知見の活用を検討し、見直しを実施する。
石田委員長	13	1年間にシステム障害等は一切発生していないのか？	発生している。 早目に登庁している職員からの情報提供で業務時間前にシステムの再起動を行う、ネットワークは臨時に配線を組み替える等で臨時の対応を実施し、1時間未満で復旧するケースが多いが、業務時間に食い込むケースもある。 サーバ機器はハードディスク障害に備えたデータ分散管理(RAID)構成とし、特に重要なシステムは冗長化しているため、障害時にも通常通り運用でき、復旧対応もシステムを稼働させたまま対応できるケースがほとんどである。
石田委員長	14	メンテナンス等のためにメール等、町内情報システムの一部機能を停止するようなことは一切ないのか？	通常は夜間または休日の業務時間外にメンテナンスを実施する。
石田委員長	15	昨年の計画停電時に不具合等はなかったのか？	計画停電が業務時間内に実施されたときで、防災安全課管財担当が自家発電設備を稼働させ電力の供給が有るときは、可能な限り端末・プリンタの使用を控えてもらい、町民向けシステムを中心に二主要なシステムは継続稼働させることが出来た。自家発電設備の稼働が無い場合は全システムを停止した。 建物やフロアによって自家発電設備からの給電状況が異なり、コンセント単位に区別できていなかったため、情報系の端末で一部使用が出来ないケースがあり、配線を変更して対応した。 計画停電が早朝・夜間に実施されたときは事前に各種システムを停止した。業務時間後から翌朝までシステムが停止し、町民からHPが閲覧できないことに対する意見があった。 システムの起動・停止を頻繁に行うことになり、担当職員の負担は大きかった。
石田委員長	16	投入人員2.87人の計算根拠は？	(資料訂正・差し替え) 23年度当初は常勤職員5人と再任用職員(5分の3)で5.6人。 23年度途中で欠員が出たため、常勤職員が4.25人となった。 欠員に伴い、再任用職員の勤務日数を8月から5分の4としたため、再任用職員0.73人。 23年度実績としては、常勤職員4.25+再任用0.73で4.98人。 ICT活用事業とコンピュータ利用事業の事務量が概ね同等であるため2分の1の2.49人とした。
石田委員長	17	職員・町民にたいしICTの「使いやすさ」等の満足度調査は実施しているか？	実施していない。
石田委員長	18	町内でICTは十分に活用されているか？	職員の活用としては、パソコンや庁内ネットワークが町の事務のインフラとして定着している。パソコンの個人貸与を開始し24年度で10年間・2回目の入替を迎えたが、新しいOS・Officeソフトウェアの使用にも対応できている。 町民の活用としては、HP、電子申請・届出システム、公共施設予約システムがあるが、それぞれ充実が必要である。 HPは広報統計担当と協力して、アクセシビリティに配慮し、町民が必要な情報を速やかに得られるように、また職員がコンテンツをより作成し情報を発信しやすくし、災害時に停止しないよう更新の準備をしている。 電子申請・届出システムは、現状の登録手続きが、公的個人認証の事前取得が必要であったり、電子上で完結せず来庁が必要だったりするため、他団体を参考に、町民の利用が進む手続きを増やしていきたい。 公共施設予約システムは対応施設数を増やしていきたい。
生田委員	1	(1)情報部員4名で簡単なソフト例えばスケジュールなど作成できないのですか？	イントラネットでの情報掲載、回答期限付き文書の絞り込み、過去文書の年月別抽出、全文検索の機能を作成した。
生田委員	2	(2)機器のリースで毎年の必要資金枠は	別紙2のとおり、23年度決算で39,491千円。
生田委員	3	(3)前町長時代に情報管理を促進し寒川町もバランスシートによる管理をするとの話がありましたが、その進捗度は？多額の負債は何か原因か究明できると思いますよ。	(新)公会計制度の財務諸表については企画政策部財政担当にて作成し平成22年度分を公表している。
生田委員	4	(4)セキュリティを含め内外監査はコンピュータとの対話になりますが関係部署の教育はできておりますか？	内部監査は実施できていない。 情報セキュリティの教育については地方自治情報センター(LASDEC)のe-Learning(パソコンを利用した学習)を活用している。職員一週りの受講が終わり新任者のみの受講となっているので、継続して受講し、常に最新の知識をもてるよう改善する。
新木委員	1	パソコン等ハードウェアのリース料の内訳(ノートパソコン、デスクトップ、レーザープリンター、インクジェット等の台当たりのリース料とその期間)	(単純に1台当たりの算出が出来ない費用は按分して計算) ノートパソコン:147,520円(5年間) デスクトップパソコン:147,588円(5年間) レーザープリンタ:366,232円(5年間) インクジェットプリンタ:33,855円(5年間)

外部評価 ICT 活用事業 確認事項回答

確認事項	回答
<p>公共施設予約システムの利用数、利用率、満足度調査の有無、クレームの内容。</p>	<p>現在、寒川庭球場、スポーツ公園、グラウンド（夜間照明）の3施設の利用予約をシステムで管理しており、過去3年間の利用件数実績は以下の通りである。</p> <p>23年度：寒川庭球場 2,557 件、スポーツ公園 2,518 件、グラウンド（夜間照明） 455 件 22年度：寒川庭球場 2,771 件、スポーツ公園 2,827 件、グラウンド（夜間照明） 466 件 21年度：寒川庭球場 3,110 件、スポーツ公園 2,955 件、グラウンド（夜間照明） 453 件</p> <p>以上3施設は全てオンライン手続きとなるため、オンライン利用率は100%。</p> <p>学校体育館及び学校グラウンドの施設は、システムでの利用予約の手続きは行っていない。また、システムに関する満足度調査は、特に実施していない。施設の運用を行っている原課（スポーツ振興課スポーツ振興担当）に確認したところクレームも特になく運用できている。</p>

【コンピュータ利用事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇住民基本台帳システムや税システムなど、数多くの個人情報を取り扱う事業であるため、情報セキュリティへの取り組みが必須。</p> <p>◇利用の実態(利用職員の満足度など)に関する調査及び改善に係る検討が不十分。</p>	
	事業の方向性	現行どおり
評価結果	<p>◇町民サービスとして必要な事業である。</p> <p>◇統一パッケージの利用、クラウド利用(財務会計システム)、再リース契約、職員による簡易なシステム開発など、効率的な事業運営がなされている。</p> <p>◇遠隔地でのバックアップデータ保存などの対策は取られているが、災害時等にも活用できる環境整備など、更なる住民サービスに努められたい。</p> <p>◇本事業の目標については、費用対効果(目的が省力化の場合)や満足度・利用率(目的が利便性の向上である場合)により設定する方が適切である。</p> <p>◇効率化の観点から、庁内SEの育成も検討してはどうか。</p>	
	予 算 額	現行
<p>◇現状を維持。ただし、地域連携による共同利用や調達方法の検討など、予算縮小に努力されたい。</p>		

概要説明書

事務事業名	コンピュータ利用事業	体系コード	00313-04
主管課	企画政策部情報システム担当		

(単位:千円)

実施方法	<p>■ 直接実施</p> <p>■ 委託業務 (委託先: (株)ワイイーシーソリューションズ(住民情報システム)、(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング(公会計システム)、日本電気(株)(住基ネットワークシステム)、NECネクサソリューションズ(株)(戸籍システム))</p> <p>□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)</p> <p>■ その他 (地方自治情報センター(情報セキュリティ研修等)、町村情報システム共同利用組合(財務会計、人事給与システム))</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事業	詳細内容	平成23年度 決算額	平成24年度 予算額
主な事業の 内容と事業費	共済費	非常勤職員(4分の3勤務)1名の社会保険料負担金	301	369
	賃金	非常勤職員(4分の3勤務)1名の賃金	2,209	2,249
	旅費	会議、説明会	4	5
	消耗品費	コンピュータ用消耗品の購入に関すること プリンタカートリッジ、インク、電源装置 バッテリー記録媒体、用紙、ラベル	2,054	2,090
	通信運搬費	FAXの受発信に関すること 執務室FAX	29	30
	地方自治情報センター(LASDEC)負担金	地方自治情報センターとの連絡、研修・遠隔診断等の庁内調整及び申込、負担金の支払に関すること e-Learningによる職員向け情報セキュリティ研修、公開Webシステムのセキュリティ遠隔診断、最新セキュリティ情報の収集等を実施	45	45
	圧着機及び裁断機	連帳用紙の裁断機及びはがきの圧着機の契約、職員への操作説明、保守に関すること 賃借料(随意契約) 23年度一部機器再リース、24年度全機器再リース	1,471	1,028
	電子媒体外部保管	電子媒体外部保管の契約、媒体交換に関すること 電算室の被災に備え主要システムのバックアップ媒体を週1回の周期で外部に保管 委託料(入札) 23年度2月から開始	43	392

概要説明書

電算入力データ作成	<p>紙原票からデータ化するパンチ業務の契約およびシステムへの取込に関すること</p> <p>住民税及び固定資産税の課税資料をデータ化</p> <p>委託料(入札) 23年度は住民税の給与及び年金資料のみ外部委託し、固定資産税は情報システム担当の非常勤職員対応</p>	566	2,099
住民情報システム	<p>住民情報システムの契約、運用管理、連絡調整、保守、各種業務の月次・年次等大規模処理のオペレーション、端末のマスタイメージ作成、複写及び個人設定の適用および入替配布に関すること</p> <p>統一パッケージによる運用し、業務間の連携効率を高め、住民サービスの向上を図る 23年度にWeb型システムに更新 町独自のカスタマイズを必要最小限に抑えることで導入・保守経費を軽減した</p> <p>業務一覧 住民記録、(旧)外国人登録、印鑑登録、選挙、国民投票、学齢簿、国民年金、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、保育所保育料、福祉医療、児童手当、宛名、収納、滞納</p> <p>委託料(随意契約) 住基法改正作業(23年度3,568千円、24年度6,898千円)、定期オーバーライト(24年度4,158千円)</p> <p>賃借料(システム・サーバ・OCR装置随意契約、端末・プリンタ入札) 23年度上半期再リース 端末1台あたり146千円、モノクロレーザープリンタ1台あたり116千円</p>	3,568	11,056
内部情報系システム	<p>内部情報系システムの契約、保守、町村情報システム共同利用組合に関すること</p> <p>財務会計、電子決済、人事給与、公会計の各業務にコンピュータシステムを活用し内部事務の効率化を図る</p> <p>委託料(随意契約) 公会計システム保守</p> <p>賃借料(財務会計・電子決裁・人事給与は随意契約、公会計は入札) 財務会計・電子決裁・人事給与は再リース(24年度は決算期間までの契約) 財務会計23年度2,169千円、24年度1,445千円、電子決済23年度939千円、24年度548千円、公会計23年度、24年度415千円</p>	998	998
内部情報系システム	<p>委託料(随意契約) 公会計システム保守</p> <p>賃借料(財務会計・電子決裁・人事給与は随意契約、公会計は入札) 財務会計・電子決裁・人事給与は再リース(24年度は決算期間までの契約) 財務会計23年度2,169千円、24年度1,445千円、電子決済23年度939千円、24年度548千円、公会計23年度、24年度415千円</p>	3,522	2,407

概要説明書

議事録作成システム	負担金 町村情報システム共同利用組合 23年度下半期から24年度予算入力機能、24年度から全機能を使用開始。 共通経費(23・24年度とも3,456千円)、 財務会計(電子決裁含む)24年度7,106千円、人事給与24年度3,528千円 議事録作成システムの契約、操作説明、保守に関すること 音声認識ソフトによる自動筆記及び議事録作成支援ソフトにより、議事録作成にかかる時間の短縮による各課の事務負担軽減を図る 録音機器、音声認識ソフト、議事録作成支援ソフトの借上	3,456	14,090
	賃借料(随意契約)	3,193	3,193
住基ネットワーク	住民基本台帳ネットワーク接続システムの契約、運用管理、保守に関すること 委託料(随意契約) 住基法改正作業24年度	0	8,463
	賃借料(随意契約) 23年度2か月、24年度8か月再リース	9,153	2,508
住基カード発行機	住基カード発行機の契約、保守に関すること 住民基本台帳カードを窓口で発行するための機器を整備 賃借料(随意契約)	843	843
戸籍システム	戸籍システムの契約、運用管理、保守に関すること 戸籍業務を電算化し事務効率化を図る 委託料(随意契約) 住基法改正作業及び保守	2,529	1,815
	賃借料(随意契約)	5,451	5,451
その他	情報システム職員によるシステム開発・保守業務 システム一覧 住基照会クライアント、就学援助、成人式処理、予防接種等対象者名簿・宛名ラベル作成、健康診断等通知ハガキ作成、検診者リスト、敬老処理、特定高齢者管理、障がい者医療費集計、障がい者医療サービス集計、障がい者管理・福祉手当、民生委員地区コード管理、生活保護、小児医療、ひとり親医療、児童扶養手当、特別児童扶養手当、アンケート対象者抽出、農家台帳、就園奨励費補助金、コミュニティバス運行集計、家庭菜園抽選システム、滞納者個票作成、各種帳票作成(督促状、催告状)	-	-
事業費計		(a) 79,362	104,157
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)		(b) 18,201	/
本事業に係る費用の計		(a)+(b) 97,563	/

概要説明書

事業の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	住民記録管理・財務管理等をコンピュータシステムで行うことにより、事務の省力化が図られ、その差分の労働力を窓口対応等に充てられるため、住民への直接的なサービスの向上が見込める。 数多くの行政事務や住民サービスがコンピュータシステム化されているため、当事業の廃止は行政機能や住民サービスの提供に多大な影響を与える。
--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

町における類似事業	なし (各業務主管課で情報システムを個別調達しているケース有り)
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	別紙のとおり
24年度の状況と今後の方針	<p>23、24年度に主要なシステムの更新を迎えたが、住民情報・財務会計・人事給与の各システムともカスタマイズを極力減らし標準機能を活用することで導入費用及びその後の保守費用を抑えた。カスタマイズの削減に当たり、各業務主管課の事務上欠かせない機能の内、帳票・抽出等で情報システム職員による対応が可能な機能については、サブシステムの追加開発を実施し、事務効率を落とさず費用の低減を実現した。</p> <p>また財務会計・人事給与システムは町村システム共同利用組合の共同利用に参加することで割り勘効果により、一層の費用の節減を実現した。</p> <p>加えて端末・プリンタの更新では、再リースを活用しながら更新時期を合わせ、一括入札を実施することで経費を節減した。</p> <p>23、24、25年度は住基法改正により住民情報・住基ネット・戸籍の各システムに大規模な改修があり、相互の連携が遅滞なく整備できるよう関係ベンダと調整していく必要がある。</p> <p>23年度から開始した主要システムのバックアップ等重要情報の外部保管に、大規模災害等による被災時に速やかに利用できるよう、サーバ機器の再調達・再構築を待たずに利用可能な形式のデータを追加するために、必要情報を精査し、自動バックアップ環境を構築する。</p> <p>引き続きシステム標準機能の活用、同種の調達のとりまとめや一部事務組合による共同利用等による、システムの導入費用及びその後の保守費用の見直しを進める。また、町の事務効率改善に寄与するシステムの導入について調査研究する。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>平成 3 年 4 月 寒川町単独電算本稼働(これより前は藤沢市にホストコンピュータを置いて電算処理)</p> <p>平成 4 年 住民記録オンライン開始(コンピュータによる住民票発行)</p> <p>町民課に専用端末機を設置</p> <p>平成 5 年 印鑑証明オンライン開始(コンピュータによる印鑑証明発行)</p> <p>平成 6 年 税・国保・国年オンライン開始</p> <p>税務・保険年金・年金用の専用端末機を設置</p> <p>平成 8 年 財務会計オンライン開始(パソコンが進化し Windows95 発売)</p> <p>平成 9 年 財務決算システム稼働</p> <p>オンライン財務会計端末パソコン導入(各階に専用端末を設置)</p> <p>平成 10 年 OAワープロをパソコンに変更10台(Windows98)</p> <p>平成 11 年 介護保険システム稼働</p> <p>平成 15 年 住基ネットワーク本格稼働</p> <p>平成 17 年 自治体行政処理システムをオープン化に変更する</p> <p>平成 20 年 後期高齢システム稼働</p> <p>平成 23 年 住民情報システム更新</p> <p>神奈川県町村会による、財務会計共同利用開始(予算編成)</p> <p>平成 23 年 神奈川県町村会による、財務会計共同利用開始(全機能)</p>

コンピュータ利用事業 別紙1 他団体比較(22、23年度(※23年度は未確定))

組織	寒川町	比較A市	比較B町	比較C町
団体	47,446(H24.4.1現在)	5万人程度	4万人程度	3万人程度
人口規模		5名	3名(うち1名兼務)	3名
情報部門(常勤)	4名	1名	0名	1名
情報部門(非常勤・臨時)	2名	0.2名	0名	0.75名
※常勤(週5日)相当数	1.48名	0名	0名	0名
常駐SE	0名	0名	0名	0名
※常勤(週5日)相当数	0名			
ハードウェア	リース	リース	リース	リース
ソフトウェア(ライセンス等)	リース	リース	リース	リース
環境構築	リース	委託	リース	リース
ハードウェア保守	リース	リース	リース	リース
ソフトウェア(システム)保守	リース	リース	リース	リース
予算措置	情報/業務主管課両方	情報/業務主管課両方	情報/業務主管課両方	情報/業務主管課両方
学校の管理	学校主管課	学校主管課	学校主管課	学校主管課
決算額(千円)	93,685	269,958	44,927	49,029
比較(%)	-	288.15	47.96	52.33
決算額比較(寒川町比)	79,362	122,948	65,055	51,217
22年度	-	154.92	81.97	64.54
決算額比較(寒川町比)	-			
23年度				

コンピュータ利用事業 別紙2 事業費の推移

	総事業費	共済費	賃金	旅費	消耗品費	通信運搬費	委託料	賃借料	負担金	主な委託 電算入力データ作成2,596千円、定期 OW2,512千円、住民税金特徴9,450千 円、裁判員制度489千円	備考
20年度 決算	100,991,620	276,074	2,076,147	0	2,178,925	28,588	15,292,920	81,093,966	45,000		
21年度 決算	122,299,028	272,727	2,136,150	4,580	2,127,723	28,647	42,721,175	74,963,026	45,000	電算入力データ作成2,829千円、定期 OW2,195千円、住民税金特徴33,734 千円、人給緊急財政対策改修3,833千円	財務会計一部再リースにより賃借料減
22年度 決算	93,684,582	304,310	2,184,615	4,780	1,994,530	28,583	16,812,496	72,310,268	45,000	電算入力データ作成2,253千円、定期 OW2,215千円、国民投票1,995千円、保 育法改正1,775千円、公会計導入7,560 千円、人給労基法改正1,015千円	戸籍更新時の見直しにより賃借料減
23年度 決算	79,361,981	300,992	2,208,531	3,240	2,053,261	28,681	7,703,871	53,562,405	3,501,000	電算入力データ作成566千円、住基法改 正(住民情報)3,570千円、住基法改正(戸 籍)2,529千円、公会計保守998千円	住民情報更新に当たり半年間再リースにより賃借料 減

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、47ページのとおり。

(委員長) 町村情報システムの財務会計システムを平成24年度から運用しているとのことだが、使い勝手はどうか。(47ページNo.1 関連)

(主管専任主幹) 使い勝手は非常に悪いと言える。町村全体で利用するものであるため個別にカスタマイズを行うことができない、ウェブシステムによるクラウドであるため展開が遅い、ということに起因している。職員から不満の声も上がっているが、費用を安く抑えるための手段であり、致命的なものではないため、その中で運用している状態である。

(委員長) 既存のシステムとの費用の差はどのくらい？

(担当) 町村情報システムの利用に関しては、システム利用料と負担金(一部事務組合の職員や運営に係る諸経費を町村で分担するもの)が必要経費となるが、それを平成23年度までのリース料と比較した場合、年間約600万円の削減になる。

(委員長) システムのカスタマイズの状況は？

(担当) 住民情報系のシステムについては町の単独導入になるが、使い勝手の悪さや町の実務にそぐわないなど、カスタマイズは必ず行っている状況である。ただ、カスタマイズは、システムやプログラムを変更する時に余計な費用が発生することになるため、前回の新システム導入の際には、各担当を交えた検討会を設け、極力カスタマイズを行わない方向で調整し、現在のシステムを運用している。

(委員長) 現システムでは、どの程度カスタマイズは減ったのか？

(担当) 半分程度にはなっていると思う。

(委員長) 開庁日以外のオンライン使用については、個人の残業等ではなく、課長等の責任者も在席している、課としての業務での使用か？オンラインは個人情報のセキュリティの問題もあるので、管理はできているのか。(47ページNo.6 関連)

(担当) 時間外の使用については、課長の決裁を取った上での申請となっている。また、特定の課のみが使用できるというようなコントロールも可能である。

(委員長) 各種システムを導入したことにより、町民の利便性が増したなどの事例はあるか？例えば、諸証明の発行時間短縮など。

(主管専任主幹) 最も効果があったのは、戸籍だと思われる。以前は、届出をすると、タイプライターでの作成に長時間を要したが、その時間が短縮化できた。

(委員長) 議事録作成システムの利用状況・利用率は？

(担当) 詳細を把握していないため、確認のうえ、後日回答する。

〔後日回答〕49ページのとおり

(副委員長) 各種システムの契約に関し、請負業者は継続して同じ業者か？

(担当) 例えば、基幹系の住基のシステムについては、導入の当初からNECと契約している。他業者との検討タイミングはリース満了時期になると思うが、他業者への移行による初期費用の増加や、個人情報処理に係る同一業者の安全性などの理由により、同一業者と継続して契約している状況である。

(副委員長) 随意契約では、額が適正かどうか、最も安価なのかどうか、という面もある。業者間の競争意識を利用するなど、予算を抑えるような努力もしていただきたい。

(担当) 今後は他業者との比較検討も判断要素の一つとして、考えていきたいと思う。

(委員) 事務システム以外にも、共同利用できるシステムがあるのでは？

(担当) 共同利用には、カスタマイズの問題がある。内部情報系のシステムについては、職員が我慢すれば済むのだが、住民情報系のシステムについては、県内の全町村が同じもの

を使用するには厳しい状況である。

(委員長) 定期オーバーライトというのは何か？(40ページ「概要説明書」の中段)

(担当) 機能強化のためのシステムのバージョンアップ作業である。カスタマイズを施した部分については、バージョンアップを行った際には再度カスタマイズをかけなおす作業が必要になり、その作業費も必要になる。

(委員長) 本事業についての、今後の方針は？

(主管専任主幹) 一時的に費用が掛かったとしても、トータルで見たときに、どう費用を抑えられるのかという観点が必要と考えている。また、再リース等の費用を抑える方策についても検討していきたい。

(副委員長) 費用対効果の観点からも検討を重ねてもらいたい。

質問者	連番	質問	回答
石田委員長	1	・24年度から町村情報システムの全機能の使用開始とあるが、もう少し分かりやすい説明を。	町村情報システム共同利用組合で共同利用する財務会計システムにおいて、24年度予算から使用を開始するため、23年度下半期から予算編成機能を使用開始し、24年度から合わせて予算執行、電子決裁連携等の全ての機能を使用開始した。同じく人事給与システムにおいて、23年度中はリハーサル運用を実施し、24年度から本運用を開始した。
石田委員長	2	・別紙1の比較ABC市町の具体名を。	A市＝三浦市、B町＝愛川町、C町＝大磯町。
石田委員長	3	・別紙1の比較ABC市町の決算額比較をしているが、事業内容は寒川町の事業と全く同じなのか？(そもそも比較して意味があるデータなのか？)	整備済のシステムを全て調査していないので全く同じではない。複数の事業に分かれている団体については事業内容を聞き取り、寒川町のコンピュータ利用事業で扱っている内容についてまとめ、比較した。
石田委員長	4	・町民・職員に各システムの利便性の満足度調査は実施しているのか？	実施していない。
石田委員長	5	・システムの不具合等は一切、発生していないのか？	発生している。早目に登庁している職員からの情報提供で業務時間前にシステムの再起動を行う。ネットワークは臨時に配線を組み替える等で臨時の対応を実施し、1時間未満で復旧するケースが多いが、業務時間に食い込むケースもある。サーバ機器はハードディスク障害に備えたデータ分散管理(RAID)構成とし、特に重要なシステムは冗長化しているため、障害時にも通常通り運用でき、復旧対応もシステムを稼働させたまま対応できるケースがほとんどである。
石田委員長	6	・開庁日以外でも業務主管課の希望によりオンラインを使用可にしたとあるが、何のためにその必要があったのか？	休日滞納整理(税務課、保険年金課)、課税準備繁忙期(税務課)、年次賦課処理(保険年金課)などで各業務主管課から要望があったため。
石田委員長	7	・平成23年度の予算執行率が74%だった理由は？	住民基本台帳法改正に伴う住民基本台帳ネットワークシステムの改修作業を予定していたが、作業が平成24年度以降になり、22,062千円を補正して減らしたため。補正後の予算は85,181千円となり、それに対する執行率は93.2%。
生田委員	8	(1) 東芝、富士通、NEC の3社が入っておりますが混乱はありませんか？	(教育コンピュータ活用事業との混同と推測) コンピュータ利用事業では主に住民情報システムの職員用端末としてLenovo、Dellの2社の端末を設置している。メーカー独自の省エネルギー、ネットワーク管理、バックアップ等のソフトウェアはあるが、それ以外はどのメーカーも概ね変わらず、職員も問題なく対応し使用できている。
生田委員	9	(2) あとどれだけの機械化が必要ですか？全体計画を示してください。	現時点での明確な計画はない。
生田委員	10	(3) すでに10億規模の資金の投入があると考えます。事業の目的に効率化と町政業務の充実をはかるとあります。よって成果指標は省人化となると考えますが全体でどれだけの成果がありましたか。大切な税金です、投下資金には効果が求められます。一流の企業では、例えば経理部門は専門的知識をもつ人が数人だけで、業務はライン部門で処理されており、一方ライン部門でも一般事務と称する職種はなくなりました。	(平成22、23年度町職員の給与・定員管理等についてより) 職員数が17年度368人、18年度369人、19年度371人、20年362人、21年度353人、22年度348人、23年度351人と推移している。一方で後期高齢者医療制度など新しい制度が始まり住民税の年金特徴、高額介護合算など既存の制度の事務も複雑化している。その中で、19年度と23年度を比較すると約5%の職員減となっており、コンピュータによる事務の効率化が一定の効果を上げていると考えている。
新木委員	11	費用対効果がわかる資料などはあるでしょうか。(システム導入による人件費等の省力化など)	また、最近始まった制度等ではシステムを利用した外部との情報連携が前提となっているものがあり、制度運用や住民サービスの拡充に寄与している。例として、後期高齢者医療制度の広域連合との住民情報、所得情報等の連携、住民税の地方税電子化協議会との年金特徴情報の連携がある。

外部評価 コンピュータ利用事業 確認事項回答

確認事項	回答
議事録作成システムの利用状況調査。	<p>導入 平成 21 年度(平成 22 年 2 月)</p> <p>利用実績 平成 21 年度 4 回 平成 22 年度 16 回 平成 23 年度 19 回 平成 24 年度 10 回</p> <p>主な使用会議等 教育委員会、外部評価委員会</p> <p>課題 原稿を読み上げる場合は問題ないが、通常の発言に対する自動変換効率が低いいため利用促進する段階に進めない。自動変換後の議事録を手動で修正した内容を元に年に 2 回自動変換辞書のバージョンアップを行い改善を図っている。</p>

【寒川駅周辺整備事務所維持管理経費】
 【土地区画整理事業事務経費】
 【駅周辺公園管理経費】
 【土地区画整理審議会関係経費】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>《寒川駅周辺整備事務所維持管理経費》 ◇平成27年度での事業終了が予定されており、借り上げている事務所の土地の所有者からは、平成25年度中の返還を求められている。また、寒川駅北口地区土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の進捗状況としては、建物移転率が97.2%(移転残数は7件で、用途が立っていないものは1件のみ)であることも考えると、事務所存続と7名という職員配置には疑問あり。</p> <p>《4経費共通》 ◇当初の土地区画整理事業の計画からすると、遅れが生じている。本事業を早期に終了することが、諸経費の削減につながる。</p>	
評価結果	事業の方向性	要改善
	<p>《寒川駅周辺整備事務所維持管理経費》 ◇土地の返還期日を待つことなく、早期に事務所機能を役場庁舎に移転するとともに、業務内容と必要職員数を見直し、必要最小限の人員配置とすべき。</p> <p>《4経費共通》 ◇土地区画整理事業の早期終了には、地権者の理解と協力が必要であり、より一層の職員の努力が必要である。</p> <p>～補足意見～ ◇寒川駅周辺整備は大規模な事業であり、また、途中で計画変更されているという経過もあることから、事業終了時には総括が必要であり、その公表を望む。</p>	
	予 算 額	減額
	<p>◇早期に事務所機能を役場庁舎に移転すること、また、必要最小限の人員配置とすることにより、予算減額を図りたい。</p>	

概要説明書

事務事業・事務経費名	寒川駅周辺整備事務所維持管理経費	体系コード	
主管課等	寒川駅周辺整備事務所		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: (株)サンエーサンクス 総合警備保障(株)) <input type="checkbox"/> 補助金 [<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接] (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
主な事務の内容とその額	寒川駅周辺整備事務所の維持管理	寒川駅周辺整備事務所の維持管理に関すること		
		事務所維持管理(消耗品費) トイレットペーパー 蛍光灯 借地契約に伴う収入印紙		
		事務所維持管理(燃料費) プロパンガス @1,800 × 12月 灯油	432 (需用費)	472 (需用費)
		事務所維持管理(光熱水費) 電気料 低圧電力(9kW) 従量電灯(40A) 水道料 @745 × 12月		
		事務所維持管理(需用費)に係る事務 支出に係る業務 伝票確認業務 支出業務 トイレットペーパー購入・交換業務 蛍光灯の購入・交換業務 借地契約行為 収入印紙の購入 契約書作成業務 灯油仕入れ・注入(ストーブ) 光熱水費等管理(電気料節約)	-	-
		事務所維持(通信運搬費) 電話料(警備含む3回線) 内線使用料(2回線)	338 (役務費)	348 (役務費)
事務所維持(保険料) 火災保険 @3,731				
事務所維持(役務費)に係る事務 支出に係る業務 伝票確認業務 支出業務 権利者・関係機関等の連絡業務 関係各課の連絡業務	-	-		

概要説明書

	事務所維持管理(清掃) 事務所清掃委託 床・ワックス等清掃 一般廃棄物処理 マット交換	556 (委託料)	589 (委託料)
	事務所維持管理(警備) 事務所警備委託 @12,127×12月		
	事務所維持管理(委託料)に係る事務 委託契約に係る業務 見積書聴取業務 委託契約業務 支出に関する業務 報告書確認作業 支出業務 事務所清掃日程調整	—	—
	事務所維持管理(職員による所内簡易作業) 事務所清掃 床清掃 ごみ処理 エアコン定期清掃 事務所修繕 トイレのドアノブ修繕 事務所維持管理(職員による事務所周辺簡易作業) 除草清掃 植木の剪定	—	—
	事務所維持管理(下水道) 下水道使用料 @678×12月 事務所維持管理(テレビ) テレビ受信料 @14,910 事務所維持管理(土地借上) 土地借地料	568 (使用料及び賃借料)	570 (使用料及び賃借料)
	事務所維持管理(使用料及び賃借料)に係る事務 支出に係る業務 伝票確認業務 支出業務 下水道使用料管理業務 災害情報収集 借地契約行為 契約書作成業務 土地所有者と連絡業務	—	—
	事業費・経費計	(a) 1,894	1,979
	平成23年度人件費相当額(算出根拠については、事務事業評価シートを参照)	(b) 3,812	/
	本事業・経費に係る費用の計	(a)+(b) 5,706	/

概要説明書

事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>事業の推進にあたり、権利者との信頼関係を築き上げることが必要です。そのため、区画整理区域内に事務所を設置することで、権利者が気軽に來る環境や職員が常に地区内にいることにより権利者の相談に対し、迅速に対応ができます。また、地域の会合を行う場としても活用されています。</p> <p>事務所警備委託については、職員不在時に、事務所内にある個人情報の書類や備品等を盗難から守るための必要経費です。</p> <p>テレビ受信料については、地震や台風などの災害時に情報を得るための必要経費です。</p>
町における類似事業	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川総合体育館運営管理経費(寒川総合体育館に係る修繕料、建物災害共済保険料) ・公共施設等維持管理経費(建物及び設備の保守・管理を行う経費、ほか消耗品、燃料費、光熱水費、維持管理委託料) ・施設維持管理経費(光熱水費や清掃委託等、各種施設維持のための点検や修繕)
比較参考値 (他自治体の状況ベンチマーク等)	同規模建物と同範囲での区画整理事業がないため、比較参考値の計上ができません。
24年度の状況と今後の方針	<p>電気使用料については、エアコン温度28度に設定する等、職員の意識を統一し、節電に努めています。</p> <p>ガス代と水道、下水道使用料については、基本(最低価格)料金内に収まるよう努めています。</p> <p>事務所清掃については、月1回、業者により実施し、簡易的なものは、毎日、職員で対応しています。ほか、エアコン清掃の簡易作業でできるところも職員で実施しています。</p> <p>消耗品や灯油代、電話料については、必要最低限の使用に努めています。</p> <p>区画整理事業の完了により事務所を解体する予定であるため、事業早期完了に努めていきます。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>事務所は、昭和59年11月に建築され、権利者の皆さんが、何か聞きたいことがあったときには、事務所に相談する環境が整っています。</p> <p>事業完了まで、適正な維持管理を図っていきたいと思います。</p>

概要説明書

事務事業・事務経費名	土地区画整理事業事務経費	体系コード	
主管課等	寒川駅周辺整備事務所		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:)		
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 実施主体:)		
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ((財)神奈川県都市整備技術センター)		

	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
土地区画整理事業実施 にかかるとる事務 主な事務の 内容とその額		土地区画整理事業実施にかかるとる事務に関すること		
		事務(協議・打ち合わせ等) 神奈川県庁 神奈川県警察本部 法律事務所 町外在住の権利者 (横浜・県外)	123 (旅費)	151 (旅費)
		事務(旅費)に係るとる事務 支出業務 権利者・関係機関との協議	-	-
		事務(協議・打ち合わせ等) 茅ヶ崎警察署 茅ヶ崎水道営業所 藤沢税務署 藤沢土木事務所 平塚土木事務所 横浜地方法務局湘南支局 東京電力平塚支社 NTTインフラネット神奈川支店 NTT東日本神奈川支店 J-COM湘南 町外在住の権利者 (寒川近隣市) 町内在住の権利者	-	-
		事務(消耗品) プリントインク ロール紙 再生紙 土地区画整合法関係参考図書 区画整理に伴う税制関係参考図書 損失補償積算関係図書 工事積算関係図書	349 (需用費)	346 (需用費)
		事務(印刷) 青焼き・カラーコピー (A1/A2/B1/B2サイズ)		
	事務(消耗品)に係るとる事務			

概要説明書

主な事務の内容とその額

支出に係る業務 伝票確認業務 支出業務 権利者・関係機関との協議に係る業務 損失補償積算・説明業務 工事積算・説明業務	—	—
事務(印刷)に係る事務 原稿作成業務 原稿印刷依頼業務 支出に係る業務 伝票確認業務 支出業務		
事務(通信運搬・郵送) PR通知(区域外) 仮換地指定通知 仮換地使用収益開始通知	27 (役務費)	32 (役務費)
事務(通信運搬・直渡し) PR通知(区域内) 仮換地指定通知 仮換地使用収益開始通知	—	—
事務(役務費)に係る事務 支出に係る業務 伝票確認業務 支出業務	—	—
事務(原稿作成) PR通知(まちづくりニュース等) 仮換地指定通知 仮換地使用収益開始通知 移転協議に伴う資料	—	—
事務(開催) 寒川駅北口地区まちづくり協議会全体協議会 寒川駅北口地区まちづくり協議会幹事会 寒川駅北口地区まちづくり協議会役員会 寒川駅北口地区まちづくり協議会研修会	—	—
事務(開催)に伴う事務 会場準備業務 会議・研修資料作成業務 会議・研修報告書作成業務	—	—
事務(機械器具借上) 印刷・FAX一体機	553 (使用料及び賃借料)	553 (使用料及び賃借料)
事務(その他使用料) 工事積算システム @31,500×12月		
事務(使用料及び賃借料)に係る事務 支出に係る業務 資料確認業務 支出業務 原稿作成業務 権利者・関係機関連絡業務 工事積算業務	—	—

概要説明書

	事務(補修用材料)		
	案内看板(作成・設置材料)	2	13
	道路補修(常温合材)	(原材料費)	(原材料費)
	事務(作業)		
	案内看板(作成・設置作業)	—	—
	道路補修(簡易作業)		
	事務(会費)		
	街づくり区画整理協会	94	94
		(負担金補助及び交付金)	(負担金補助及び交付金)
	事務(会費)に係る事務		
	支出に係る業務		
	資料確認業務	—	—
	支出業務		
	区画整理事業に伴う相談業務		
事業費・経費 計		(a)	1,148
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)		(b)	4,447
本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b)	5,595
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>図書購入費は、法令改正の情報等の必要な知識等を得るための書籍購入経費です。</p> <p>公共工事の発注は、土木工事標準積算基準に基づき積算した設計書を作成する必要があります。そのため、工事土木積算システムを導入することにより、積算時間の大幅短縮、積算の誤りの防止、及び電子データとしての保存が可能です。</p> <p>街づくり区画整理協会に加入することにより、区画整理事業で生じる困難な問題等を相談することができるため、事業の進捗に多大な効果があります。また、当協会が毎月発行している機関誌の購読ができることにより、区画整理の最新情報や権利者との協議内容等のQ&A、他市町村の区画整理の状況などによる情報が得られます。</p>		

町における類似事業	・都市計画事務経費(関係機関協議に関する出張旅費、協議会資料作成のための消耗品費、資料郵送代、協会等負担金)
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	・都市計画事務経費(平成23年度決算:234,190円 平成24年度予算:619,000円)
24年度の状況と今後の方針	<p>旅費については、横浜市、県外在住の権利者や関係機関(神奈川県・神奈川県警察本部・法律事務所)との協議において支出。</p> <p>消耗品費については、建物移転補償積算に必要な図書の購入。印刷製本費については、A1版等の印刷物の製作。役務費については、まちづくりニュース配布に関する郵送を行いました。</p> <p>原材料費については、現在未支出です。</p> <p>旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、補修用材料費については、必要最低限の使用に努めていきます。適正な事務経費に努め、経費を削減していくことが課題と思われます。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>職員が権利者との補償協議を行うため、常に知識を習得し、疑問点などに回答できる能力を身につけることが求められる。</p> <p>最小限の職員で宅地造成工事や道路整備工事等の積算を間違いなく迅速に行うことが求められる。</p> <p>以上のことを、区画整理事業の開始から終了するまでの間、行う必要がある。</p>

概要説明書

事務事業・事務経費名	駅周辺公園管理経費	体系コード	
主管課等	寒川駅周辺整備事務所		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施			
	<input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: (社)寒川町シルバー人材センター)			
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 実施主体:)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
		土地区画整理事業による事業用地の維持管理に関すること		
		事業用地(除草清掃) 各事業用地草刈り ごみ運搬 事業用地(花壇管理) 植栽剪定 花壇植栽作業 ごみ運搬	886 (委託料)	878 (委託料)
		土地区画整理事業による 事業用地の維持管理 事業用地(委託料)に係る事務 委託契約に関する業務 見積もり聴取業務 委託契約業務 支出に関する業務 委託作業の実施済確認 業務 支出業務 その他の業務 草刈りを行う場所の事前 調整 委託作業の日程調整	-	-
		寒川駅北口(清掃作業) 寒川駅北口駅前広場 その他周辺 ごみ運搬	-	205 (委託料)
		寒川駅北口(職員による簡易的作業) 寒川駅北口周辺(清掃作業) 植栽帯(水まき) 放置車両対策(警告) パトロール	-	-
		事業費・経費計	(a)	886
	平成23年度人件費相当額(算出根拠については、事務事業評価シートを参照)		(b)	3,812
	本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b)	4,698

概要説明書

事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	区画整理事業により、使用収益させられない換地については、施行者が善良に管理しなければなりません。そのため、草が伸びることによる不法投棄の防止や、枯れ草の繁茂による放火の防止等を行う必要があります。 平成23年度に寒川駅北口駅前広場の供用が開始されたところ、たばこの吸い殻やごみのポイ捨てが生じました。多くの人が利用する場所であるため、清掃業務が必要となります。
町における類似事業	・公園等運営管理経費(除草・清掃委託)
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	・公園等運営管理経費(平成23年度決算:76,257,828円 平成24年度予算77,440,000円)
24年度の状況と今後の方針	平成24年度から、寒川駅北口駅前広場の清掃業務を委託しており、週3回実施しています。 除草清掃等業務については、5月、7月には除草清掃を実施済みです。7月には都市計画道路にある植栽帯のラベンダーの剪定作業を実施。また、歩行者専用道路に設置しているプランターの花植え作業を実施済みです。今後は、9月には、清掃業務を実施、9月、12月、3月には、花植え作業を実施する予定です。 なお、簡易的な清掃作業、植栽帯の水まき、放置車両対策等は、職員が行っています。
特記事項 (事業の沿革等)	新しい街並みが形成されているなかで、除草清掃等により景観が保たれています。

概要説明書

事務事業・事務経費名	土地区画整理審議会関係経費	体系コード	
主管課等	寒川駅周辺整備事務所		

(単位:千円)

実施方法	■ 直接実施			
	□ 委託業務 (委託先:)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	土地区画整理審議会の 運営事務		土地区画整理審議会の運営事務に関する こと	
		土地区画整理審議会(委員報酬) 寒川駅北口地区土地区画整理 審議会 @8,700 神奈川県土地区画整理審議 会連合会総会及び役員会 @8,700	165 (報酬)	183 (報酬)
		土地区画整理審議会(報酬)に係 る事務 支出業務 審議会出欠席確認業務	—	—
		土地区画整理審議会開催時(旅 費) 寒川駅北口地区土地区画整 理審議会 町外審議会委員 2名 神奈川県土地区画整理審議 会連合会総会及び役員会 審議会会長 1名 職員 1名	5 (旅費)	8 (旅費)
		土地区画整理審議会(旅費)に係 る事務 支出業務 審議会出欠席確認業務	—	—
		土地区画整理審議会(通信運搬・ 郵送) 寒川駅北口土地区画整理審 議会(開催通知) 寒川駅北口土地区画整理審 議会委員選挙(執行通知・平 成23年度のみ)	14 (役務費)	2 (役務費)
		土地区画整理審議会(通信運搬・ 郵送)に係る事務 支出業務 審議会開催通知作成・連絡業 務	—	—
		土地区画整理審議会(通信運搬・ 直渡し) 寒川駅北口地区土地区画整 理審議会(開催通知)	—	—

概要説明書

	<p>土地区画整理審議会(通信運搬・直渡し)に係る事務 審議会開催通知作成・連絡業務</p>	—	—
	<p>寒川駅北口地区土地区画整理審議会の開催に係る事務 会場準備・会議資料作成 報告書作成・欠席者へ報告</p>	—	—
	<p>土地区画整理審議会連合会(分担金) 神奈川県土地区画整理審議会連合会分担金</p>	40 (負担金補助及び交付金)	40 (負担金補助及び交付金)
	<p>土地区画整理審議会連合会(分担金)に係る事務 支出業務 神奈川県土地区画整理審議会連合会役員会及び総会</p>	—	—
	<p>神奈川県土地区画整理審議会連合会 神奈川県土地区画整理審議会連合会主催県外区画整理事業地視察研修会 区画整理事業関係図書の配布</p>	—	—
	事業費・経費 計	(a) 224	233
	平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)	(b) 3,812	
	本事業・経費に係る費用の計	(a)+(b) 4,036	
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>公共団体施行の土地区画整理事業では、土地区画整理法第56条により、土地区画整理審議会を置くことが義務づけられています。また、茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例第8条により、施行地区内の権利者から選挙された者8名と、学識経験者2名の計10名となっています。</p> <p>土地区画整理事業を進めるにあたり、土地区画整理審議会の同意を得たり、意見を聴いたりすることが土地区画整理法により定められています。</p> <p>報酬については、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例により執行しています。</p> <p>神奈川県土地区画整理審議会連合会とは、県内の土地区画整理審議会会長等により組織され、区画整理事業の現状を把握し、円滑なる推進と達成を図るための団体です。これに加入することで、他市町村との情報交換を行うことができ、事業進捗が図られています。</p>		
町における類似事業	・寒川町都市計画審議会経費(委員の報酬、審議会開催に伴う費用弁償)		
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	・寒川町都市計画審議会経費(平成23年度決算:215,660円 平成24年度予算:352,000円)		

概要説明書

24年度の状況 と今後の方針	<p>7月31日に神奈川県土地区画整理審議会連合会総会に出席。</p> <p>審議会の同意事項が生じたため、8月22日に寒川駅北口地区土地区画整理審議会を開催。</p> <p>事業の進捗状況(権利者との協議が整い次第)により、必要に応じて寒川駅北口地区土地区画整理審議会を開催する予定です。</p> <p>区整理事業完了まで区画整理法等により設置しなければなりませんので、事業早期完了に努めていきます。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>土地区画整理審議会は、権利者の適正な意見を事業に反映させ、事業が民主的、かつ、公平に運営されるよう土地区画整理審議会が置かれています。</p> <p>寒川駅北口地区土地区画整理審議会は、平成9年より設置されており、これまで、同意事項や意見を聴かなければならない事項についての役割を果たしています。</p>

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、62～64 ページのとおり。

(委員) 本経費の大本である土地区画整理事業には、おおよそ150億円という高額な税金が使われている。財政状況が厳しい町の現状では、1円でも経費を抑えるために努力することが行政の務めだと考える。また、これだけ高額な費用が掛かった事業であるのだから、事業が終了した際には、計画内容や費用についての詳細な総括を行い、それを町民に知らせる義務があると考えます。

(主管所長) 大規模な事業であることは認識している。今までも、途中経過などを公表しているが、今後ともご指摘の部分に関して取り組んでいきたい。

(委員) 区画整理などのハード面の担当は寒川駅周辺整備事務所とのことだが、整備終了後に町づくりのためにイベントを企画するなどのソフト面の担当はどこか？

(主管所長) 商業振興については、町民環境部産業振興課の所管である。

(委員長) 借地である事務所の土地について、地主さんから平成25年度中の返還を求められているとのことだが、その後は事務所機能を役場庁舎に置くということか？そうであるならば、現時点で返還し、引き揚げることも可能なのでは。また、事業の進捗度からしても、残りの7棟のためにお金を掛けて事務所を構え、職員を7人も配置しておく必要があるのか？(62・63 ページ関連)

(主管所長) 事務所を引き揚げることは、残りの権利者の方々に「逃げた」という印象を与えるおそれがある。残りの権利者との交渉を円滑に進めるため、また、精算業務等で個人に面接や説明を行う必要があるため、事業終了までは事務所を維持したいと考えていたが、地主さんからの申し出により、平成25年度末には引き揚げることを考えている。それまでは、事務所で積極的に事業を進めたい。

(委員長) 一般町民の視点で考えた場合、97%も終了している事業に関し、維持費のみで約300万円も掛かっている事務所を構え続けることは理解し難い。残りの権利者に対しては、経費削減のためである旨をきちんと説明することや、訪問回数を増やすことなどにより、逃げと捉えられる懸念は解消できるのでは。期限を待つことなく、前倒しして事務所を引き揚げることで経費節減になると考える。

(委員) この各種経費に県の補助は入っているのか？また、内部監査は行われているのか？

(主管所長) 県の補助は入っていない。また、内部監査は毎年受けている。

(委員長) 各種委託契約については年間契約か？期間内に契約解除することはできるのか？

(主管所長) 年間契約であり、途中での解除は難しい。

(委員長) 解除が難しいのであれば、平成24年度末での引き揚げを検討すべき。このことにより、平成25年度の予算を抑えることができる。

(副委員長) 今回の各種経費に関しては、大本である土地区画整理事業を完了させることが一番の経費削減になる。当該事業については、当初の計画からは大きな遅れが生じている。確かに、事務所を引き揚げることは、職員が懸念している事態に繋がるおそれが十分にある。であるからこそ、一刻も早い事業完了を目指し、担当職員は不断の努力を行うべきである。このことを強く要請する。

(委員) 残り7棟とのことだが、その全てについて目途が立っていないのか？

(主管所長) 交渉が困難となっているのは、1件である。

(副委員長) この事業は土地収用制度の認定を受けているのか？

(主管所長) 現時点では受けていない。今後の状況により、認定を受けることも検討する。

(委員長) その1件のために、7人の職員配置が必要なのか？

(主管所長) 現状7人であるが、事業の進捗により来年度以降は減少されると思う。

事務事業名	確認したい内容(希望する資料等)
寒川駅周辺整備事務所維持管理経費	<p>Q : 整備事務所の今後の予定(閉鎖など)</p> <p>A : 平成27年度事業終了を目指しています。</p> <p>今の建物が建っている土地が借地であるため、地主さんからは、平成25年度中に返してもらいたいとの申入れがあるので、今後、関係部署と調整をしていきたいと考えています。</p> <p>Q : 権利者は何人?(寒川町在住者人数と横浜市、県外の人数)</p> <p>A : 共有者を含めると、寒川町177名 横浜市10名 その他県内31名県外6名 合計224名になります。</p> <p>Q : 調整済みの権利者は何人?(広さの割合は?)</p> <p>A : 平成24年8月現在で、仮換地指定予定面積70,409.23㎡に対して仮換地指定面積67,574.09㎡で約96.0%の指定率になっています。</p> <p>建物移転対象棟数は248棟に対して移転済棟数は241棟で、移転率は約97.2%になります。残りの移転対象棟数は7棟となっています。</p> <p>Q : 整備事務所には、平成23年度何人の権利者が相談に来たのか?(整備事務所に相談に来た人数の経年比較を示してほしい)</p> <p>A : 事務所に来た権利者の人数は過去現在を含め集計をとっていません。</p> <p>事務所に来られる権利者や、権利者から建物建築計画を依頼された設計士や不動産業者等が相談に来られます。また、地元の団体である、まちづくり協議会の役員会(5名)・幹事会(19名)・全体協議会(244名)・研修会(30名出席)などにも利用しています。</p> <p>現在は、事業が終盤に入っているため、一時期より権利者が相談に来る件数は減っています。</p> <p>Q : 整備事務所にネットにつながったPCはないのか?</p> <p>A : あります。職員7名すべてのパソコンがネットにつながるようになっています。</p>

	<p>Q : 整備事務所に町職員は何人常駐しているのか？</p> <p>A : 7名です。</p>
駅周辺公園管理経費	<p>Q : 草刈をしなくてすむようにブルーシートを敷くことはできないのか？</p> <p>A : 以前、一部の箇所ではブルーシートを敷いたことがありましたが、風で飛ばされ道路に出まったり、見栄えが悪いなどの苦情があり現在では、草刈りを実施しています。</p>

ヒアリング時に確認したい事項等

(生田委員)

事務事業名	確認したい内容(希望する資料等)
寒川駅周辺整備事務所維持管理経費	<p>Q : なぜ、役場内に事務所を移動できないのか。 燃料費、電話回線費、事務機費用、専門図書費、がもったないです。</p> <p>A : 寒川駅周辺整備事務所は、昭和58年に現在の場所に建築されました。その理由としては、区画整理事業に対する疑問解消、相談等を気軽にできる事、またその環境をつくる事が、事業の進捗に影響すると考えました。 ただ、事業の進捗率も95%を超え、移転対象権利者も残り僅かとなっている状況であること、土地所有者から平成25年度中の土地の返却の申し入れを受けていることから、関係部局と調整をとって移動します。</p>
土地区画整理事業事務経費	<p>Q : 区画整理協会は町のために何をしてくれましたか。いつまで補助金を交付するのですか。機関紙が役立つとは思えません。</p> <p>A : 街づくり区画整理協会に加入しているメリットは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区画整理事業を進めるにあたり、生じる困難な問題の相談ができること。 2. 機関誌である「区画整理」の購読ができること

	<p>3. セミナーの参加や専門図書が割引になること</p> <p>1については、県の市街地整備支援センターなどに相談すると、相談内容にもよりますが、1件5万円～20万円ほどかかりますが、それが無料で対応してくれます。</p> <p>この協会には、全国の実例が蓄積されており、区画整理事業の経験職員が、短期間で解決方法など指導、助言をしてくれます。区画整理事業を進めるうえで大変役に立っています。寒川町としても、この相談を年間2～3件行っています。</p> <p>2については、区画整理事業の実務問答、最新の区画整理情報、各地区の取り組み事例紹介、法改正案の情報等が得られます。これにより、区画整理事業に携わる職員としての資質向上が図られています。</p> <p>3については、街づくり区画整理協会主催のセミナーの割引参加や、専門図書が割引で購入できています。専門図書については、必要に応じて購入しています。</p> <p>なお、この協会の運営は協会会員の会費によってなされているため、補助金ではありません。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ヒアリング時に確認したい事項等

(吉田委員)

事務事業名	確認したい内容(希望する資料等)
寒川駅周辺整備事務所維持管理経費	<p>Q: 事務所が建築されてから28年経過しているが、区画整理事業終了まで維持できるのか。</p> <p>A: 設備でエアコンのスイッチが入らなくなったり、室内のクロスが剥がれていたり、ほころびが出ている所もありますが、H25年度終了まで、事務所を清潔に維持できるように職員一同努力しています。</p>

【施設維持管理経費(公民館)】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇公民館施設は、築後30年以上経過している建物で、修繕等に掛かる経費の増大が予測できるにもかかわらず、その維持管理に関し中・長期的な計画が無く、場当たりの対応している。</p> <p>◇本経費の適正な執行にあたっては、指定管理者制度等の導入も視野に入れた公民館のあり方そのものの検討が必要となる。しかしながら、現状分析(満足度や稼働率に関する調査等)や見直しは行われていない。また、平成23年度に実施された事業仕分けでは当該施設の運営経費が対象となり、各種分析や検討を進めることを町の方針として決定しているにもかかわらず、それに真剣に取り組まれていない。</p> <p>◇委託業務に関し、平成23年度までは随意契約で行っていたものを平成24年度からは競争入札に変更しており、一部改善が図られている。</p>	
	事業の方向性	抜本的見直し
	<p>◇修繕や改修など、建物の維持に関する計画の策定が必要。</p> <p>◇施設の維持管理の側面からも、公民館のあり方についての検討が必要である。すでに実施された「寒川町公民館建て替えに向けたアンケート調査」の結果を活用し、他の公民館についても、そのあり方を徹底的に検討すべきである。また、効率的・効果的に運営するためには、指定管理者制度等の導入も視野に入れ、今後の運営計画を策定することが必要である。</p>	
評価結果	予 算 額	現行
	<p>◇施設の老朽化により、修繕箇所が増加が懸念されるが、計画性を持って取り組むことで、予算の増額を抑えられたい。</p> <p>◇将来的には、指定管理者制度等の導入により、予算減額を図られたい。</p>	

概要説明書

事務事業名	施設維持管理経費	体系コード	33113-02
主管課	寒川町公民館		

(単位:千円)

実施方法	<p>■ 直接実施</p> <p>■ 委託業務 (委託先: (有)バックステージパス、(株)サンエーサンクス、(株)日装 ほか)</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金 [<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接] (補助先 実施主体:)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>				
主な事業の内容と事業費	事業	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額	
	需用費	施設運営に必要な需用費の支出に関する こと		11,269	12,786
		消耗品費	電球やトイレトーパーなど消耗品の管理、購入計画の作成、購入時の片付けや支出事務	283	353
		燃料費	センター自家発燃料購入や搬入、北部公民館LPガス使用管理や使用料の支出事務など	47	62
		光熱水費	電気・水道の使用料の支出事務や使用料管理表の作成と管理。省エネ対策の実施や報告書の作成など	9,602	11,000
		修繕料	消防設備等修繕など修繕の発注、業者との打合せ。また、修繕必要箇所の把握と優先順位の決定。予算化資料の作成や自分たちで直せる修繕の実施など	1,337	1,371
	役務費	施設運営に必要な役務費の支出に関する こと		858	886
		通信運搬費	4館合計10回線ある電話回線の支出事務。料金が安くなるようにNTT東日本、NTTコミュニケーションズ等組み合わせを考えながら支出している。	409	435
		手数料	北部公民館浄化槽法定点検業務契約事務及び支出事務、点検日調整や立ち会いなど浄化槽点検事務	13	13
		保険料	建物火災保険料支出事務、建物火災保険料算定に必要な床面積など資料の作成・管理	436	438
委託料	施設維持管理に必要な委託料の支出に関する こと(消防用設備・防火対象物・警備・清掃・自動ドア・エレベーター・自家発電・浄化槽保守点検・空調設備等保守・電気保安点検・センター舞台維持・吊り物・音響・照明点検・建物設備法定点検等)		41,760	41,900	

概要説明書

委託料	施設保守点検等委託料	各種委託契約の契約書作成などの事務、委託内容の検討、資料作成、予算化作業などの事務。委託事業報告のチェック、立ち会い、日々の維持管理でのトラブル対応(落とし物や忘れ物の対応、空調の使い方の説明や不具合の対応)点検日の調整や立ち会い業務など	41,760	41,900
使用料及び賃借料	施設運営に必要な使用料及び賃借料の支出に関すること		1,618	1,695
	下水道使用料	下水道使用料支出事務	255	319
	テレビ受信料	ロビー等にあるテレビのNHK放送受信料及びCATV使用料の支出	247	248
	土地借り上げ料	北部駐車場用地借り上げの契約事務や借地料の支出事務。	1,116	1,128
負担金補助及び交付金	防火管理者講習会参加負担金	6	0	
備品購入費	南部実習室用冷蔵庫購入	68	0	
その他	グリーンカーテン設置や水やりなど維持管理業務。利用者が机・イス等必要な備品の貸出、使用説明、片付けなどの業務。館内点検、開館準備など日常業務。季節に合わせたディスプレイなど来館者が気持ちよく使えるような館内装飾等業務。			
事業費計			(a) 55,579	57,267
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)			(b) 3,875	
本事業に係る費用の計			(a)+(b) 59,454	
事業の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	町立公民館4館分の必要な消耗品類の購入や電気、水道、ガスなどライフラインの料金支出。電話料金や火災保険などの支払い、法的にやらなければならない点検や適切に各館を維持するために必要な点検や委託。憩いの場や緊急時の情報源としても不可欠なテレビ受信料。駐車場の確保のための支出等々。町民に開放された不特定多数の方が利用する施設として、利便性の維持も含めて必要不可欠な業務や支出である。			

町における類似事業	寒川総合図書館委託料 21,334千円
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	
24年度の状況と今後の方針	電気料について、蛍光灯の数を減らす、エアコンの設定温度を管理するなど節電に努めて、必要な予算を確保できたと思うが、東電の料金値上げには対応して折らず、今後予算不足が懸念される。また、各種保守点検等も法定で定められた点検回数もあり、回数を減らせるものは減らすなどぎりぎりを実施し、これ以上の予算の節減は難しい。また、各館とも築30年を超えており、修繕箇所増えている。消防法上改善しなければならない箇所や安全に使用できない設備を優先に修繕しているが、町財政の制約から計画的な修繕ができないのが悩みである。
特記事項 (事業の沿革等)	町民センターにおいて、平成15年度に耐震補強工事及びエレベーター設置工事。平成20年度屋上防水シート張り直しやホール、トイレに手摺りの設置などを行い利便性の向上を図った。北部公民館において、平成20年度耐震補強調査を実施したところ、耐震補強の必要無しとの結果を得た。平成20年度に4館のアスベスト調査を実施し、撤去や補修の必要無しとの結果を得た。また、南北公民館は、防災の一時避難場所に指定されており、いつでも使えるように維持管理を続ける必要もある。

委託事業名	委託先	契約方法	予算額	契約額(支払額)	委託目的及び委託事業内容
舞台照明設備保守点検委託(年2回)	(株)松村電機製作所	随意契約	290,850	290,850	舞台照明設備を安全かつ良好な状態に保つこと及び調光設備主幹盤に関する調整点検清掃・操作配管盤、客席調光機器等の保守点検
舞台吊物昇降装置保守点検委託(年2回)	森平舞台機構(株)	随意契約	444,150	444,150	舞台吊物昇降装置を常に安全かつ良好な状態に保つこと及び捲上機、電動機電磁ブレーキ制御盤、操作盤各リミットスイッチ、滑車、ロープ、ガイドレールの保守点検
舞台音響設備保守点検委託(年2回)	ビクターアークス(株)	随意契約	493,500	493,500	舞台音響装置を常に安全かつ良好な状態に保つため機能試験及び点検調整等の保守点検
映写装置保守点検委託(年1回)	ビクターアークス(株)	随意契約	147,900	147,900	映写装置を常に安全かつ良好な状態に保つこと及び映写テラスト、機械部品の整備点検
自動ドア保守点検委託(年4回)	(株)神奈川ナブコ	随意契約	144,900	144,900	開閉装置を常に安全かつ良好な状態に保つこと。また、開閉速度が常に安定しているか、クッション調整、起動スイッチ、コントロールボックス、及び接点調整、モーターブレーキ、ヒューズ点検清掃等
消防設備保守点検委託(年2回)	(有)神菱商事	一般入札	700,000	672,000	消防用設備等(消火設備、警報設備、避難設備及び消火活動上必要な施設等)の機能が安全かつ良好な状態に保つよう保守点検を行う。消防法第17条の3の3に基づく点検
防火対象物定期点検委託(年1回)	(有)御幸防災設備	随意契約	79,800	73,500	消防法に定められた防火対象物の総合的点検
建築物、建築設備定期点検委託(年1回)	(株)洋建築企画	随意契約	444,600	420,000	建築物・建築設備の総合的な点検
舞台操作維持管理委託(随契約分)	(有)バックステージジャパン	随意契約	2,353,960	2,294,460	舞台、照明、音響及び映写機について、操作点検整備等の維持管理業務及び利用に関する打合せ、相談、指導等の業務を行うため、熟練した技術者を配置し安全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。
舞台操作維持管理委託(一般入札分)	(有)バックステージジャパン	一般入札	7,693,980	7,669,830	
小計			12,793,640	12,651,090	

委託の概要(町民センター)

委託事業名	委託先	契約方法	予算額	契約額(支払額)	委託目的及び委託事業内容
エレベーター保守点検委託(年12回)	横浜エレベーター(株)	随意契約	535,500	535,500	エレベーターの運転機能を安全かつ良好に維持するため、エレベーターの各部機構の全般的な点検・給油・調整・調査を行い、運転状態における性能を総合的に判定し、異常や不具合を発見した場合には直ちに適切な処置をとるものとする。
町民センター清掃業務委託(随契分)	(株)サンエーサンクス	随意契約	7,562,658	1,900,143	建物及び設備の機能を合理的かつ最高に発揮させ、建物全体を常に最適な状態に保ち、そして最適な保守、保全、管理を行うことにより町民の利用の便に供するとともに、公務の円滑適正な執行ができるよう留意し併せて建物全体の美観及び存続期間をいっそう増加させることを目的とする。
町民センター清掃業務委託(一般入札分)	(株)サンエーサンクス	一般入札		5,580,750	
寒川町庁舎及び町民センター警備・案内業務委託(随契分)	(株)サンエーサンクス	随意契約	4,284,000	1,102,500	建物及び設備の機能を合理的かつ最高に発揮させ、建物全体を常に最適な状態に保ち、そして最適な保守、保全、管理を行うことにより町民の利用の便に供するとともに、公務の円滑適正な執行ができるよう留意し併せて建物全体の美観及び存続期間をいっそう増加させることを目的とする。
寒川町庁舎及び町民センター警備・案内業務委託(一般入札分)	(株)サンエーサンクス	一般入札		3,118,500	
寒川町庁舎及び町民センター設備維持管理業務委託(随契分)	(株)サンエーサンクス	随意契約	9,048,900	2,315,250	建物及び設備の機能を合理的かつ最高に発揮させ、建物全体を常に最適な状態に保ち、そして最適な保守、保全、管理を行うことにより町民の利用の便に供するとともに、公務の円滑適正な執行ができるよう留意し併せて建物全体の美観及び存続期間をいっそう増加させることを目的とする。
寒川町庁舎及び町民センター設備維持管理業務委託(一般入札分)	(株)サンエーサンクス	一般入札		6,733,650	
町民センター設備維持時間外委託(随契分)	(株)サンエーサンクス	随意契約	284,352	33,793	催事業務等に際し電気、機械運転操作に携わる技術者に支払うための時間外手当
町民センター設備維持時間外委託(一般入札分)	(株)サンエーサンクス	随意契約		212,087	
町民センター自家発電設備点検業務委託(年1回)	(株)協和エクシオ	随意契約	210,000	210,000	自家発電装置の定期点検を行い、緊急時に確実に発電装置が作動する状態にする。
小計			21,925,410	21,742,173	
合計			34,719,050	34,393,263	

平成23年度委託の概要(寒川町公民館)

委託事業名	委託先	契約方法	予算額	契約額(支払額)	委託目的及び委託事業内容
寒川町公民館清掃委託	(株)サンエーサークス	随意契約	498,771	498,771	公民館床、トイレの清掃
学校関係警備業務委託(寒川小学校内寒川町公民館)	総合警備保障(株)	随意契約(5年契約)	231,840	231,840	総合ガードシステムによる機械警備
旧寒川町公民館消防設備保守点検委託(年2回)	(株)ヤマト	随意契約	84,000	84,000	消防法第17条の3の3による消防設備点検(年2回)
旧寒川町公民館防火対象物定期点検委託(年1回)	(有)御幸防災設備	随意契約	73,500	73,500	消防法第8条の2の2第1項の点検(年1回)
旧寒川町公民館警備業務委託	総合警備保障(株)	随意契約(5年契約)	145,524	145,524	総合ガードシステムによる機械警備
合計			1,033,635	1,033,635	

平成23年度委託の概要(北部公民館)

委託事業名	委託先	契約方法	予算額	契約額(支払額)	委託目的及び委託事業内容
消防設備保守点検委託(年2回)	(株)ヤマト	随意契約	95,500	94,500	消防法第17条の3の3 消防設備点検 年2回
防火対象物定期点検委託(年1回)	(有)御幸防災設備	随意契約	79,800	73,500	消防法第8条の2の2第1項の点検 年1回
清掃委託(随契分)	(株)日装	随意契約	441,000	441,000	館内全般の清掃等
清掃委託(一般入札分)	(株)日装	指名入札	1,764,000	1,260,000	
電気保安管理業務委託(年6回)	(財)関東電気保安協会	随意契約	143,640	143,640	受電変電設備等点検 年6回
自動ドア保守点検委託(年4回)	(株)神奈川ナブコ	随意契約	96,600	96,600	開閉装置を常に安全かつ良好な状態に保つこと。また、開閉速度が常に安定している か、クッション調整、起動スイッチ、コント ロールボックス、及び接点調整、モーター チャーン、ヒューズ点検清掃等
空調設備保守点検委託(年4回)	神奈川東京冷機(株)	指名入札	410,000	409,500	ガス発電による空調設備のモーター絶縁測 定、冷温水機、ポンプ、クーリングタワー等 の保持及び点検
浄化槽保守点検委託(年4回)	(株)サンエーサンクス	指名入札	106,050	105,000	浄化槽機能保持 年4回
警備業務委託	総合警備保障(株)	随意契約(5年契約)	145,536	145,524	総合ガードシステムによる機械警備
合計			2,841,126	2,769,264	

平成23年度委託の概要(南部公民館)

委託事業名	委託先	契約方法	予算額	契約額(支払額)	委託目的及び委託事業内容
消防設備保守点検委託(年2回)	(株)ヤマト	随意契約	136,500	136,500	消防法第17条の3の3 消防設備点検 年2回
防火対象物定期点検委託	(有)御幸防災設備	随意契約	73,500	73,500	消防法第8条の2の2第1項の点検 年1回
清掃委託(随契約分)	(株)サンエーサックス	随意契約	1,869,000	464,940	館内全般の清掃 日常清掃等
清掃委託(一般入札分)	(株)サンエーサックス	一般入札		1,365,000	
電気安全管理業務委託(年6回)	(財)関東電気保安協会	随意契約	136,353	136,353	受電変電設備等点検 年6回
エレベーター保守点検委託(年12回)	三菱ビルテクノサービス(株)	随意契約	516,600	516,600	昇降路、ピット内各装置保持及び点検、 月1回
自動ドア保守点検委託(年4回)	(株)神奈川ナゴコ	随意契約	96,600	96,600	開閉装置を常に安全かつ良好な状態に保つこと。また、開閉速度が常に安定しているか、クッション調整、起動スイッチ、コントロールボックス、及び接点調整、モーターチェーン、ヒューズ点検清掃等
空調設備保守点検委託(年4回)	神奈川東京冷機(株)	一般入札	651,000	630,000	ガス発電による空調設備のモーター絶縁測定、冷温水機、ポンプ、クーリングタワー等の保持及び点検
警備業務委託	総合警備保障(株)	随意契約(5年契約)	145,536	145,524	総合ガードシステムによる機械警備
	合計		3,625,089	3,565,017	

★公民館年度別利用状況

資料④

年度	総利用団体数	総利用者数	単位(人)			
			各館利用団体数	各館利用者数	開館日数	
17	9,941	170,815	公民館	2,541	34,993	305
			センター	1,011	59,171	312
			北 部	3,041	33,832	304
			南 部	3,348	42,819	304
18	10,012	170,009	公民館	2,346	33,680	306
			センター	934	56,538	309
			北 部	3,228	36,870	306
			南 部	3,504	42,921	306
19	9,892	182,693	公民館	2,169	36,419	305
			センター	1,015	63,035	311
			北 部	3,154	38,432	306
			南 部	3,554	44,807	306
20	9,527	179,621	公民館	1,913	32,701	304
			センター	981	58,443	307
			北 部	3,222	39,635	304
			南 部	3,411	48,842	303
21	9,722	166,448	公民館	1,943	31,369	296
			センター	909	47,173	301
			北 部	3,077	40,303	303
			南 部	3,793	47,603	303
22	9,073	150,893	公民館	935	10,005	290
			センター	1,464	62,890	302
			北 部	3,245	39,508	297
			南 部	3,429	38,490	294
23	9,434	152,256	公民館	1,098	12,074	290
			センター	1,454	66,687	299
			北 部	2,984	35,616	295
			南 部	3,898	37,879	295

★寒川町公民館図書室年度別利用状況

年度	登録者数	貸出冊数	単位(人・冊)			
			館別登録者数	館別貸出冊数	開館日数	
17	2,509	88,946	公民館	379	13,003	301
			センター	786	27,533	304
			北 部	474	19,435	304
			南 部	870	28,975	302
18	1,659	63,497	公民館	263	10,686	305
			センター	386	13,240	183
			北 部	466	17,007	296
			南 部	544	22,564	305
19	720	29,010	公民館	158	5,710	305
			北 部	271	10,203	305
			南 部	291	13,097	302
20	753	29,311	公民館	119	5,654	304
			北 部	390	10,655	304
			南 部	244	13,002	303
21	463	28,538	公民館	78	4,910	296
			北 部	246	10,817	304
			南 部	139	12,811	304
22	414	20,355	北 部	225	10,823	294
			南 部	189	9,532	293
23	501	17,267	北 部	334	10,124	295
			南 部	167	7,143	293

《ヒアリング・協議の概要》

(委員長) 本経費にある委託については、メンテナンス等の施設の維持管理に係るものが主で、一般競争入札で契約しているが少ないということか？(67-2～67-6ページ資料①)

(主管館長) そのとおりで、随意契約が大半である。

(委員長) 随意契約としている理由は？

(担当) 50万円以下の金額の小さいものについては随意契約としている。また、一般競争入札を実施するにあたり、4月当初の業者変更では混乱が生じるおそれがあるため、1年間の維持管理を4～6月と7～3月の2つに分け、最初の3か月については随意契約により前年度と同一の業者と契約し、引き継ぎ等の時間等に当てているという経緯がある。

(委員長) 引き継ぎに3か月も必要か？

(事務局) 補足すると、平成23年4月に実施した事業仕分けにおいて、本件について同様の指摘があり、平成24年度からは、4月からの1年間分について一般競争入札に改めている。

(委員長) それでも随意契約が多すぎる。随意契約の条件など、町の基準はどのようになっているのか？

(事務局) 今、詳細まで把握していないので、確認のうえ、後日回答する。

[後日回答] 69ページのとおり

(委員長) 正規職員については、催事や教室などの企画運営というソフト面が主の業務となるのか？

(主管館長) そのとおりである。

(委員長) 施設の維持管理については、ソフト面をも含めた全体像から、指定管理制度導入の検討が必要であろう。町民センターや各公民館の稼働率は、各部屋ごとに把握しているのか？

(主管館長) 部屋ごとに把握している。

(委員) 公民館ごとの利用状況(67-7ページ資料④)を見ると、利用者が偏っているような感じがするので、利用者の年齢層などを見直すべきでは。町民の施設なので、全体的にうまく使えるような工夫が必要だと思う。

(主管館長) 高齢の方が昼間の時間帯に利用する、という形態が最も多いのが現状である。利用者層の偏りや利用率の向上に係る取り組みとしては、利用の少ない若年層に対し、開催時間や曜日を工夫した講座の開催等を行っているが、なかなか成果が出ないというのが実状である。

(委員長) 利用状況を見ると、利用団体・利用者ともに減少の傾向にあり、また開館日数も減らしているが、館の運営状況をどのように考えているのか。

(担当) 特に問題は感じていない。開館日数の減少は、特別開館(休館日が祝日に当たる場合に、特別に開館するもの)を取りやめたことに起因するが、特別開館日の利用率が著しく悪かったために取りやめたという経緯もあり、利用団体・利用者数に影響はないと考える。また、利用団体・利用者数の減少については、平成22年4月に老朽化により寒川町公民館を移転し、規模を大幅に縮小(寒川小学校内の空き教室2部屋)したことに起因していると考えられる。

(委員) 以前の寒川町公民館については、現状放置ではなく、解体や売却について速やかに検討してもらいたい。資産運用の面はもちろん、安全面にも問題がある。

(委員長) 公民館の運営に関し、過去の事業仕分け等において、どのような結論になっているのか？直営ではなく、利用団体や地域住民にその運営を任せるべき、という結論が出されることが一般的には多いと思うのだが。

(事務局) そのような結論にはなっていない。

(担当) 当町の場合は、公民館の規模が比較的大きい。同規模の公民館については直営で行っている市町村の方が多いと思う。

(委員長) 利用者協議会のようなものはあるのか？また、利用者の満足度調査等は実施しているのか？

(主管館長) 利用者の会など各種団体がある。満足度調査については、開催した講座に対するアンケートは行っているが、公民館の利用そのものに係る調査はおこなっていない。

(委員長) 利用料についてはどのようになっているのか？

(主管館長) 寒川町公民館、南部公民館、北部公民館については無料である。

(事務局) 補足すると、過去の事業仕分けにおいては、利用料や管理方法について、運営のあり方そのものを基本的に見直す良い時期ではないか、という意見が出ている。それに対する町の方針としては、現在の利用状況を分析し、公民館の運営方法やあり方について検討を進め、利用状況に応じた人員配置や住民のニーズの把握に努め効果的・効率的な運営をしていく、ということになっている。

(委員長) その町の方針に基づく検討は行ったのか？

(担当) 内部での検討は行っているが、結論や明確な方針は出ていない状態である。

(委員長) 事業仕分けの実施時期を考えると、現在検討中であるという回答はおかしい。事業仕分けは単なるポーズだったのか、ということになる。検討のための会を立ち上げたり、町民満足度調査を実施するなどの具体的な対応が無く、裏付けとなる数値も持たない状態で、運営に問題がないとするのはいかがなものか。指定管理制度や地域住民による運営を視野に入れ、調査の実施・分析、費用の比較、メリット・デメリットの洗い出しなどの具体的な検討を行うべきである。その検討の結果、直営がベストだということであれば、説明に説得力があるものになる。

(委員) 平成 24 年度予算が前年度に比べて増加している理由は？

(主管館長) 最低賃金などの上昇により、委託等の見積額が上がったことによるものである。

(委員) エレベーター等の設備の管理について、法的に定められた点検等には、町職員の立会いのみか？整備の不備は重大な事故に繋がるので、専門的知識を持つ技術職員などが点検内容やその実施にまで積極的に関与すべきと考えるが、いかがか。

(主管館長) 基本的には事務職員の立会いまでになる。電気関係については、専門的知識が必要となるため、委託契約の中で常駐技術者を置くこととし、点検を実施している。

(委員) 各館が築後 30 年を超える施設で、今後大規模な修繕が必要になると思われるが、その実施についてはどのような考えているのか？

(主管館長) 最も古い施設である町民センターを筆頭に、順次、大規模改修を実施する必要があるが、町の総合計画で後期基本計画の第 2 次実施計画(平成 27 年度以降)に位置づけられているため、その時期に行うことになると思われる。

(委員長) 現状で耐震性は大丈夫なのか？

(主管館長) 耐震性については、全館大丈夫である。

(委員長) 耐震性が大丈夫であるならば、大規模改修の必要があるのか？

(担当) 修繕については、電気配線や空調関係の設備が老朽化しているため、大規模に行う必要がある。また、町民センターのホールにおいては、照明・音響設備で電波の届きが悪くなったり、重量のある照明等を吊っているワイヤーやモーターが劣化するため、交換や修繕が必要になる。

(委員長) 後期基本計画に位置づけられているという説明であったが、詳細・具体的な比較検討はどこで行うのか？そういった施設の管理や計画を行う課が別にあるのか？例えば、照明であれば現状と LED との比較であったり、一括修繕と分割修繕での費用比較や修繕と新規購入の費用比較であったり。主管課である皆さんが行うのではないのか？

(担当) おっしゃるとおり我々が行う。

(委員長) であるならば、中・長期的な修繕計画というものは立てていないのか？壊れたら直すというような場当たりの修繕なのか？30 年経過した施設・設備であるならば、計画的に行わないと無駄な費用がかさむばかりだと思うが。

(担当) 現時点では、詳細な計画までは作成しておらず、後期基本計画で位置づけられた実施時期までには準備が必要であると考えている。当面は、財政上の問題もあり、壊れたら直すという場当たりのな対処となっている。

(委員) 町職員のみではなく、委託契約の相手方などの専門家に営繕計画を作成させる必要がある。電気・機械の設備は人命に関わる問題が発生しかねない。

(委員長) 後期基本計画での位置づけがあるにしても、現時点での取り組みを検討する余地はあると思う。例えば、老朽化した空調設備を新調する・照明をLEDに変更することにより、その設置費と電気代の節減額の比較など。場当たりのな修繕ではなく、戦略的に中・長期的な目線での修繕計画が必要だと考える。

寒川町の委託契約の概要

1. 条件付き一般競争入札 … 積算金額が100万円以上の案件であって、次の営業種目に該当するもの

〈条件付き一般競争入札に該当する営業種目〉

- ・ 庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負
- ・ 清掃請負（庁舎外）
- ・ 総合建物管理の委託
- ・ 建物設備保守管理委託
- ・ 警備・受付の委託
- ・ 消防設備保守管理委託
- ・ 害虫駆除委託
- ・ 環境影響調査
- ・ 検査業務委託
- ・ 催事関係業務委託
- ・ 森林整備業務の請負
- ・ 樹木保護管理の委託

2. 指名競争入札 … 積算金額が50万円以上の案件であって、上記1以外のもの

3. 随意契約

(1) 見積り合わせ … 積算金額が50万円未満の案件

(2) 一社随契 … 積算金額が50万円未満の案件であって、特定業者との契約が必要であるもの

(ただし、町長が特に必要と認める場合には、50万円以上の案件も可)

※ 契約については、原則、総務部総務課契約検査担当にて実施。

ただし、随意契約の一社随契において、法令等により価格が定められている等の交渉が不可能なものについては、担当課で実施。

※ 1と2の入札については、すべて電子入札システムにて実施。

【じん芥処理事務経費】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇不燃ごみを一時保管、また、最終処分先に搬入できるよう破砕などの処理を行う一之宮中継所の維持管理に係る経費であるが、県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成27年度からは本事務が茅ヶ崎市へ移行され、平成26年度末で本施設は廃止されることが決まっている。</p> <p>◇不燃ごみを直接搬入した場合の処理手数料は、500kgまでが500円で、昭和57年から変更されていない。平成27年度からの茅ヶ崎市への移行に合わせて値上げすることのことだが、現在まで見直しが行われていない。</p>			
評価結果	<table border="1"> <tr> <td>事業の方向性</td> <td>現行どおり</td> </tr> </table>	事業の方向性	現行どおり	
	事業の方向性	現行どおり		
	<p>◇事務の終了が決定してるとは言え、平成26年度末まで2年以上あるので、受益者負担の観点からも、当該手数料の適正化について早急に検討し、手数料の値上げを行うべき。</p> <p>◇不燃ごみの処理手数料の値上げを、資源ごみとの分別推進につなげてアピールするなど、様々な手段を用いて、ごみの減量化に向けた積極的な啓発活動を行うことが必要。</p> <p>◇機器の運用については、終了時期が決定しているからこそ、計画性のある活用をし、もって修繕料の縮減を図ることが必要。</p> <p>◇不法投棄の不燃物が未だ解消されていない現況から、町民への啓発及び自治会等の協力を得たパトロールの強化が必要。</p> <p>～補足意見～</p> <p>◇町のごみ処理問題については、町民の関心が大きいため、茅ヶ崎市との連携及び役割分担による広域処理体制が確立された際には、町民の理解を得られるよう、費用対効果も含め、丁寧な説明責任を果たすべきである。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>額</td> <td>現行</td> </tr> </table>	予	算	額	現行
予	算	額	現行	
<p>(手数料の値上げを行うことにより、歳入の増額を図られたい。)</p>				

概要説明書

事務事業(事務経費名)	じん芥処理事務経費	体系コード	
主管課等	環境課生活美化担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: (有)寒川クリーンサービス) <input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	一之宮中継所維持管理	不燃ごみの直接搬入、中間処理施設である一之宮中継所の維持管理運営に関すること 管理委託に伴う消耗品・使用機械消耗部品 不燃物の直接搬入に伴う窓口手続き事務 中間処理後の不燃物の搬出手続き事務 パワーショベル用燃料費 施設及び施設内器具の維持に伴う確認、修理委託事務 一之宮中継所運営に伴う電気料 施設の運営に伴う隣接した事業所との連絡、調整事務 不燃物の破碎処理を行う町所有の破碎機カッター刃修繕料 事務連絡用電話料 一之宮中継所管理運営委託料 不燃物のかき上げ処理等を行うパワーショベル借上料	2 (消耗品) — — 507 (燃料費) — 422 (光熱水費) — 1,092 (修繕料) 32 (通信運搬費) 10,500 (委託料) 3,780 (機械器具使用料)	27 (消耗品) — — 617 (燃料費) — 416 (光熱水費) — 2,000 (修繕料) 32 (通信運搬費) 12,000 (委託料) 3,780 (機械器具使用料)
	ごみ集積所維持管理	ごみ集積所の維持管理、運営、補修等に関すること 町内集積所に関する苦情等に対する対応、処理事務 ごみ集積所の新設、移動、廃止に関わる手続き事務 町へ帰属された集積所への不法投棄撤去作業	— — —	— — —

概要説明書

		開発行為による集積所の造成に関する指導、管理、手続き事務	—	—
ごみ集積所維持管理		ごみ集積所パトロール時軍手代	0	2
			(消耗品)	(消耗品)
		町へ帰属されたごみ集積所を補修するための材料費	2	6
			(工事材料)	(工事材料)
事業費・経費 計			(a) 16,337	18,880
平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）			(b) 1,588	/
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 17,925	/
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	当該施設は、収集及び不法投棄、また一般町民による直接搬入された不燃ごみ等を一時保管し、大きな不燃ごみを破砕機に投入、また大型重機による破砕等を行い、最終処分先に搬入するために要求される形状にまで不燃ごみを加工するとともに、通常の不燃ごみとして処分できない家電製品や乾電池、また不法投棄されたバイクやタイヤ等の処理困難物を仕分け、それぞれをしかるべき搬出先へと搬出できるようにする。そうすることで、埋立をする量を最小限に留め、正しい方法で処分することにより環境への負荷を軽減し、ごみの排出抑制にも寄与することから、一連の事業にかかる当該経費は必要不可欠である。また、平成26年度以降は廃止を予定しており、廃止後は近隣自治体と協力して広域的な処理体制の整備を進める予定である。詳しくは「24年度の状況及び今後の方針」欄を参照。また、ごみ集積所の管理運営については、集積所は毎日のように使用する場所であり、生活に必要不可欠である。そういった集積所に破損等があるとごみの排出、収集に支障を来してしまう場合があるが、日々の使用や事故等での破損や収集の困難な状況は常に起こりうるため町での管理が必要である。			

町における類似事業	なし。
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	隣接する藤沢市、茅ヶ崎市について、不燃ごみの中間処理施設については、どちらの市も焼却場と隣接する形で作られており、独自の中間処理施設が存在するわけではない。またその不燃ごみ処理の殆どを直営の焼却場による受け入れで行うため、破砕選別等を複数の委託業者に搬出する寒川とは形態が大幅に異なり、比較は難しい状態である。また、ごみ集積所の管理については、茅ヶ崎市では環境事業センターの担当で、不法投棄の撤去作業などは行っているものの、基本的には市内に多数存在する集積所の帰属は受けておらず、市の管理下にあるものではないため、修繕なども殆どすることなく、土地所有者や自治会等での管理対応となっており、類似する事業は存しないこととなる為、比較が難しい。藤沢市については、すでに個別収集を実施しており、基本的にごみ集積所が存在しない為、類似の事業は存しないため、比較はできない。
24年度の状況と今後の方針	24年度についても23年度と同様の状況であるが、資源物の直接搬入場所としての機能が寒川広域リサイクルセンターに移行し、作業量が微減したため、予算額段階では委託料も微減している。ごみ集積所の維持管理事業についても23年度と同様に行われている。ただし、24年度より集積所への不法投棄に対する対策を強めていく方針を取っており、担当の管理事務量自体は増加している。また、平成26年度から湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画により、茅ヶ崎市環境事業センターで当町の不燃物を処理することが決定していることから、平成25年度をもって一之宮中継所は閉鎖する。閉鎖後環境事業センターでの処理を委託する場合、当該事業ではなく「じん芥収集運搬処分事業費」の委託料で支払われる予定であり、当該事業はごみ集積所の維持管理が主な事業内容となる予定。
特記事項 (事業の沿革等)	不燃ごみ処理については、広域連携を行う事によって施設の維持管理等が合理化され、経費の削減等に繋がることから現在の形態を見直し、茅ヶ崎との合同処理を進めていくため、当該事業のうち一之宮中継所の管理運営事業は25年度以降不要となるが、それまでは町民の混乱を避けるためにも現状を維持し、少しでも環境負荷、費用の少ない方法を取り続ける必要がある。ごみ集積所の維持管理については、町の所有地である集積所は毎年追加されており、基本的には減少することは殆どないものであるため、継続した維持管理事業が重要である。

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、74・75 ページのとおり。

(委員長) 委託契約については、何社の入札で、その落札率は？

(主管課長) 詳細な資料を持参していないため、後日回答する。

〔後日回答〕平成23年度：指名業者4社 入札業者4社 落札率76.92%

平成24年度：指名業者4社 入札業者4社 落札率99.75%

(委員長) 競争入札であるため、委託業者は毎年度違う業者になるのか？

(主管課長) 平成23・24年度は寒川クリーンサービス、それ以前は村松商事である。

(委員) 本経費については、今後、茅ヶ崎市との広域連携による役割分担により費用の増減があるとのことだが、町のごみ処理全体に係る費用については、リサイクルセンターの建設を含め、広域連携による処理を行う前後でどのような増減があるのか？当然積算しているのであろう。

(主管課長) じん芥処理事務経費に係るヒアリングとのことであったので、全体に関する資料は持ち合わせていない。

(委員長) 「事業全体を見ないと分からない」「関連事業・経費をまとめて見たい」という部分は確かにあるが、今年度の外部評価については、選定した事業・経費についての評価を行うという形で進めて来てしまっている。反省点ということで、来年度以降の本委員会のすすめ方に活かしていきたい。ただ、委員が質問された事項について、本委員会として意見を述べるのであれば、「町民の関心が高い事項であると思われるので、今後、町としての説明責任を果たしていただきたい」という総括意見のような形は可能だと思う。

(委員長) 一之宮中継所へ一般町民が不燃ごみを直接搬入した場合の手数料は？また、事業者の搬入も可能か？

(主管課長) 搬入車両の積載量で手数料額を設定しており、500kgまでが500円、1tまでが1,000円である。事業者については搬入不可である。

(委員長) 町民と事業者の区別はどのように行っているのか？

(主管課長) 搬入の申請は、役場環境課の窓口で受け付けるため、その際に確認している。

(委員長) この手数料の額は、他自治体と比較して安いのではないか？

(主管課長) 安いと思う。昭和57年頃(それ以前は不明)と比較しても、額に変動がない。ただ、茅ヶ崎市への業務移行に伴い、平成27年度からは100kg未満が500円、100kgが1,000円、100kgを超えると10kgごとに100円の加算という設定に変更される。

(委員長) 30年近く同じ額というのは、受益者負担の観点からしても、設定が低すぎるのでは。不法投棄の抑制という効果もあるかもしれないが、平成27年度までの残り2年間だけでも、額の改定を行ってはどうか。

(主管課長) 各種手数料については、市町村ごとに設定や額にかなりの違いがあり、他自治体との比較からのみで値上げを行うことは難しいと考える。また、受益者負担についても、一概にその観点からのみで料金を設定しているわけでもないので、判断が難しいところがある。

(委員長) 廃家電・廃乾電池については、業者に無料で出しているのか？

(主管課長) 処理料を支払っている。それに係る費用については、本経費ではなく、処理困難物処理経費という科目に計上している。

(委員長) 町の歳入となる搬入手数料の充当先は、本経費ではないのか？

(主管課長) 本経費である。歳入額は、平成22年度が425,500円、平成21年度が405,500円、平成20年度が396,500円である。内容としては、500kg未満の普通自動車や軽車両が圧倒的に多い。

(委員) 破碎機カッター刃の修繕料について、平成 24 年度の計上額が前年度の倍になっているのはなぜか？

(主管課長) 破碎機は、上下 1 枚ずつの 2 枚の刃がかみ合うことで破碎する機械であり、一定期間で刃を交換する必要がある。その交換に要する費用が 1 枚当たり約 100 万円である。平成 24 年度中に両刃とも交換し、平成 27 年度の茅ヶ崎市への移行まで保たせることを考えている。

(委員) リサイクルセンターの裏にスペースがあると思うが、そこに中継所を移設することで、経費節減を図ることもできるのでは？

(主管課長) リサイクルセンターはあくまでも資源物に係る施設である。また、平成 27 年度から茅ヶ崎市に移行することが当初から計画されていたので、それまでの間は、現在の施設で処理を行う。また、リサイクルセンター裏のスペースで、別事業の実施ということについては、現在特には予定していない。

(委員長) 不燃ごみの収集は、週に何回か？

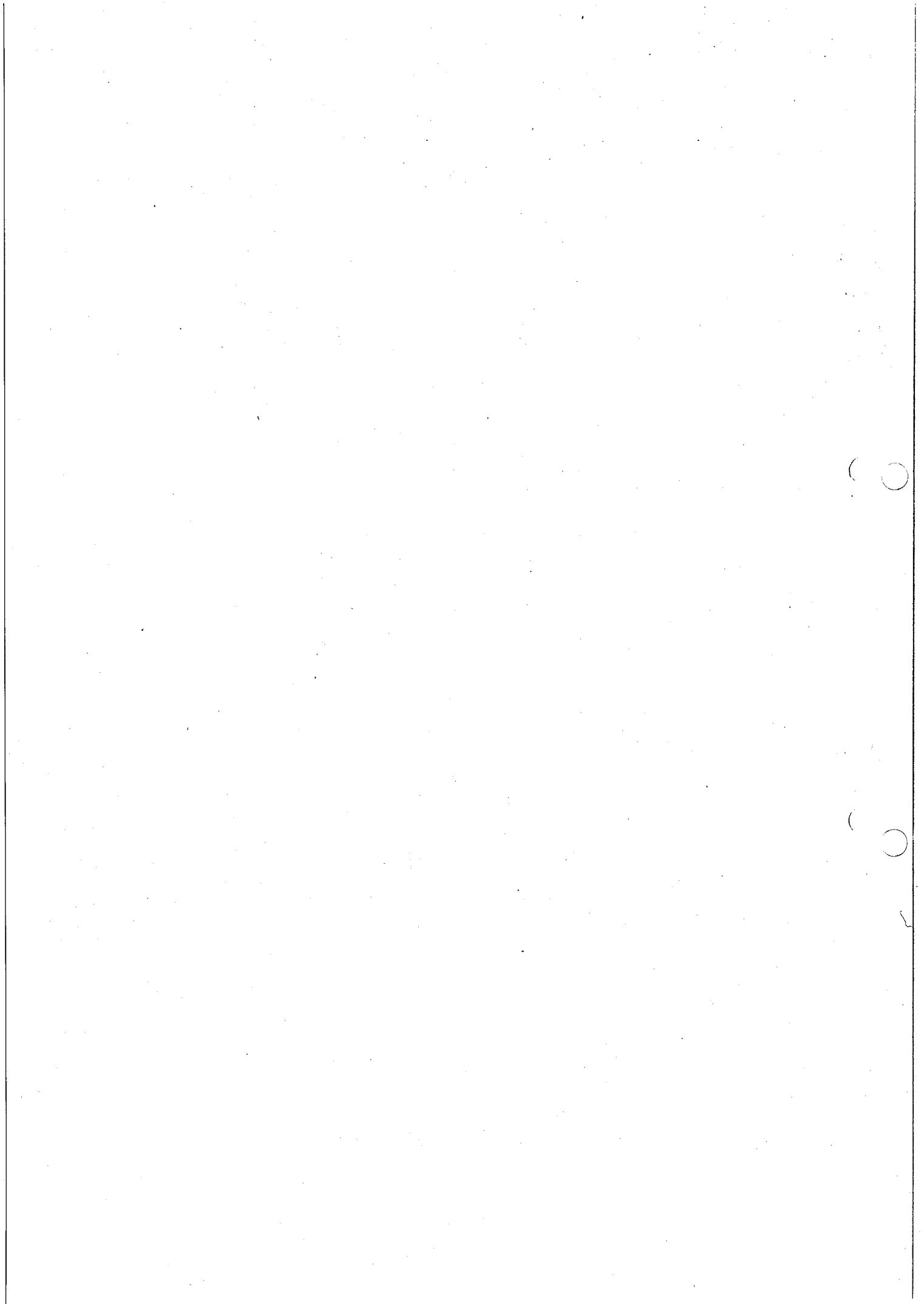
(担当) 町全体の収集としては週 2 回、1 家庭あたりは 1 か月に 2 回である。

(委員長) ごみ処理全体に関する質問はおそらく切りが無い。担当課としては、ごみ処理の広域連携に係る事業展開とその総括について、また、ごみ減量化推進のための啓発について、町民に対し、丁寧に何度も何度も繰り返し説明を行うことが必要であろう。

ヒヤリング時に確認したい事項等

事務事業名：じん芥処理事務経費（環境課）

委員名	No.	質問内容	回答内容	備考
石田委員	1	委託先選定は競争入札か？	指名競争入札です。500万円以上なので指名委員会を開催しています。	
	2	一之宮中継所の年間処理量の経年推移を教えてください。	裏面参照	
	3	寒川町は何故、近隣市と異なりごみ集積所が自治会等の管理ではないのか？	開発等により集積所が町に帰属されているもので構造物が破損した場合の補修材料を予算化しています。置場の管理は、利用者の方々に任せています。	
生田委員	1	24年度の状況で作業量が激減したため委託料も激減しているとあるが、23年度と比し増加しているのは何故	リサイクルセンターが完成した23年度まで資源物の一般持ち込みを受けていました。22年度13,650,000円、21年度18,795,000円。	
	2	寒川クリーンサービスは入札で決定した会社ですか。	指名競争入札です。500万円以上なので指名委員会を開催しています。	
	3	不法投棄対策は別の事業であるべきで、入札無しで寒川クリーンサービスに委託したのですか。	一之宮中継所では、不法投棄で集められた不燃物を分別し資源化を図り、埋め立て処分しないよう減量化を図っています。	
	4	藤沢、茅ヶ崎の中間処理施設は焼却場と隣接する場所に作られていて中間処理施設はなく、費用は発生しない。では何故寒川が昨年のリサイクルセンター完工時に中間処理施設を廃止できなかったのですか。26年度まで廃止できない理由にもなると思いますが。	一之宮中継所で行っている中間処理は、平成26年度をもって茅ヶ崎市環境事業センターに移行します。これは、神奈川県湘南東地域循環型地域計画の中で決定されています。茅ヶ崎市環境事業センターでは、焼却炉延命化計画が粗大ゴミ処理施設の改修計画より先行することになりましたが、不燃ゴミの受け入れは当初の通り平成27年4月からになります。リサイクルセンターは資源物の中間処理であり、藤沢市では平成25年度完成します。	
	5	処理場には町の財産もあります。毎日パトロールが実施されていますか。また其の報告書は検証管理されていますか？	一之宮中継所の委託時間は、月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後4時までで、祝祭日に関係なく日曜、年末年始のみ閉鎖となっています。閉鎖時のパトロールは実施しておりません。	



一之宮中継所年間処理量推移

	H21	H22	H23	計
不燃ごみ(m ³)	2,500	2,700	2,640	7,840
廃バイク(台数)	20	44	37	101
廃乾電池(kg)	9,720	10,400	9,490	29,610
廃家電(kg)	128,990	122,610	117,850	369,450

【寒川総合体育館運営管理経費】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇事務の執行については、概ね良好である。また、平成24年度以降の指定管理者に係る選定(選定は、平成23年度に実施)から公募方式を採用したことにより、予算の縮減が図られている。</p> <p>◇15年を経過する施設であり、老朽化も懸念されるが、その営繕計画については現在策定作業中である。</p> <p>◇施設利用料については、原則、指定管理者の収入となるが、一定の割合を超えた場合には町と協議の上、町民へ間接的に還元される仕組みとなっている。</p> <p>◇幅広い年齢層に利用されていない、利用団体が固定化されている等の懸念がある。</p>	
	事業の方向性	現行どおり
評価結果	<p>◇利用者の安全確保のため、施設の維持管理は重要であり、そのためには現在策定作業中であるという営繕計画の早期策定に努力されたい。また、策定にあたっては、書類調査・報告のみではなく、現地調査等の積極的な関与が必要である。</p> <p>◇利用団体の多様化及び利用率の向上は、町歳入の増額にもつながることから、運営に関して指定管理者任せではなく、町の積極的な関与が必要である。指定管理者が行う自主事業の計画確認や現地確認など、指定管理者との連携を密にすることが必要である。また、指定管理者の適正な業務遂行に関し、指定管理者の自主評価のみではなく、町が適切なモニタリングを実施することが必要である。</p>	
	予算額	現行
<p>(計画的に修繕を行うことにより、修繕に掛かる総予算の抑制を図られたい。)</p>		

概要説明書

事務事業・事務経費名	寒川総合体育館運営管理経費	体系コード	
主管課等	都市計画課公園みどり担当		

(単位:千円)

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 実施主体:) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (指定管理制度)		
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額	
主な事務の内容とその額	寒川総合体育館管理運営業務	寒川総合体育館指定管理に関すること。	104,982	99,000	
		年度協定締結の事務	—	—	
		施設維持管理協議事務	—	—	
		指定管理者より提出される日報、月報の確認事務	—	—	
		月例モニタリング事務	—	—	
		臨時モニタリング事務	—	—	
	寒川総合体育館修繕事務	寒川総合体育館施設修繕に関すること。		4,955	2,005
		スポーツサウナ設備修繕執行伺い事務	—	—	
		スポーツサウナ設備修繕業者選定事務	—	—	
		スポーツサウナ設備修繕見積もり依頼事務	—	—	
		スポーツサウナ設備修繕契約締結事務	—	—	
		スポーツサウナ設備修繕 1,995,000円	1,955	—	
		スポーツサウナ設備修繕完成確認事務	—	—	
		スポーツサウナ設備修繕費支出事務	—	—	
		ロビー等タイル貼り替え修繕執行伺い事務	—	—	
ロビー等タイル貼り替え修繕業者選定事務		—	—		
ロビー等タイル貼り替え修繕見積もり依頼事務	—	—			
ロビー等タイル貼り替え修繕契約締結事務	—	—			
ロビー等タイル貼り替え修繕 2,960,000円	2,960	—			
ロビー等タイル貼り替え修繕完成確認事務	—	—			
ロビー等タイル貼り替え修繕費支出事務	—	—			
寒川総合体育館建物災害共済事業	寒川総合体育館建物災害共済に関すること				
	建物災害共済分担金支出事務	—	—		
	建物災害共済分担金 682,536円	683	683		

概要説明書

	事業費・経費 計	(a)	110,580	101,688
	平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）	(b)	445	/
	本事業・経費に係る費用の計	(a)+(b)	111,025	/
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	寒川総合体育館は、健康維持・増進及び豊かな人生を楽しむことが出来る社会の実現を目標に施設の適切な、管理運営を行う為必要な経費である。 修繕費用については、建築から15年を経過し、大規模な修繕の前に、施設の延命化をはかる為に必要な経費である。 建物災害保険についても、施設に何かあった場合に、保険を適用し、修繕が可能になることから、必要な経費である。			
町における類似事業	体育施設(町営プール)の指定管理			
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	他の自治体でも、指定管理を導入しているが、公園内の体育施設のみを指定管理している事例がない為、比較が難しい状況である。			
24年度の状況と今後の方針	4月より新たな指定管理者になり、指定管理料は4半期ごとに支出を予定しています。 寒川総合体育館施設修繕料は防火ダンパー(消防関係設備)の修繕(850,500円)及びスポーツサウナ室内配管修繕(1,155,000円)を実施した。 寒川総合体育館建物災害共済は、第3四半期で支出を予定しています。(682,536円)			
特記事項 (事業の沿革等)	指定管理者が、平成23年度で終了するのに伴い、平成24年度から5年間の指定管理者を各社より、提出された資料の及びプレゼンテーションを実施し検討委員会で評点をつけ、総合判断を行った結果、(株)三幸・グランディア共同体に選定し、12月議会で議決を受け4月より、新規の指定管理者に変更になった。			

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、80～85 ページのとおり。

(委員) 管理運営費用についての平成 17 年度と平成 23 年度の比較(80 ページ中段)では、修繕費と保険に係る費用も含まれているのか？

(担当) 修繕費も保険料もすべて含んだ金額で対比している。

(委員) 体育館は子どもも利用する施設である。築後 15 年を経過していれば、老朽化も懸念される。営繕計画を作成中とのことだが、施設の安全については、十分に留意してもらいたい。

(主管課長) 町の財政状況により、単年度で大きく改修を行うことは難しい面もあるため、計画立てて、経費を平準化することにより実施していきたい。また、町民の方の利用の支障にもならないように実施していきたい。

(委員) 指定管理者制度を採用しているとは言え、管理者の執行状況を監督するなど、町も積極的に関わるべきだと考えるがいかがか？

(担当) 指定管理者の考え方や運営方法などの面で、町施設として問題が生じないよう、常日頃からコミュニケーションを密にし、より良い施設運営を図っているところである。

(委員長) 指定管理者の自主事業について、町から何か制限はあるのか？(例：利用者を増やすための事業を年に数回開催すること、など。)

(担当) そのような決めごとは無い。町民利用が一番の目的であるので、空き部分で教室や講座などの自主事業を行うという形である。

(主管課長) 補足すると、自主事業を実施する場合には、計画書を町に提出してもらい、実施内容と参加料を審査している。特に参加料については町施設ということで、法外な額の設定は好ましくないため、内容を審査し、許可を出しているところである。なお、その参加料については、指定管理者の収入となる。

(委員) サウナ・トレーニングルームの利用者や各部屋の利用については、町内・町外の別で、内訳を把握しているか？

(担当) 団体での利用については、団体登録による管理となっているため把握できていないが、個人利用については 8～9 割が町内の方である。また、町外の方の個人利用に関しては、平成 22 年度から 2 市 1 町(茅ヶ崎・藤沢)で相互利用に関する協定を結んでいる。団体の利用については、当初から町外の団体も利用できる形になっている。

(委員長) 利用料については、町内と町外で区別があるのか？また、料金設定は他自治体と比較した場合はどうか？

(主管課長) 料金に町内と町外の区別は無い。また、料金設定については、寒川町都市交流条例に基づいて行っており、近隣の他自治体と大差はない。

(委員長) 町民の税金が投入されているのだから、町内・町外の別により、利用料金に差を持たせても良いのではないか。また、公共施設にしては料金設定が高いようにも感じる。施設の利用料金は指定管理者の収入となるのか？

(担当) 利用料金に係る収入については、平成 23 年度までは掛かった経費を差し引いた上で町に戻すという契約になっていた。平成 24 年度からは原則指定管理者の収入となるが、ある一定の収入を上回った場合は、町民への還元を条件とした契約になっている。

(副委員長) 体育館の指定管理に関し、町の平成 23 年度決算見込額は約 1 億 1000 万円となっているが、指定管理者の総収入額と町に戻る額はどのようになっているのか？

(主管課長) 指定管理者の収入としては、主なところで指定管理料が約 1 億 1,000 万円と利用料の総額で約 3,700 万円である。総収入額は 1 億 4,765 万 9,029 円となっており、これ

に対する総支出額は1億4,264万448円で、差し引いた額の501万8,581円が町に戻る額となる。

(副委員長) 町からの支出額という観点のみではなく、総合体育館は1億4,200万円もの費用を掛けて運営しているということを町民に理解いただいた上で、利益者負担も視野に含めた料金設定を検討すべきであろう。また、これだけの費用が掛かっているのだから、特定層だけではなく、多くの方が利用でき、かつ、喜ばれる施設運営をお願いしたい。

(委員長) 収入がある一定を上回った場合の町民への還元とは、具体的にどういうことか？

(主管課長) 平成24年度からの5年間の指定管理については、利用料金収入が収支計画書における当該収入の目標額を超えた場合、その30%相当額を、町と指定管理者の協議の上、翌年度の利用者のサービスに関わる費用等に充当するという契約になっている。例えば、自主事業の教室や講座などの参加料を引き下げるといった対応が考えられる。

(委員長) 収入のみでは運営できず、税金が投入されて成り立っている施設であるのだから、利用者ではなく、町に還元してもらおうということもできるのでは？

(主管課長) 様々な自主事業の展開など、指定管理者の努力により利用者が増えることで収入が増となる。経営者の立場からすれば、その全てを自己の収入にしたいところであろうが、町施設という点から利用者である町民に利益の還元をしてもらいたいという仕組みになっている。

(委員長) 町としての総合体育館利用者の目標値を設けて、指定管理者に目標達成を依頼するというような取り組みはあるか？

(主管課長) そのようなことは行っていない。基本的には指定管理者の経営努力だと考えている。

(委員長) 利用人数を増やすということのみであれば、民間の得意分野であり、指定管理者の経営努力に任せることも方策の一つだとは思いますが、税金が投入された町施設であるのだから、特定層のみではなく、公平に広く町民に利用してもらおうという取り組みも求められるのでは。そのためには、町の積極的な関与が必要であると考えているが、いかがか？

(主管課長) ご指摘のとおりで、そのための方策として、例えば初心者を対象とした町の主催事業を無料で実施しており、このことが体育館利用者の裾野を広げることに繋がっていると考えている。

(委員長) 町事業の割合はどのくらいか？また、町事業については施設利用料は免除か？

(主管課長) 利用料は免除である。また、町事業の割合については、今手元に資料が無いため、後日回答する。

〔後日回答〕平成23年度：全体利用件数 5,155件

町主催事業 82件 (1.6%)

町主催事業の内訳：高齢者健康トレーニング・子どもまつり・スポーツ教室・レクリエーションフェスティバル等

委員	設問	回答
石田委員	指定管理者の業務について町はどのようにモニタリングを行っているのか	月例モニタリングは、月報を指定管理者より報告を受け、管理業務状況、使用許可状況、利用料金収支状況の書類調査を行っています。
	指定管理者の業務契約内容を具体的に教えてほしい。	寒川総合体育館の管理に関する基本協定書第7条及び仕様書6業務内容による。(別紙基本協定書及び仕様書の写し参照)
	利用者数、開催教室などの経年比較を示してほしい。	別紙比較表参照
	利用者満足度調査は行っているか。	行っている
	利用者団体の代表者等による利用者協議会のようなものはあるか。	利用者団体の代表者による協議会はありませんが、指定管理者である(株)さむかわ公共サービスが管理運営する公共施設の運営(体育館、町営プール)について運営委員会が設置をされており、町民の代表等がその委員会の構成員になっております。
生田委員	従来の管理運営費用と比較して23年度はいくら縮減されたましたか。	平成17年度 委託による体育館運営管理経費160,176,088円 平成23年度 指定管理による体育館運営管理経費110,618,955円 縮減費 49,557,133円
	指定管理者が営繕計画を立案し実施することになるが町はいかに検証、決裁するのか手続きを教えてください。	営繕計画に関しては、町で作成していません。現在、体育館は、築15年を経過している為、指定管理者より、建物及び機器類の状況を把握してもらい、営繕計画の変更計画を策定中です。
	5年間の業者変更はできないのですか。	基本協定で期間が指定をされている為、業者変更は出来ませんが、基本協定第41条により、指定の取り消しをすることも可能です。



寒川総合体育館の管理に関する基本協定書

寒川町（以下「甲」という。）と株式会社さむかわ公共サービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり寒川総合体育館（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

～略～

（管理業務の内容）

第7条 本協定の定めるところに従って乙が管理を行う業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理に関する業務
- (2) 本施設の使用の許可に関する業務
- (3) 利用料金徴収に係る業務
- (4) その他町長が特に必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目及び乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に定める。

（甲が行う業務の範囲）

第8条 本協定の定めるところにより甲が行う業務は、次のとおりとし、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び第6条の規定に基づく許可
- (2) 本施設の修繕業務（1件当たり50万円以上のものに限る。）

（管理業務の内容及び仕様書の変更）

第9条 甲又は乙は、必要と認める場合には、相手方に対する通知をもって、第7条の規定により定めた管理業務の内容及び同条第2項に定めた仕様書の変更を求めることができる。

2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

（事業計画等）

第10条 乙は、第7条の管理業務を行うに当たっては、各年度において次に掲げる計画を策定しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

2 乙は、前項に規定する計画を甲が求める日までに甲に提出しなければならない。この場合において、甲乙は協議の上、当該計画に基づき年度協定書を定めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号のいずれかの計画を変更しようとするときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

第3章 管理業務の実施

（法令等の遵守）

第11条 乙は、本施設の管理業務を行うに当たり、関係法令その他行政機関が定める計画、指針、要綱、通知等を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって誠実かつ公正に履行しなければならない。

寒川総合体育館指定管理者仕様書

寒川総合体育館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、寒川総合体育館の管理の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 名称 寒川総合体育館
- (2) 所在地 寒川町宮山275
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階
 - 開館 平成10年8月1日
 - 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階
 - 建築面積 5,260.30㎡
 - 延床面積 10,025.75㎡
 - 地階 635.06㎡
 - 1階 5,007.81㎡
 - 2階 1,953.57㎡
 - 3階 1,417.68㎡
 - 4階 921.41㎡
 - 屋階 27.72㎡
 - 附属棟 62.50㎡

(4) 施設内容

- 地階 給湯機械室・電気室・熱源機械室・倉庫
- 1階 メインアリーナ・サブアリーナ・多目的室・ロビー・事務室・応接室
- 2階 トレーニングルーム・観覧席
- 3階 武道場・喫茶室・会議室
- 4階 弓道場・スポーツサウナ

3 開館時間

午前9時から午後9時まで（スポーツサウナは、午前11時から午後9時まで、喫茶室は寒川総合体育館喫茶室管理許可条件による）。ただし、町長が管理上又は公益上必要と認めるときは、変更することができる。

4 開館日

1月2日から12月30日まで。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは除く。)
- (2) 休日の翌日(1月2日、日曜日又は休日に当たるときは除く。)

5 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3年間)

6 業務内容

(1) 維持管理に関する業務

ア 施設運営に関すること。

(ア) トレーニングルーム運営業務に関すること。

(イ) スポーツサウナ受付業務に関すること。

(ウ) 設備保守運転業務及び設備定期点検業務に関すること。

(エ) 施設及び周辺の円滑な管理に関すること。

(オ) 駐車場門扉の開閉に関すること。

イ 施設の備品の保守管理業務に関すること。

(ア) 施設の備品の管理に関すること。

(イ) 施設の備品の保守に関すること。

(ウ) 使用区分内で器具の据え付けから撤去後片付けまですること。

ウ 施設内において利用者に不快な思いをさせないように心がけること。

(2) 使用の許可に関する業務

ア 利用者登録事務に関すること。

イ 施設予約事務に関すること。

ウ 施設利用の抽選処理に関すること。

エ 施設使用許可書の発行に関すること。

オ 利用者の受け入れに関すること。

(ア) 利用者の受け入れ業務と監督指導に関すること。

(イ) 館内の一般放送に関すること。

(3) 利用料金徴収に係る業務

ア 領収書の発行に関すること。

イ 施設利用料の徴収に関すること。

ウ 免除申請に関すること。

(4) 利用者の安全管理に関すること。

ア 利用者の安全確保に関すること。

イ 館内の非常放送に関すること。

ウ 災害等非常時における利用者の誘導等安全に関すること。

エ 利用者の急病等発生時における応急措置及び医療機関への移送に関すること。

- (5) 施設使用状況等の集計事務に関する事。
- (6) 施設の計画的、効率的利用に関する事。
- (7) 諸監督官庁との検査の立合い及び講習会等への参加に関する事。
 - ア 諸監督官庁との検査の立合いに関する事。
 - イ 体育施設管理運営等の講習会等への参加に関する事。

7 業務実施方法等

(1) 実施方法

寒川町職員の指導、助言に基づいて、本仕様書記載の業務を次の方法でかつ誠実に実施すること。

ア 施設には、責任者及びその他社員並びに臨時従業員を管理・運営する上で、支障のない人数を配置すること。

イ 責任者は、施設の管理運営業務を統括すること。

ウ その他社員等は、責任者の命を受け、施設管理、運営、窓口、その他の業務を行うこと。

(2) 目的外使用許可

施設を設置目的以外の目的に使用する必要が生じた場合は、寒川町と協議の上、所定の手続を経なければ使用することができない。

利用比較表

年度	教室数 (自主事業)	教室 参加者	団体 利用数	団体利用 人数	個人利用 人数	全体利用 人数
平成23年度	28件	3,320人	5,155件	161,177人	52,128人	213,305人
平成22年度	23件	2,136人	5,345件	161,825人	49,364人	211,189人
平成21年度	12件	1,147人	5,043件	174,054人	52,591人	226,645人

【私立幼稚園就園奨励費助成事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇本事業は、国庫補助金を受けて実施する事業であるが、国庫補助対象外である高所得者層についても、町単独で補助を行っている。</p> <p>◇高所得者層(概ね年収680万円以上の世帯)への補助について、その必要性に疑問あり。また、高所得者層への補助が一律同額であることは、適正感に欠ける。</p> <p>◇未申告世帯への対応が、制度化されていない。</p> <p>◇平成25年度に未申告世帯の階層設定、平成26年度に高所得者層の見直しを行う予定とのことだが、検討速度が遅い。</p>		
評価結果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業の方向性</td> <td style="width: 50%;">要改善</td> </tr> </table>	事業の方向性	要改善
	事業の方向性	要改善	
	<p>◇高所得者層への補助について、次の観点から早急に見直しを行い、平成25年度からは見直し後の制度により実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 廃止を視野に入れた必要性の検討(現状分析や費用対効果) * 細分化と上限設定 <p>◇義務を果たしていない未申告世帯について、早急に最安価階層を設定すべき。</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">予 算 額</td> <td style="width: 50%;">減 額</td> </tr> </table> <p>◇高所得者層への補助のあり方を見直すことにより、減額を図られたい。</p>	予 算 額	減 額	
予 算 額	減 額		

概要説明書

事務事業・事務経費名	私立幼稚園就園奨励費助成事業	体系コード	42111-01
主管課等	教育総務課教育総務担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [<input type="checkbox"/> 直接 <input checked="" type="checkbox"/> 間接] (補助先: 園児の保護者 実施主体: 町) <input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
私立幼稚園就園奨励費 助成事業		幼稚園就園奨励費支払事務		
		*「寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱」の改正	-	-
		* 幼稚園等に対して対象園児把握のための調査	-	-
		* 幼稚園等に対して支給事務依頼(保護者への申請書等配布～取りまとめて、教育委員会への提出)	-	-
		* 町電算システム担当にて作成した入力システムにデータ入力(補助額決定のための課税額調査等～集計)	-	-
		* 補助金支払事務 平成23年度決算見込額の内訳は、別紙 資料1「平成23年度私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況」のとおり	58,343 (負担金補助及び交付金)	59,988 (負担金補助及び交付金)
		* 幼稚園等に対して決定通知等送付事務	-	-
		国庫補助金関係事務		
		* 神奈川県事業計画書提出	-	-
		* 神奈川県補助金交付申請書提出	-	-
		* 幼稚園等からの実績報告書集計	-	-
		* 神奈川県事業変更計画書提出	-	-
		* 神奈川県事業変更交付申請書提出	-	-
		* 神奈川県実績報告書提出	-	-
		* 幼稚園就園奨励費補助金請求書提出	-	-
	事業費:経費 計	(a) 58,343	59,988	
	平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)	(b) 1,588	/	
	本事業・経費に係る費用の計	(a)+(b) 59,931	/	

概要説明書

事業等の必要性 (事業規模の縮小や休止した際の影響等)	この事業は幼稚園等の園児の保護者に対して幼稚園等の保育料等の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図るもので、国(文部科学省)の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、国庫から補助金が交付されている事業です。 国の要綱で定めている補助額単価は、ここ数年引き上げられており、補助対象の拡大など制度の拡充を図っています。幼稚園の保育料は世帯の所得額とは関係なく定額となっているところが大半であるため、低所得者層ほど経済的負担が大きくなります。この補助金は所得階層別に補助額を定めているので、低所得者層ほど保育料の負担軽減が図られており、幼稚園等への就園奨励に繋がっていると考えます。 また町でも国庫補助金の補助対象外のものにも単独で補助金を交付しています。無認可の幼児教育施設への通園児、国庫補助対象外の高所得者層への補助を町単独で行っています。私立幼稚園等は、遊びや運動を通して社会性を身につける大変重要な教育機関と考えます。低所得者層に限らず、幅広く補助対象を広げることにより、町全体の就園率を上げることに繋がっていると考えます。 以上のことから、子育て支援の有効な施策の一つとして必要な事業と考えます。
--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

町における類似事業	町において実施している類似事業は、ありません。
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	別紙 資料 2「平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況」のとおり
24年度の状況と今後の方針	幼稚園就園奨励費支払事務については、幼稚園等から提出された書類を基にデータ入力を行い、補助額確認及び集計事務に入っているところです。まだ確定はしていませんが、平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 支払人数 716人 支払金額 57,979千円となっています。 国庫補助金関係事務については、神奈川県への事業計画書の提出まで終了です。 今後については、幼稚園等に対して補助金の支払いを10月中に終了し、国庫補助金関係提出書類の作成にかかります。 今後の方針については、国庫補助限度額の範囲内で実施される幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることになっていますが、平成23年度国庫補助額は国庫補助限度額の3分の1の約71.67%であり、約28.33%の不足が生じております。 町としてはできる限りこの制度を継続していきたいと考えておりますが、町財政状況も非常に厳しく、その財源の国庫補助金の減額は、この事業を推進するための大きな支障となりますので、できる限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを行っていきます。
特記事項 (事業の沿革等)	平成13年度から平成21年度までの間、国庫補助単価が低かったため、町の予算で国庫上乗せ額を加算してしていました。平成22年度からは、国庫補助単価が年々増加し、低所得者層では保育料等の支払額を補助金が上回る世帯もでてきたことから、国庫上乗せ額の加算は廃止いたしました。 国庫上乗せ額 平成13年度:2,000円 平成14年度:3,000円 平成15年度:4,000円 平成16年度:5,000円 平成17年度:6,000円 平成18~21年度:7,000円 平成22年度~:上乗せなし

平成23年度 私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況 (従来条件)

【資料1】

<第1子>

基準	単価	人数			合計		
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)	
A 生活保護世帯 (国基準 223,000円)	認可	223,200	0	0	0	0	
	無認可	148,800	0	0	1	148,800	
	合計		0	0	1	148,800	
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 193,200円)	認可	193,200	4	12	7	4,443,600	
	無認可	128,800	1	3	1	5	644,000
	合計		5	15	8	23	5,087,600
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 109,200円)	認可	109,200	9	12	13	3,712,800	
	無認可	72,800	0	2	3	5	364,000
	合計		9	14	16	29	4,076,800
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 46,800円)	認可	46,800	38	90	108	11,044,800	
	無認可	31,200	7	17	19	43	1,341,600
	合計		45	107	127	279	12,386,400
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 -円)	認可	15,000	13	15	16	660,000	
	無認可	15,000	1	4	5	10	150,000
	合計		14	19	21	54	810,000
合計	認可		64	129	144	337	19,861,200
	無認可		9	26	29	64	2,648,400
	合計		73	155	173	401	22,509,600

<第2子>

基準	単価	人数			合計		
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)	
A 生活保護世帯 (国基準 264,000円)	認可	264,000	0	0	0	0	
	無認可	176,000	0	0	0	0	
	合計		0	0	0	0	
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 249,000円)	認可	249,000	1	0	0	1	249,000
	無認可	166,000	1	0	0	1	166,000
	合計		2	0	0	2	415,000
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 207,000円)	認可	207,000	2	0	0	2	414,000
	無認可	138,000	0	0	0	0	0
	合計		2	0	0	2	414,000
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 175,000円)	認可	175,000	14	7	1	22	3,850,000
	無認可	116,600	1	0	0	1	116,600
	合計		15	7	1	23	3,966,600
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 -円)	認可	56,000	1	1	0	2	112,000
	無認可	56,000	0	0	0	0	0
	合計		1	1	0	2	112,000
合計	認可		18	8	1	27	4,625,000
	無認可		2	0	0	2	282,600
	合計		20	8	1	29	4,907,600

<第3子以降>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 -円)	認可	96,900	0	0	0	0
	無認可	96,900	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0
合計	認可		0	0	0	0
	無認可		0	0	0	0
	合計		0	0	0	0

●合計(従来条件)

	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
合計	認可	82	137	145	364	24,486,200
(第1子 + 第2子 + 第3子以降)	無認可	11	26	29	66	2,931,000
	合計	93	163	174	430	27,417,200

平成23年度 私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況 (新条件)

<第2子>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 244,000円)	認可 244,000	0	0	0	0	0
	無認可 162,600	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 222,000円)	認可 222,000	2	7	5	14	3,108,000
	無認可 148,000	1	0	1	2	296,000
	合計	3	7	6	16	3,404,000
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 159,000円)	認可 159,000	4	7	10	21	3,339,000
	無認可 106,000	0	1	2	3	318,000
	合計	4	8	12	24	3,657,000
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 111,000円)	認可 111,000	24	68	52	144	15,976,600
	無認可 74,000	7	13	20	40	2,960,000
	合計	31	81	72	184	18,936,600
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 -円)	認可 56,000	5	18	13	36	2,016,000
	無認可 56,000	1	6	4	11	616,000
	合計	6	24	17	47	2,632,000
合計	認可	35	100	80	215	24,439,600
	無認可	9	20	27	56	4,190,000
	合計	44	120	107	271	28,629,600

<第3子以降>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 303,000円)	認可 303,000	0	0	0	0	0
	無認可 202,000	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 303,000円)	認可 303,000	0	0	0	0	0
	無認可 202,000	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可 303,000	1	0	0	1	303,000
	無認可 202,000	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	1	303,000
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可 303,000	2	1	2	5	1,403,000
	無認可 202,000	1	0	0	1	202,000
	合計	3	1	2	6	1,605,000
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 -円)	認可 96,900	3	0	0	3	290,700
	無認可 96,900	0	1	0	1	96,900
	合計	3	1	0	4	387,600
合計	認可	6	1	2	9	1,996,700
	無認可	1	1	0	2	298,900
	合計	7	2	2	11	2,295,600

●合計(新条件)

	認可	無認可	人数			合計	
			3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
合計 (第2子 + 第3子以降)	認可		41	101	82	224	26,436,300
	無認可		10	21	27	58	4,488,900
	合計		51	122	109	282	30,925,200

総合計(従来条件+新条件)

	認可	無認可	人数			合計	
			3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
総合計	認可		123	238	227	588	50,922,500
	無認可		21	47	56	124	7,419,900
	合計		144	285	283	712	58,342,400

平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況

1 私立幼稚園(従来条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第1子	226,200	226,200	231,200	234,200	226,200	226,200	243,200
		第2子	266,000	266,000	271,000	274,000	266,000	266,000	286,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子	196,200	196,200	201,200	204,200	196,200	196,200	213,200
		第2子	251,000	251,000	256,000	259,000	251,000	251,000	271,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	112,200	112,200	115,200	120,200	112,200	112,200	129,200
		第2子	209,000	209,000	212,000	217,000	209,000	209,000	229,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	49,800	49,800	51,800	70,200	52,300	52,300	66,800
		第2子	178,000	178,000	180,000	187,000	178,000	178,000	198,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
E	市町村民税所得割課税額 211,200円超(注)	第1子	0	15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
		第2子	0	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降	0	91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
223,200	223,200
264,000	264,000
303,000	303,000
193,200	193,200
249,000	249,000
303,000	303,000
109,200	109,200
207,000	207,000
303,000	303,000
46,800	46,800
175,000	175,000
303,000	303,000
	15,000
	56,000
	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「第1子」「第2子」は、一律10,000円、「第3子以降」は353,000円となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

国規準額への上乗せ額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第1子		0	5,000	8,000	0	0	17,000
		第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子		0	5,000	8,000	0	0	17,000
		第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子		0	3,000	8,000	0	0	17,000
		第2子		0	3,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子		0	2,000	20,400	2,500	2,500	17,000
		第2子		0	2,000	9,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
E	市町村民税所得割課税額 211,200円超(注)	第1子		15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
		第2子		53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降		91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	15,000
	56,000
	96,900

2 私立幼稚園(新条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第2子	247,000	247,000	252,000	255,000	247,000	247,000	267,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子	224,000	224,000	229,000	232,000	224,000	224,000	244,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第2子	161,000	161,000	164,000	169,000	161,000	161,000	181,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第2子	114,000	114,000	116,000	122,000	114,000	114,000	134,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
E	市町村民税所得割課税額 211,200円超(注)	第2子	0	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降	0	91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
244,000	244,000
303,000	303,000
222,000	222,000
303,000	303,000
159,000	159,000
303,000	303,000
111,000	111,000
303,000	303,000
	56,000
	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「一律10,000円」となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

国規準額への上乗せ額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第2子		0	3,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第2子		0	2,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
E	市町村民税所得割課税額 211,200円超(注)	第2子		53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降		91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	56,000
	96,900

平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況

3. 類似施設(従来条件)

減免限度額									H23
階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市	寒川町
A	生活保護世帯	第1子	150,800	155,800	234,200	15,000	15,000	243,200	148,800
		第2子	177,300	182,300	274,000	15,000	15,000	286,000	176,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子	130,800	135,800	204,200	15,000	15,000	213,200	128,800
		第2子	167,300	172,300	259,000	15,000	15,000	271,000	166,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第1子	74,800	77,800	120,200	15,000	15,000	129,200	72,800
		第2子	139,300	142,300	217,000	15,000	15,000	229,000	138,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子	33,200	35,200	70,200	15,000	15,000	66,800	31,200
		第2子	118,600	120,600	187,000	15,000	15,000	198,000	116,600
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第1子	15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000	15,000
		第2子	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000	56,000
		第3子以降	91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「第1子」「第2子」は、一律10,000円、「第3子以降」は353,000円となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

寒川町と近隣市との差

階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第1子		5,000	83,400	-135,800	-135,800	92,400
		第2子		5,000	96,700	-162,300	-162,300	108,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子		5,000	73,400	-115,800	-115,800	82,400
		第2子		5,000	91,700	-152,300	-152,300	103,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第1子		3,000	45,400	-59,800	-59,800	54,400
		第2子		3,000	77,700	-124,300	-124,300	89,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子		2,000	37,000	-18,200	-18,200	33,600
		第2子		2,000	68,400	-103,600	-103,600	79,400
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第1子		-2,000	6,000	0	0	2,000
		第2子		-40,600	-32,600	-38,600	-38,600	-33,600
		第3子以降		-78,800	261,200	-76,800	-76,800	-61,800

4. 類似施設(新条件)

減免限度額									H23
階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市	寒川町
A	生活保護世帯	第2子	164,600	169,600	255,000	15,000	15,000	267,000	162,600
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子	149,300	154,300	232,000	15,000	15,000	244,000	148,000
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第2子	107,300	110,300	169,000	15,000	15,000	181,000	106,000
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第2子	76,000	78,000	122,000	15,000	15,000	134,000	74,000
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第2子	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000	56,000
		第3子以降	91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「一律10,000円」となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

寒川町と近隣市との差

階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第2子		5,000	90,400	-149,600	-149,600	102,400
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子		5,000	82,700	-134,300	-134,300	94,700
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第2子		3,000	61,700	-92,300	-92,300	73,700
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第2子		2,000	46,000	-61,000	-61,000	58,000
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第2子		-40,600	-32,600	-38,600	-38,600	-33,600
		第3子以降		-78,800	-70,800	-76,800	-76,800	-61,800

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、94・95 ページのとおり。

(委員長) 平成 23 年度の就園率について、主管課の回答にある値(95 ページ中段。3 歳児 48.00%・4 歳児 95.32%・5 歳児 96.59%)と、事前に提示された事務事業評価シート上の値(目標 53%・実績 57%)とで、差があるのはなぜか？

(担当) 事務事業評価シートで掲げている値は、保育園通園児も含んだ全体の数から算出したものである。事務事業評価シートを作成した当時の指標の設定方法に従って記入しているが、現在は、保育園通園児を除いた幼稚園通園可能児童数から算出し、実態に合った数字で把握している。

(委員長) 事務事業評価シートについても、標題が「平成 24 年度」としてあるのだから、訂正・追記などの措置を取るべきである。

(委員長) 定員管理上、希望者が入園できないという実態はあるのか？

(主管課長) 全ての幼稚園について把握しているわけではないが、2 園については、ある程度は定員オーバーでも入園させていると聞いている。

(副委員長) 幼稚園と保育園のどちらにするかという選択は、保護者の自主的なものである。通園の割合は、保育園 1 に対して幼稚園 2 という理解で良いか？

(主管課長) そのとおりである。

(副委員長) 補助については、町内私立幼稚園だけではなく、町外私立幼稚園への通園者も対象となるのか？国庫補助の対象外である高所得者層に対しても補助をする形になっているが、町の財政状況がこれだけ厳しい中で、例えば幼稚舎から大学院までであるようなところに通わせることができる富裕層に対しても補助をするのか？

(主管課長) 町内私立幼稚園・町外私立幼稚園を問わず、6 月 1 日現在で町に住民登録がある通園者が補助の対象となる。補助額は年々減少しており、例えば資料 2(91・92 ページ)にあるとおり、E ランク(91・92 ページの表で、世帯区分ごとに A~E までの階層に分けられるもの。E ランクは高所得者層。)の第 1 子は 15,000 円である。

(副委員長) 金額の大小の問題ではない。町の財政状況が厳しい中で、そこまで教育にお金をかけることができるような家庭に対し、補助をする必要があるのかということである。

(委員長) 近隣市町、例えば茅ヶ崎市や平塚市に比べて、高所得者層の第 2 子・第 3 子への補助がずいぶん手厚いように感じるが、何か理由はあるのか？

(担当) 一概には言えず、例えば横浜市や川崎市については、高所得者層に対し、寒川町よりも手厚く補助を行っている。(横浜市の高所得者層の場合:第 1 子 48,000 円、第 2 子 80,000 円、第 3 子 112,000 円) また、他自治体では、A~D ランクについても国庫補助分に市町補助分を一律上乗せしている場合もあるが、町はこれを行わず、国庫補助が無い E ランクのみ町単独補助分を上乗せをしている。

(委員長) であるならば、所得の少ない A~D ランクに少し町補助分を上乗せして、E ランクには補助を行わない、という考え方もあると思う。

(担当) 公立幼稚園が町には無いことから、E ランクへも補助をしてきたという経緯もある。ただし、町の財政状況も厳しいため、平成 25 年度に向けて、E ランクへの補助の見直しを行う予定である。

(副委員長) 高所得者層は、それだけの町県民税を納めてくれているのだから安くしましょう、という面もあるのでは？

(担当) そういう面もあるかもしれない。近隣自治体においても、見直しをしている所がかなり増えているため、町でも見直しを行うことを考えている。

(副委員長) 保育園の保育料は、3歳児の最高額で月額33,000円、4歳児以上の最高額が月額で28,000円。町内の私立幼稚園だと高いところでも月額26,000円で更に補助も出る。トータル的には、幼稚園の方が安い場合もあり、このような料金設定について、保育園に預けなければならない状況を鑑みた場合、保護者からすると腑に落ちない点がある、という声も聞いている。このような点からも、高所得者層に補助を行うことは本当に必要なのか。現行制度は、680万円以上をEランクとして高所得に制限がないが、例えば1,000万円を超える人たちには補助を我慢してもらおうという制度も可能だと思う。

(担当) 今後の検討ではEランクを細分化するという事も含めて検討したいと考えている。

(委員) 町の財政状況が厳しいのであれば、高所得者層に補助を行わず、その分を低所得者層に回すという配慮も必要だと思う。

(委員長) 高所得者層に対する補助の見直しは、いつ頃までに結論を出す予定か？

(担当) 現状、税の未申告者についてもEランクで補助を行っているが、不公平感の解消及び申告を促すという意味からも、未申告者を対象とした更に低い補助額であるFランクを設定する予定である。これを平成24年度中に検討し、平成25年度から実施することを考えている。また、Eランクの細分化については、平成25年度中に他自治体などの調査を行い、平成26年度から実施したいと考えている。

(委員長) 義務を果たしていない未申告者には、補助を行わなくても良いのでは。また、Eランクの細分化には、そんなに検討時間が必要なのか？民間の感覚からすると、1~2年もの期間が必要というのは理解に苦しむが。

(担当) 階層の細分化の設定については、国の基準等の指針となるものが無い。町の裁量となる部分であるため、その辺の検討が必要である。また、劇的な変更を避けるために段階を踏んで行うとともに周知期間を設けたいという面もある。

(委員) Eランクについては、何件支払いがあるのか？

(担当) 平成23年度実績で、Eランクについては85人、金額にすると3,078,700円となる。

(委員長) Eランクの第1・2・3子の額は、いつから変更されていないのか？

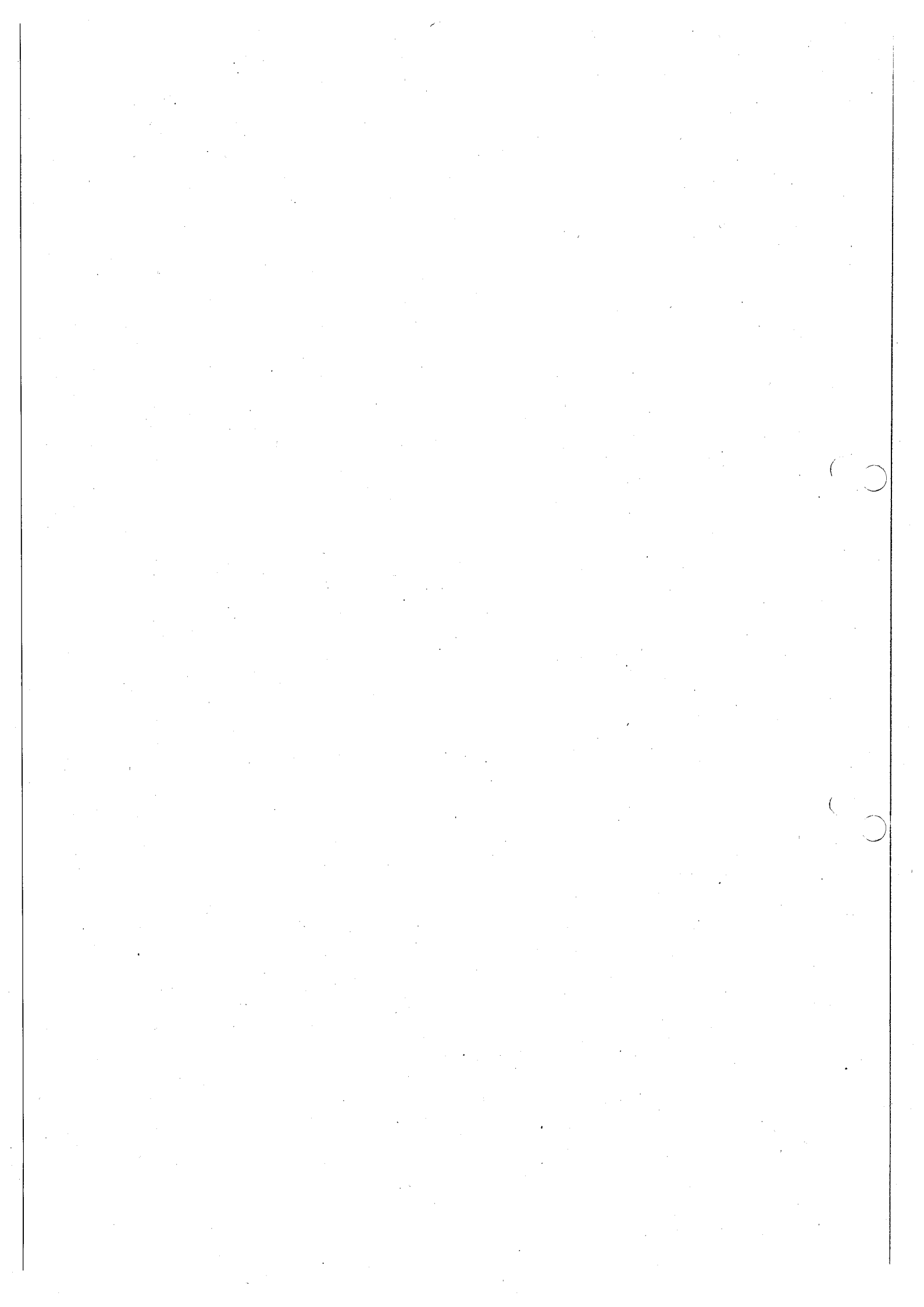
(担当) 国の補助単価の第1子と第2子の比率に基づいて変わるものだが、第1子の15,000円は平成18年度から変わっていない。第2子以降の金額は、毎年国の補助段階に応じて行っている。

(委員長) もともと町の高所得者層に対する補助は高いのだから、劇的な変化などを懸念する必要はないように感じる。他自治体に比べて高いと感じるのであれば、素直に、速やかな対応を取る方が好ましい。

(担当) 近隣市町においても、ここで急激に下げたような所もあるので、その辺も考慮していきたいと思う。

私立幼稚園就園奨励費助成事業

確認したい内容	回 答																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯の年収 ・市町村民税所得割 34,500 円の年収 (平成23年度までの課税額区分) ・市町村民税所得割 183,000 円の年収 (平成23年度までの課税額区分) ・市町村民税所得割 77,100 円の年収 (平成24年度からの課税額区分) ・市町村民税所得割 221,200 円の年収 (平成24年度からの課税額区分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・270万円以下 ・360万円以下 ・680万円以下 ・360万円以下 ・680万円以下 <p>※年収は夫婦(妻は専業主婦)と子ども2人のモデル世帯を設定し、目安として掲げているもの。 ※市町村民税所得割課税額は、年少扶養控除の廃止に伴い、参考年収680万円以下の対象世帯においてこれまでの階層区分から変更が生じないように、平成24年度から見直したものの。</p>																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等の就園率の目標値が平成20年度以降、平成19年度より低い理由は? 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価シート作成時の担当者が退職等で不在のため確認はできないが、作成時にこれからの3歳児～5歳児の人口の推移を確認して数値をだしていると思われます。 <p>平成20年度に3歳児の人数が4,5歳児に比べて増えると想定されていたので、3歳児から幼稚園等に通園する割合が低いことから就園率の目標値が下がったと考えられます。</p>																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣他市町の幼稚園等の就園率は? 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(単位:%)</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>57.0</td> <td>87.0</td> <td>89.0</td> <td>77.5</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(市外通園児は除く)</td> </tr> <tr> <td>藤沢市</td> <td>65.8</td> <td>91.5</td> <td>92.2</td> <td>82.9</td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>58.8</td> <td>91.3</td> <td>96.2</td> <td>82.2</td> </tr> <tr> <td>海老名市</td> <td>50.7</td> <td>97.7</td> <td>96.8</td> <td>81.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度実績</p>	(単位:%)	3歳児	4歳児	5歳児	合計	茅ヶ崎市	57.0	87.0	89.0	77.5	(市外通園児は除く)					藤沢市	65.8	91.5	92.2	82.9	平塚市	58.8	91.3	96.2	82.2	海老名市	50.7	97.7	96.8	81.9					
(単位:%)	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																
茅ヶ崎市	57.0	87.0	89.0	77.5																																
(市外通園児は除く)																																				
藤沢市	65.8	91.5	92.2	82.9																																
平塚市	58.8	91.3	96.2	82.2																																
海老名市	50.7	97.7	96.8	81.9																																
<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町内の幼稚園等の収容児童数は町内児童数(保育園を除く)を全員収容できるのか?(幼稚園等に入りたくても入れない子どもはいるのか?) 	<p>町内私立幼稚園(3園)定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・倉見幼稚園</td> <td>45</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>・相和幼稚園</td> <td>60</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>・さくら幼稚園</td> <td>20</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>町内幼児教育施設(1園)定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ふじ幼児園</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>4園合計</td> <td>165</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>805</td> </tr> </tbody> </table> <p>※町内の3歳児～5歳児が全て町内の幼稚園等に通園しているわけではなく、他市町の幼稚園等にも通園しています。また反対に他市町在住の3歳児～5歳児が町内の幼稚園等に通園している場合もあります。</p> <p>保護者が幼稚園等の教育方針、施設等を確認し選ぶので、他市町の幼稚園等を選択する場合があります。</p>		3歳児	4歳児	5歳児	合計	・倉見幼稚園	45	95	95	235	・相和幼稚園	60	110	110	280	・さくら幼稚園	20	60	60	140		3歳児	4歳児	5歳児	合計	・ふじ幼児園	40	55	55	150	4園合計	165	320	320	805
	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																
・倉見幼稚園	45	95	95	235																																
・相和幼稚園	60	110	110	280																																
・さくら幼稚園	20	60	60	140																																
	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																
・ふじ幼児園	40	55	55	150																																
4園合計	165	320	320	805																																



<p>・補助対象外のものにも、無許可の施設への通園児も、高所得者層へにも補助を単独で行っている理由 (生田委員からの質問)</p> <p>・国庫補助金対象外の者へ町単独補助金を支給している理由 (宮内委員からの質問)</p> <p>・国庫補助金対象外の者へ町単独補助金を支給している人数・金額</p>	<p>無認可の幼児教育施設でも、施設の面で認可が下りないだけで、教育方針は私立幼稚園等に劣ることはないと考えます。また、保護者は認可か無認可かで幼稚園等を選択するよりも教育方針等で選択すると思われるので、私立幼稚園と同じように補助は必要と考えます。</p> <p>他市町村には公立幼稚園がありますが、寒川町には公立幼稚園がなく、公私立幼稚園間における保護者負担の格差是正の意味からも必要と考えます。</p> <p>また県内の大半の自治体では高所得者層に対しての補助を実施しています。</p> <p>保護者からの補助額がいくらになるかというお問い合わせもあり、補助額により幼稚園等にするか保育園にするか検討する世帯もあるようです。保護者の関心も高く、それだけ必要な補助と考えます。</p> <p>・無認可（幼児教育施設）通園児に対しての補助 人数：124人 金額：7,419,900円</p> <p>・高所得者層に対しての補助（私立幼稚園） 人数：85人 金額：3,078,700円</p> <p>※平成23年度実績</p>								
<p>・就園率が23年度実績で57%の原因は幼稚園が少ないためなのか、親の教育意欲が無いのか、補助にあるのか、等々分析されてますか</p>	<p>・23年度実績の57%は町内3歳児～5歳児の全体から出した割合で、保育園通園児も含まれています。事務事業評価シート作成時の数値が全体から見ているので、57%となっています。</p> <p>23年度実績で保育園通園児を除く就園率は、</p> <table data-bbox="651 1350 970 1473"> <tr> <td>3歳児</td> <td>48.00%</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>95.32%</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>96.59%</td> </tr> </table> <p>となっております</p> <p>4,5歳児で幼稚園、保育園等にも通園していない幼児については、世帯に対してアンケート等実施していないので、理由等は把握しておりません。</p>	3歳児	48.00%	4歳児	95.32%	5歳児	96.59%		
3歳児	48.00%								
4歳児	95.32%								
5歳児	96.59%								
<p>・保育園への通園者3歳児～5歳児の人数は。(716人に対して)</p>	<p>・6月1日現在保育園通園児</p> <table data-bbox="651 1709 912 1877"> <tr> <td>3歳児</td> <td>122名</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>122名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>364名</td> </tr> </table>	3歳児	122名	4歳児	120名	5歳児	122名	合計	364名
3歳児	122名								
4歳児	120名								
5歳児	122名								
合計	364名								

【民生委員児童委員活動事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇活動の内容や頻度が委員任せであるため、委員によってその取組み状況に差がある。町として委員に望む活動内容が明確にされていないことが問題である。</p> <p>◇委員の活動状況について、報告書の提出を義務付けているが、件数のみで内容等の報告がなされていない。</p> <p>◇町民にとって、児童委員の役割が不明瞭。</p>	
	事業の方向性	要改善
評価結果	<p>◇委員の活動状況の一定化を図るため、民生委員・児童委員それぞれの活動内容を明確にするとともに、委員交代時の引き継ぎマニュアルの作成や、研修の充実が必要。</p> <p>◇活動状況の報告について、件数等を把握するだけでなく、内容の分析・検討を行い、Q & A集や対応事例集を作成するなど、福祉水準の向上のため、町のバックアップ体制を確立すべき。</p> <p>◇児童委員としての活動にも焦点が当たるよう、児童委員としての活動内容などを積極的にPRすべき。</p>	
	予算額	現行
<p>◇予算の枠内において、研修の実施やマニュアル等の作成に掛かる費用に重点を置くことにより、委員活動の活性化を図られたい。</p>		

概要説明書

事務事業・事務経費名	民生委員児童委員活動事業	体系コード	32111-01
主管課等	福祉課福祉総務担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 寒川町民生委員児童委員協議会 実施主体: 寒川町民生委員児童委員協議会) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事務	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
主な事務の内容とその額	民生嘱託員	地域における要援護者への個別援助活動の推進を図るため民生嘱託員をおき、福祉行政関係の連絡事務その他必要の都度嘱託された事務 民生嘱託員報酬の支出事務 年額117,700円(条例)×68人 7,866 (報酬) 災害時要援護者把握調査自治会との協力要請事務 救急医療情報キット配付事務 —	8,004 (報酬)
	民生委員推薦会	3年に1度の改選期及び欠員が生じた場合に、推薦された民生委員候補者について審議する会議(福祉事業関係者、福祉関係団体代表者、教育関係者、関係行政機関職員、学識経験者等) 民生委員推薦会委員報酬の支出事務 日額8,700円(条例)×12人×2回(県支出金・民生委員児童委員活動費等負担金1,600円×報酬支給委員のべ数充当) 民生委員推薦会委員の委嘱に係る事務 民生委員推薦会委員開催に係る事務 民生委員候補者の自治会への依頼、候補者への説明、委嘱事務 —	209 (報酬)
	寒川町民生委員児童委員協議会補助金	寒川町民生委員児童委員協議会への補助金支出事務 寒川町民生委員児童委員協議会補助金支出事務 活動費負担金4,850円×12月×68人、地区民児協活動費負担金1,360円×4半期×68人(県支出金・民生委員児童委員活動費等負担金全額充当) 民生委員児童委員活動費等負担金に係る報告書等の作成事務 —	4,328 (負担金補助及び交付金)
	寒川町民生委員児童委員協議会事務局	寒川町民生委員児童委員協議会事務局事務 毎月、役員会の開催、資料作成 毎月、定例会の資料作成、配布資料準備 活動報告書取りまとめ —	—
	寒川町民生委員児童委員協議会事務局	全体協議会、地区協議会、部会の連絡調整 —	—

概要説明書

	協議会の収入支出事務	-	-
普通旅費	民生委員児童委員活動事業に係る旅費 県社会福祉審議会民生委員審査分科会、事務担当者会議等旅費	5 (旅費)	5 (旅費)
事業費・経費 計		(a) 12,408	12,546
平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）		(b) 2,795	/
本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b) 15,203	/
事業等の必要性 （事業規模の縮小や休廃止した際の影響等）	民生委員児童委員活動事業は、民生委員児童委員の活動を援助することにより地域住民への的確な援助、相談、指導等を行い、また行政とのパイプ役として、地域福祉の推進を図るため必要である。 民生嘱託員：敬老金支給事務協力、敬老会協力、災害時要援護者把握調査、救急医療情報キット配付等、町事業について協力依頼したものに対して支払われる報酬であるため必要である。 民生委員推薦会：3年に1度の改選期及び欠員が生じた場合に、推薦された民生委員候補者について審議する会議で、その委員報酬は、条例で日額8,700円になっている。一部、県からの負担金(1,600円×報酬支給委員のべ数充当)がある。 寒川町民生委員児童委員協議会補助金：民生委員・児童委員は地域住民の身近なところで、生活困窮者・高齢者・障がい者・児童に対する福祉など多岐にわたる相談・援助の業務を行っている。地域住民の困りごとに対処している民生委員児童委員の資質向上や活動強化のために、協議会に補助金を交付している。補助金については、民生委員法第26条に基づく経費として、県が定める民生委員児童委員活動費等交付基準により市町村に負担金として交付され、この負担金と同額を補助金としている。 普通旅費：担当職員が民生委員児童委員活動事業に係る旅費となっている。 担当としてはいずれの事業についても必要な事業であると考えます。		

町における類似事業	なし					
比較参考値 （他自治体の状況・ベンチマーク等）	民生委員児童委員定数及び活動件数(平成22年度)					
	定 数			活動状況		
	民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	相談件数	活動日数	訪問回数
藤沢市	458	35	493	7,747	71,070	101,680
茅ヶ崎市	281	24	305	4,949	48,093	46,866
寒川町	63	5	68	1,357	6,785	6,290
24年度の状況と今後の方針	民生嘱託員報酬については年4回に分け辞退者1名を除く67名に報酬の支払いを行う。 民生委員に欠員がでた場合推薦会を開催する。 寒川町民生委員児童委員協議会補助金は5分の4を4月に、5分の1を9月に支出する。 協議会の定例会、役員会を毎月開催、研修会の実施					
特記事項 (事業の沿革等)	民生委員児童委員は3年任期で次回は平成25年12月1日に一斉改選が行われる。 民生委員候補者の推薦については、民生委員児童委員は自治会との係わり連携が大切なので、自治会へ依頼している。					

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、100・101 ページのとおり。

(委員長) 成果指標の活動件数は相談件数であるとしているにも関わらず、平成 23 年度の活動件数の増加の理由が「災害時要援護者把握調査と救急医療情報キットの配付が考えられる」ということだが、説明が食い違っているように思われるが。

(主管課長) 調査と配付のために戸別訪問を行っているが、その際には、災害時の相談やキットの使用方法などについての相談が伴うという意味で件数に含めている。

(委員) 民生委員の仕事は、地域の実情を把握し、手助けをするというその活動の大変さに比べて報酬が少ないように思う。

(委員長) 民生委員に対し、活動内容、訪問頻度、町への報告回数など、平準化された決まった仕事などはあるのか？

(主管課長) そのような具体的なことを示したものは無い。基本的には、その地域の実情によって変わってくると考える。

(委員長) 確かにそのような面もあるが、活発に活動している委員とあまり活動していない委員とでは、嘱託員報酬の適正度合いが違うと思う。民生委員の質を均一にして、より全体的に高めていくような施策みたいなものは無いのか？

(主管課長) 現在、民生委員児童委員協議会の役員とも協議しているところだが、研修の場を設けて、そのような全体のレベルをあげていくという取り組みを考えているところである。また、委員は 3 年に 1 度改選になるのだが、その際には全体の約 3 分の 1 の委員が新しい人に変更になる。そういった初めての委員さんのためにも、研修を充実させることが必要であると考えている。

(委員長) 交代時の引き継ぎについても、きちんと引継書みたいなものがなければ、委員によって差が出てしまうのでは。

(主管課長) その辺についても、引き継ぎが十分でない場合もあったようなので、そういった問題点を解消するよう検討していきたい。

(委員) 民生委員は、地付きの人でないと務まらない。

(主管課長) 町も昔からいる人よりも新しい人の方が多くなっているのだから、地付きの人ばかりでは到底対応はできない状態である。地域に根ざした方ということで、自治会を通じてそのような方を選んでいただくなどの形で対応している。

(委員長) 毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に、町から訪問回数や内容についての指導は行っているのか？

(主管課長) 今後については、そのような指導も行っていかなければならないと考えている。

(委員長) 概要説明書の比較参考値欄の活動状況の平成 23 年度実績を教えてください。

(担当) 平成 23 年度の相談件数は 3,222 件、活動日数は 9,740 日、訪問回数は 7,950 回である。

(委員) 防災面においても、民生委員は大きな役割を担っている。

(主管課長) 現在、町では自治会と民生委員と連携して、災害時要援護者の把握や要援護者の見守りなどを行っている。地域と一丸となって、取り組む必要があると考えている。

(副委員長) 報酬の記載の部分にもあるとおり、あえて「民生嘱託員」と言っているが、なぜ児童委員の名称が抜けているのか？児童に関することは行わないのか？

(主管課長) そういう事ではない。民生委員の仕事を更に推進してもらうため、民生嘱託員という表現になっているが、内容的には民生委員児童委員の活動に関係するものである。

(副委員長) 高齢者に関することも大事なことだが、将来を担うべき児童にいろいろな問題

が起きている中、この児童委員がなすべき仕事・役割というのを重要視すべきである。その視点が欠落していると思われる。先ほどの相談件数などで、民生に関する部分と児童に関する部分の内訳は把握しているのか？

(主管課長) それに関する集計はできていない。

(副委員長) 集計できていないというよりは、極端に少ないのだと思う。本来重要な役割を担っている児童委員の部分についても、ぜひ町として力を注いでもらいたい。また、委員の男女の内訳で、女性が7割というのは非常に嬉しく思う。町の他の委員などは女性が少ない。県下も大体このような割合なのか？

(主管課長) 詳細は把握していないが、比較的女性の方が多い傾向にある。

(副委員長) 61.7歳という平均年齢については、他の自治体に比べると若い方なのか？

(主管課長) 他自治体との比較は把握していないが、町としては改選ごとに年々若返っているという状況である。

(委員長) 活動状況報告書の報告内容について、相談内容を分類分けして、集計・分析したり、また、その分析を基に相談Q&A集を作成するなど、町で委員の仕事をバックアップするような体制はとられているのか？

(主管課長) 報告は数字の部分だけであるため、内容の把握にまでは至っていない。

(委員長) 地域住民からの相談や行政とのつなぎ役という仕事には、町のきちんとしたバックアップ体制がなければ対応が難しいであろう。例えば児童委員としては、学校からの情報も重要であるが、各小中学校の学校評議会などに参加はしているのか？

(主管課長) 学校評議会への参加については把握していないが、各学校の主任指導員と児童委員が定期的に連絡を取り、連携を図っている。

(委員長) 児童委員の学校評議会への参加は必要である。学校行事、現在抱えている問題、教育レベルなど、児童委員の活動に必要な情報を把握するためにも必要だと思う。

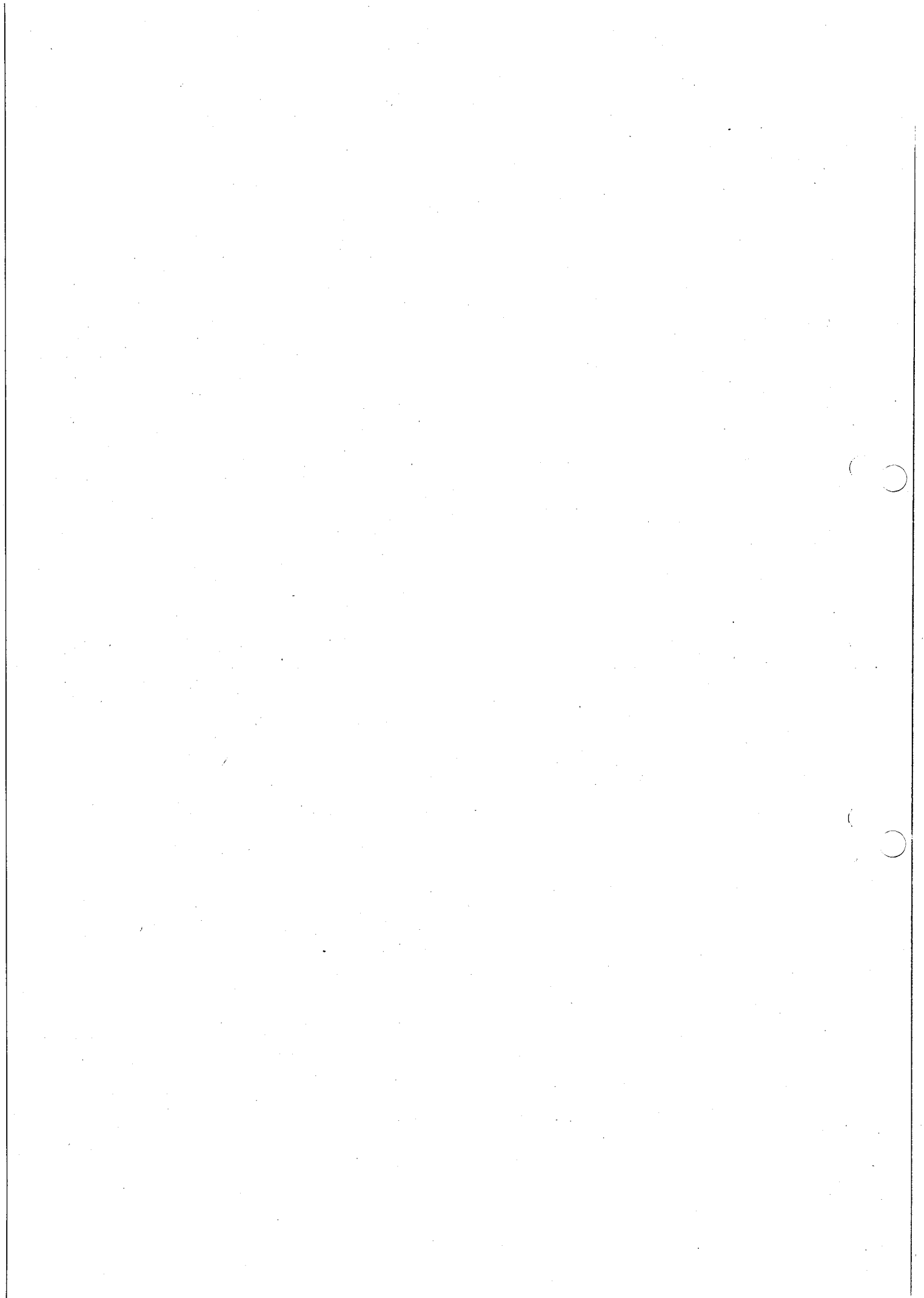
(委員) 民生委員児童委員とは何をやる人なのか、ということが分かりにくいのだと思う。また、外国籍の人がいたり、ひとり暮らしの高齢者が増えたりなど、行うべき活動内容が多様化・増加していることが、なり手がいないということにもつながっているのだと思う。

(委員長) そのような面からも、町のバックアップ体制が重要であろう。委員としての活動内容を明確にする、また、町と委員との業務内容の線引きをきちんと行うなど、町の意向を委員に対し明らかにすべきである。報告書様式の充実やマニュアルの作成など、町の実情に合わせた仕組みを作るべきである。

民生委員児童委員活動事業

福祉課

	確認事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標の民生委員児童委員活動件数は比較参考値の相談件数と同じだが、これは相談件数か？ ・ 成果指標の活動件数（相談件数？）が平成23年度実績で急増している理由は何か？ ・ 民生委員、児童委員の平均年齢、平均委員就任年数はどのくらいか？ 	<p>福祉行政報告例に基づき報告している数値を使用しています。成果指標の活動件数は比較参考値の活動状況の相談件数をあてていいますので活動状況の相談件数になり、同じ数値になります。</p> <p>各民生委員から毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に集計しています。平成23年度に記入方法の研修を2回行い、記入方法の徹底をおこないました。増えているのは、災害時要援護者把握調査、救急医療情報キットの配布等が考えられます。</p> <p>平成22年12月の改選時から委嘱された方は現在42歳から74歳までの方で平均年齢は61.7歳です。その中で1期目の方22名、2期目の方27名、3期目の方8名、4期目の方9名、5期目の方2名で平均就任年齢は5.17年になります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生嘱託員として報酬が支給されている理由。 ・ 民生員の平均年齢と男性と女性の内訳人数は。 	<p>寒川町民生嘱託員設置に関する規則により、地域における要援護者への個別援助活動の推進を図るため設置し、福祉行政関係の連絡事務その他必要の都度委嘱された事務を処理することになっており、身分は町の非常勤特別職となりますので報酬が支給されておりません。</p> <p>平均年齢は61.7歳で男性19名（28%）、女性49名（72%）になります。</p>



<p>町の場合は、前回の一斉改選から自治会から候補者を上げてもらいたい民生委員として委嘱しています。近隣市、藤沢市、茅ヶ崎市では欠員になっていないところもありますが、町では欠員はありません。</p>	<p>各民生委員から毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に集計していますが、報告する件数の記入方法が理解できていないかため、研修を平成23年度に2回行い、記入方法の徹底を行ったため、平成23年度は件数が増えています。</p>	<p>民生嘱託員の報酬については、県の指導はなく、町で決定しているものです。</p>
<p>・民生委員として福祉の仕事をしたいと希望者が少ないようですが寒川は？</p>	<p>・活動状況が定数比で藤沢、茅ヶ崎より悪いのはなぜか、調査できてますか。</p>	<p>・高齢社会となり、ますます要援護者への活動が必要となり、現行の活動報酬が、労が多いわりに少ないと思いませんか？報酬基準は県の指導で決定するのですか？。</p>

【勤労者住宅資金利子補助事業】

【勤労者福祉事務経費】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>《勤労者住宅資金利子補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇利子補助により、町への人口流入・定着の推進、人口流出の抑制になるという本事業の目的に合理性がない。 ◇利子補助の対象要件が中央労金の利用者に限定されていること、また、新規申し込み件数が1年度につき20件程度では、補助事業として公平性に欠ける。 ◇平成23年度実績で、利子補助率が2.76%となっており、一般金融機関の住宅資金金利(概ね、変動1%・固定1.5%)とは大きく乖離している。 ◇昭和54年度から開始されている事業であるが、その補助率について、社会情勢に合わせた見直しが行われていない。 ◇県下33市町村のうち、13市町村においては本事業が実施されていない。 <p>《勤労者福祉事務経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇本経費の中では、労政問題懇話会に対する補助金等の支出が最も高額であるが、当該懇話会の活動内容は、バスツアーやボウリング大会などの親睦を主とした活動が殆どであり、公金の支出としては公平性に欠ける。 ◇労政問題懇話会への補助金(勤労者福祉事業補助金)は、平成24年度予算で60万円(前年度比50%減)となっているが、それでもなお、支出の必要性について疑問あり。 						
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">事業の方向性</td> <td style="text-align: center;">抜本的見直し</td> </tr> </table> <p>《勤労者住宅資金利子補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇補助事業の廃止が妥当である。ただし、すでに補助を受けている人については、補助率削減を視野に入れた、補助継続の検討が必要である。 <p>《勤労者福祉事務経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇労政問題懇話会のあり方について、設置目的に即した活動内容の検討を行い、補助金等の支出を廃止することが妥当である。 ◇メーデー補助金については、メーデー大会への参加組合等の負担で実施されるべきであり、公金の支出は公平性を欠くため、廃止が妥当である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">予</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">算</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">減額</td> </tr> </table>	事業の方向性	抜本的見直し	予	算	額	減額
事業の方向性	抜本的見直し						
予	算	額	減額				
	<ul style="list-style-type: none"> ◇勤労者住宅資金利子補助事業については新規申込の受付を廃止することにより、また、勤労者福祉事務経費については労政問題懇話会及び(メーデー)湘南地区大会実行委員会への補助金等の支出を廃止(削減)することにより、予算の大幅な減額を図られたい。 						

概要説明書

事務事業・事務経費名	勤労者住宅資金利子補助事業	体系コード	42111-01
主管課等	産業振興課労政担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 勤労町民 実施主体: 町) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額	
主な事務の 内容とその額	住宅融資の利子の補助 事業	<p>【補助対象者】 住民基本台帳に登録され、かつ事業所に勤務している方で、中央労働金庫から自己が所有し居住する住宅の資金の融資を受けた方</p> <p>【対象借入額】 50万円以上。ただし、補助対象額は600万円を限度とする。</p> <p>【補助率】 借入額の3%以内</p> <p>【補助期間】 4年以内</p> <p>【申請方法】 申請書に関係書類を添えて、毎年1月に中央労働金庫を経由して提出する。</p> <p>【関係書類】 ・住民票の写し ・事業所在職証明書 ・登記事項証明書又は建築確認通知書 ・利子支払額証明書 ・委任状</p> <p>【事務の流れ】 申請受付→書類審査→交付決定→交付決定通知郵送→支出負担行為書作成→支出命令書作成</p> <p>【その他】 上記補助事業の周知。町ホームページや広報による周知。</p> <p>【23年度実績】 88件、11,035,500円</p>	11,035	12,000	
	事業費・経費 計		(a)	11,035	12,000
	平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)		(b)	635	/
	本事業・経費に係る費用の計		(a)+(b)	11,670	/

概要説明書

事業等の必要性 (事業規模の縮小や休業止した際の影響等)	地域経済の安定と発展のためには、人口流出の防止と、勤労者の定着による税収確保が必要である。勤労者人口の定着のためには、勤労者の経済的負担を軽減することと、持ち家の促進を図ることが重要である。 このようなことから、住宅資金の利子補助事業については、町が積極的に取り組むべき事業と考えます。
---------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

町における類似事業	・勤労者教育資金利子補助事業 ・中小企業施設整備資金特別融資利子補助事業
-----------	-----------------------------------------

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)		茅ヶ崎市		藤沢市		大磯町		二宮町	
	補助対象限度額	3,000千円		6,000千円		4,000千円		5,000千円	
	補助率	3%以内		3%以内		3%以内		3%以内	
	補助期間	4年間		4年間		3年間		4年間	
	23年度決算	358件	15,951千円	603件	34,185千円	36件	1,703千円	43件	1,635千円
	24年度予算	408件	20,700千円	676件	45,754千円		1,933千円	35件	1,595千円

24年度の状況と今後の方針	勤労者の定住促進には、住宅取得の促進だけでなく、「町のイメージアップ」や「働く場所の確保」「暮らし条件の確保」が必要と思われます。 関係機関や関係各課が一体となって魅力あるまちづくりを計画的に進めることが重要であると考えます。 住宅取得の促進については、近隣市町に劣ることがないように、住宅取得時の奨励金給付事業などの検討や定住促進施策の情報をより魅力的に、効果的に発信できるように推進していきたい。
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特記事項 (事業の沿革等)	補助開始年度 : 昭和54年度
------------------	-----------------

概要説明書

事務事業・事務経費名	勤労者福祉事務経費	体系コード	
主管課等	産業振興課労政担当		

(単位:千円)

実施方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 直接実施</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 労働講座補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 労務安全衛生協会 実施主体: 労務安全衛生協会)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 勤労者福祉事業補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 労政問題懇話会 実施主体: 労政問題懇話会)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> メーデー補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 湘南地区大会実行委員会 実施主体: 湘南地区大会実行委員会)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 湘南地域労働者福祉協議会補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 湘南地域労働者福祉協議会 実施主体: 湘南地域労働者福祉協議会)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	旅費	勤労者福祉事業に携わる県下市町村の課長会議や担当者会議の出張旅費	9	7
	使用料及び賃借料	<p>労政問題懇話会の委員の資質のために実施された浜岡原子力館の視察研修に伴う自動車借上料(H23.11.25)</p> <p>労政問題懇話会とは、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与するため、寒川町とその地域労働団体の代表により組織されている。</p> <p>その事務局が産業振興課となっているため、バス会社との契約から支出事務までを行った。</p>	69	0
	負担金補助及び交付金 (労働講座補助金)	労働災害防止対策の強化を図り、効果的な事業活動を積極的に推進する安全衛生協会の労働講座に補助金を交付している。	30	30
	負担金補助及び交付金 (勤労者福祉事業補助金)	<p>労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与するため、寒川町とその地域労働団体の代表により組織された、労政問題懇話会に補助金を交付している。</p> <p>また事務局が産業振興課となっているため、会議の資料作りや事業の段取りまで行っている。</p>	1,200	600
	負担金補助及び交付金 (メーデー補助金)	労働者や地域住民が結集して、働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざす目的で開催されるメーデー湘南地区大会の実行委員会に補助金を交付している。23年度は東日本大震災の影響により中止のため支出はない。	0	120

概要説明書

	負担金補助及び交付金 (湘南地区卓球大会負担金)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に在住、在勤、在学する障がい者のスポーツ振興を図るとともに、本競技を通じて心身の鍛練及び参加者相互の交流を行うことを目的に開催される湘南地区障害者卓球大会の実行委員会に対して負担金を支出している。 神奈川県市町村振興協会広域助成金を活用したため、23年度の支出はない。24年度も申請予定。 大会の運営を行うとともに、幹事の年には事務局を担うこととなる。23年は幹事となっている。	0	50
	負担金補助及び交付金 (湘南地域労働者福祉協議会補助金)	地域における勤労者の福祉活動を推進している湘南地域労働者福祉協議会に補助金を交付している。	50	50
		【上記補助金交付事務の流れ】 申請受付→書類審査→交付決定→交付決定通知書郵送→支出負担行為書作成→支出命令書作成→実績報告書受理		
	事業費・経費 計		(a)	1,308
平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)		(b)	2,541	/
本事業の経費に係る費用の計		(a)+(b)	3,849	/
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	地域経済の安定と発展のためには、人口流出防止と、勤労者の定着が必要である。 勤労者の定着のためには、勤労者の豊かな生活を実現することが重要である。 このようなことから、勤労福祉を担当する県下市町村との情報交換や労働福祉団体及び労働団体が実施する各種事業を充実し、勤労者の福祉を増進していくことについては、町が積極的に取り組むべき事業と考えます。			

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	<p>メーデー補助金(24年度予算)</p> <p>茅ヶ崎市634,500円 藤沢市612,000円 大磯町60,000円 二宮町80,000円</p> <p>労働者福祉協議会補助金(24年度予算)</p> <p>茅ヶ崎市100,000円 藤沢市258,000円 大磯町10,000円 二宮町40,000円</p>
24年度の状況と今後の方針	<p>勤労者の定着には、勤労者の豊かな生活を実現するだけでなく、「町のイメージアップ」や「働く場所の確保」「暮らし条件の確保」が必要と思われます。</p> <p>関係機関や関係各課が一体となり、町民の協力も得ながら魅力あるまちづくりを計画的に進めることが重要であると考えます。</p> <p>勤労者福祉の促進については、近隣市町に劣ることがないように、中小企業の福利厚生の上昇を図るための事業を検討するなど勤労者福祉のバックアップを推進していきたい。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>【補助開始年度】</p> <p>労働講座補助金 : 昭和56年度 勤労者福祉事業補助金(労政問題懇話会) : 昭和54年度 メーデー補助金 : 昭和46年度 湘南地域労働者福祉協議会補助金 : 平成9年度</p>

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、107～114 ページのとおり。

～勤労者住宅資金利子補助事業～

(委員長) 利子補助について、具体例で説明してもらいたい。

(主管課長) 別表(109 ページ)で説明すると、例えば右上の330万円を借り入れたすると、1か月7,600円となり、1年間の利子補助額は91,200円となる。

(委員長) 今の話だと、2.76%補助してるという理解で良いか？

(主管課長) そのとおりである。

(委員) 現在の住宅ローンの金利は、1.5%くらいが平均だと思うのだが。

(委員長) 実際の利子額と本制度の補助額に差がある場合は、どうするのか？

(主管課長) 安い方の利子額分を補助している。例えば、330万円の借入額に対する町の補助額設定は月7,600円であるが、実際の利子額が月5,000円であった場合にはその5,000円分を補助するという形である。

(委員長) 補助の対象金融機関である中央ろうきんの金利はどの程度なのか？

(担当) おおよそ、変動で1.0%、固定で1.9%ぐらいである。

(委員長) であるならば、本補助制度は3%を上限としているので、借入額の限度である600万円を中央ろうきんから借りたら、その利子分については全額町が補助してくれるという理解で良いか？

(主管課長) 600万円までについては、そのとおりである。

(委員) 住宅ローンは元利均等払いと元本均等払いがあるが、同じ計算で考えるのか？

(担当) 申請時の資料の中で、参考数字として、1年間に支払った利子の総額と元本の金額も記入してもらっている。そこから判断すると、借入金全体の利子全額又はそれ以上の金額を補助していることは殆どない。ただし、レアケースとして、昨年の実績で88件のうち5件については、町の補助設定額よりも実際に支払った利子総額の方が少ないというケースがあった。それについては、実際の利子額分を補助している状況である。

(委員長) 県内の実施状況は？

(担当) 県下33市町村のうち、20市町村が同様の制度を実施している。

(委員長) ということは、13の市町村は実施していないということである。近隣でも秦野市が制度を廃止したと聞いているが、町で本制度を継続する必要性があるのか？

(担当) 住宅資金の利子補助という側面でのみ捉えるのではなく、勤労者等の生産年齢人口の確保ということで、町の人口が減らないよう、また、転入者が増加するように実施している側面もある。それが商業的な振興にもつながると考える。

(委員長) 本制度が実際にそのような効果をあげているのか、証明はできるのか？

(担当) 具体的に証明することはできない。

(委員長) 実績が88件というのも、税・行政の公平性から見ると著しく偏りがあるように感じる。また使用金融機関が中央ろうきんのみであるということも疑問である。本制度は開始から34年も経過しているが、今本当に必要性があるのかどうか不明である。

(副委員長) 計算上では、1件当たり平均で年間15万円前後を補助している形になっている。現在の貯金の金利を考えた場合、それだけの額を受け取るためには億単位で貯金しなければならない。そのような感覚からすると、3%という補助率と限られた対象者への補助という本制度は、町民感情から著しく乖離している。制度の開始当初は金利も8%を超えていたため、一部の人間に対する3%の補助という制度に問題は少なかったであろうが、その制度に疑問を持たず、規定にあるからそのまま継続するという町の姿勢はいかがなものか。

また、金利そのものを補てんするという考え方も、現在の社会状況に合った補助金の制度なのか。町職員は町民感覚をしっかりと捉え、きちんと議論して貰いたい。

(委員長) 副委員長の言うとおりの、34年前は意味があったのかもしれない。一般的な利率が高くて、家の購入が難しい。その時代には補助する意味があったであろうが、今はそのような背景がない。また、年に20件程度しか新規申請がないということは、必要性がないということに等しいのでは。以前からあった制度を廃止するには難しい側面もあるとは思いますが、町の財政状況を考えると継続する必要はないと思われる。

(委員) きちんと説明すれば、町民も理解するはずである。

(副委員長) 本事業の平成23年度の財源について、予算と決算で一般財源と国県支出金の割合が逆転し、当初の想定に対し、倍以上の額が町から持ち出されている。(30%の町の持ち出しを想定した予算に対し、決算では63%の町の持ち出しとなっている。)国からの支出が見込めない時点で、町から持ち出すという短絡的な考え方ではなく、総予算額を縮減すべきでは。

(担当) 今まで指摘いただいたことから、本制度の見直しを行う必要があるということは理解したが、国の支出に合わせて、ある年度は補助の増減を行う、又は廃止するという事は違うと思う。町民から見た場合、補助の財源が国であるか町であるかということとは関係ない。町の制度として捉えるべきものとする。

(委員長) 本制度を廃止すべきという結論になった場合、どのような体制を取ることができるのか？

(担当) 制度を廃止すると仮定するならば、新年度からの新規受付をストップするという形になると思われる。

(委員長) 既存分については継続するが、新規受付はなし、という体制を平成25年度から取れるよう、頑張っていたきたい。

(主管課長) いきなり廃止ではなく、補助額を段階的に下げるなどの措置も考えていきたいと思う。

(委員) 既存分についても見直すことはできないのか？

(委員長) 既存分については、補助申請・決定がされたときの約束事であるため、継続するしかないであろう。近隣市町を見ても、廃止措置を取っているところもあるので、是非、廃止する方向で検討してもらいたい。

～勤労者福祉事務経費～

(委員長) 労政問題懇話会の事業報告・収支決算書(113・114ページ)を見ると、その内容の殆どが交流に関するものである。町の勤労者で労組に加入されている方は、おそらく少数であり、更にこの労組の中でもこれら交流イベントに参加される方は少数であろう。ほんの一部の人に対し、120万円もの公金を支出するという事は、公金の支出としては著しく不公平であり、無駄遣い以外の何者でもない。昔から継続して行ってきたものだと思うが、惰性で継続して行くのはいかがなものか。メーデー補助金も然りで、これら補助金については、定期的に見直しを行うべきである。支出の必要性をはっきりと胸を張って説明できないものは、廃止すべきだと思う。当初は意味があったのかもしれないが、現時点でも意味があるのか、きちんと検討すべきである。

(担当主幹) 指摘いただいた事項について、多分にそのような側面があると思われるため、今後見直しを図っていく。

(委員長) 懇話会への補助の存続については、他に手段があるはずである。例えば町の会議室を無料で貸し出すなど、別の方策を検討してもらいたい。

(主管課長) 平成24年度予算では、平成23年度から半分にまで落としている。来年度についても、現在検討しているところである。

(副委員長) 企業等との連携という意味では、組合と懇話会を持つのも良いが、これら8企業の社長と町長とで懇話会を設けた方が良い。税金をたくさん納めている町の優良企業であるのだから、連携が弱まることのないよう、意を汲んで対応してもらいたい。ただし、これほどの補助金である必要はないと考える。是非、有意義な懇話会・懇談会を設けてもらいたい。

勤労者住宅資金 利子補助金	【石田委員】 利子補助について具体的数値を使って一世帯あたりの一般的な補助額の計算式を示してほしい。	別紙「別表(第3条関係)」参照
	【石田委員】 利子補助は国または県も一部負担しているのか？	国や県が対象者に対して、補助することはありませんが、町が補助している分について、国の予算の範囲内で社会資本整備総合交付金が交付されています。
	【生田委員】 低金利が今後も継続すると予想されます。補助率の見直しはしますか。	要綱では、実際に支払った利子額と比較して少ない方の額を補助することになっているので、現状では見直しは考えていません。
	【生田委員】 補助は借入額の割合でなく支払い金利の割合で支給すべきでは。	融資額のうち600万円までを補助対象としているため、支払い金利の割合で支給するとすると、支払い金利のうち600万円までの分とそれを超える分とを按分することになり、事務が煩雑になります。 また、補助を受ける側からすると借り入れた額に応じて補助限度額が一目でわかったほうが、家庭での経済的な計画などが立てやすいと考えています。
	【吉田委員】 利子補助を受ける者に対して所得制限や年齢制限があるのか。	ありません。
	【吉田委員】 なぜ中央労働金庫なのか。	中央労働金庫は、働く人の福祉金融機関として発足し、機能している金融機関であることと、勤労者の向けの制度ということで、申請のとりまとめや対象者への振込という煩わしい事務手続きを代行してくれるため。
	【宮内委員】 補助率は借入額の3%以内となっているが、23年度の補助率はいくらになっていますか	別紙「別表(第3条関係)」参照

別表 (第3条関係)

(単位: 円)

借入金額	1ヶ月の利子補助金額	借入金額	1ヶ月の利子補助金額
500,000	1,100	3,300,000	7,600
600,000	1,300	3,400,000	7,800
700,000	1,600	3,500,000	8,000
800,000	1,800	3,600,000	8,200
900,000	2,000	3,700,000	8,500
1,000,000	2,300	3,800,000	8,700
1,100,000	2,500	3,900,000	8,900
1,200,000	2,700	4,000,000	9,200
1,300,000	2,900	4,100,000	9,400
1,400,000	3,200	4,200,000	9,600
1,500,000	3,400	4,300,000	9,900
1,600,000	3,600	4,400,000	10,100
1,700,000	3,900	4,500,000	10,300
1,800,000	4,100	4,600,000	10,500
1,900,000	4,300	4,700,000	10,800
2,000,000	4,600	4,800,000	11,000
2,100,000	4,800	4,900,000	11,200
2,200,000	5,000	5,000,000	11,500
2,300,000	5,200	5,100,000	11,700
2,400,000	5,500	5,200,000	11,900
2,500,000	5,700	5,300,000	12,200
2,600,000	5,900	5,400,000	12,400
2,700,000	6,200	5,500,000	12,600
2,800,000	6,400	5,600,000	12,900
2,900,000	6,600	5,700,000	13,100
3,000,000	6,900	5,800,000	13,300
3,100,000	7,100	5,900,000	13,500
3,200,000	7,300	6,000,000	13,800

勤労者福祉 事務経費	<p>【石田委員】 労政問題懇話会の年間活動実績と支出明細を示してほしい。</p>	<p>別紙「運営要領」「委員名簿」「事業報告」「収支決算書」参照</p>
	<p>【石田委員】 比較参考値として他市町の労働者福祉協議会補助金が記載されているが、寒川町には労働者福祉協議会はないのか？それに代わるものが労政問題懇話会なのか？</p>	<p>藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町のエリアに湘南地域労働者福祉協議会が存在しています。 また、大磯町、二宮町は、西湘地域労働者福祉協議会のエリアとなっています。</p>
	<p>【生田委員】 労働問題懇話会とはどのような団体ですか？又寒川町のために何をしてくれますか？それは補助金を出すに値いする内容ですか。</p>	<p>別紙「運営要領」「委員名簿」「事業報告」「収支決算書」参照</p>

労政問題懇話会運営要領

(設置及び目的)

第1条 この要領は、労働関係の行政を積極的に、推進するため、寒川町とその地域労働団体の代表により、労政問題懇話会（以下「懇話会」という）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与する。

- ① 労働行政の基本計画に関すること。
- ② 主要事業の計画に関すること。
- ③ 労働行政の年間計画に関すること。
- ④ その他必要な事項。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、労働組合8名及び寒川町職員2名より構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会には、会長をおき委員の互選により定める。

- ① 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- ② 会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の招集及び会議)

第6条 懇話会の招集は会長が招集する。

- ① 懇話会の会議は、会長が議長となり委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし議長が必要と認めるときは、小委員会を開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 懇話会に事務局をおき、産業振興課が行なう。

- ① 事務局は、会長の指揮を受けて懇話会の庶務を処理する。

(経費)

第9条 この懇話会の経費は、補助金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

附 則 この要領は昭和54年3月28日から施行する。

附 則 この要領は平成元年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成13年4月13日から施行する。

平成24年度 労政問題懇話会委員名簿

【労働側】

組 合 名	氏 名	住 所	電 話	備 考
セイコーエプソン労組	林 俊則	小谷2-1-1	(75)5122	会 長
河西工業労組	熊坂 竜也	宮山3316	(75)2400	職務代理
旭ファイバーグラス労組	大村 寿夫	一之宮6-11-1	(75)0522	職務代理
敷島製パン労組	森田 友唯	一之宮7-9-1	(74)1411	
湘南ユニテック労組	遠藤 光洋	倉見1919	(73)2013	
日東化工労組	清田 明	一之宮6-1-3	(74)4194	
JX日鉱日石金属労組	上田 真稔	倉見3	(75)7559	
日産工機労組	中島 勝也	岡田6-6-1	(75)0451	

【敬称略】

【町 側】

職 名	氏 名	住 所	電 話	備 考
副 町 長	木内 礼次郎	宮山165	(74)1111	
町民環境部長	木内 幸			内線205

【敬称略】

平成24年5月10日現在

平成23年度「労政問題懇話会」事業報告

【総会・会員交流会】

平成23年 4月22日 18:00～ 寒川総合体育館他 23名

【委員会】

①平成23年 4月22日 16:00～ 寒川総合体育館 10名

②平成23年 7月 6日 14:00～ 日産工機(株) 8名

※工場見学：日産工機(株)

③平成23年10月 4日 10:30～ 寒川町役場 10名

④平成24年 3月28日 14:00～ 寒川町役場 11名

【参加事業】

①相模川美化キャンペーン

*平成23年 6月 5日 9:00～ 相模川神川橋下流 9名

②寒川町産業まつり

*平成23年11月20日 8:30～ さむかわ中央公園 16名

【行政懇談会】

町長との懇談会

*平成23年10月 4日 12:00～ 東分庁舎・第1会議室 10名

【委員研修会】

*平成23年11月25日 6:30～

※浜岡原子力館(新エネルギーホール) 16名

【講座】

寒川町労働講座

*平成23年11月11日 18:30～ 寒川総合体育館 50名

【親睦交流会】

①ボウリング大会

*平成23年 6月 9日 18:30～ 寒川セントラルボウル 76名

②鮎のつかみ取り

*平成23年 8月27日 10:30～ 神川橋下流河川敷 201名

③日帰りバスツアー

*平成24年 1月21日 8:00～ 伊豆方面 85名

平成23年度「労政問題懇話会」収支決算書

収 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
補助金	1,200,000	1,200,000	0	町補助金
負担金	380,000	332,000	△ 48,000	参加者負担金 ・ボウリング大会 38,000 円 ・鮎のつかみ取り 76,000 円 ・日帰りバスツアー 218,000 円
繰越金	395,634	395,634	0	前年度繰越金
雑入	24,366	18,399	△ 5,967	預金利子 149 円 わたがし売上金 18,250 円
計	2,000,000	1,946,033	△ 53,967	

支 出

(単位:円)

科 目	当初予算額	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明	明
会議費	100,000	100,000	79,006	20,994	委員会時飲み物代等 総会時交流会費	11,236 円 67,770 円
事務費	10,000	10,000	7,786	2,214	事務用品	
事業費	1,660,000	1,660,000	1,416,306	243,694	ボウリング大会 鮎のつかみ取り 労働講座 町長との懇談会 産業まつり 日帰りバスツアー	197,002 円 576,346 円 10,390 円 22,000 円 67,189 円 543,379 円
研修費	100,000	100,000	81,730	18,270	委員研修会費	
雑費	30,000	30,000	18,250	11,750	社会福祉協議会会費等	
予備費	100,000	100,000	0	100,000		
計	2,000,000	2,000,000	1,603,078	396,922		

(付帯事項) 予算の執行については、会長において各科目間の流用ができる。

【収 入】	【支 出】	【来年度繰越金】
1,946,033 円	- 1,603,078 円	= 342,955 円